

2025

障害福祉のあんない



車いすサイコー!!

出典：内閣府

令和6年度「障害者週間のポスター」横浜市表彰作品

横浜市障害福祉のあんないアプリは
右の二次元バーコードからダウンロードできます
詳しくは、本冊子1ページ左側をご覧ください



- 1 相談窓口
 - 2 手帳の交付
 - 3 障害者総合支援法の概要
 - 4 児童福祉法の概要
 - 5 在宅生活の支援
 - 6 地域活動の促進
 - 7 施設・居住支援
 - 8 日常生活用具・補装具等
 - 9 住 宅
 - 10 外出を支援するサービス
 - 11 情報伝達支援
 - 12 防災・減災
 - 13 選 挙
 - 14 療育・教育
 - 15 訓 練
 - 16 就 労
 - 17 医療制度
 - 18 手当・年金・給付金・貸付
 - 19 税金・公共料金等
 - 20 スポーツ・文化・レクリエーション
 - 21 障害者団体・ボランティア
 - 22 資料編
- 介護保険制度について
 - 「横浜市障害者プラン(第4期)」について
 - 福祉保健センター窓口一覧表(裏表紙)

横浜市

広告

視覚に障害のある方や、見えにくくてお困りの方のご相談をお待ちしています。

【おすすめしたい商品を多数取り揃えております。是非、ご相談や情報収集にご来店をお待ちしております。】



遮光眼鏡 無料で20日間貸出し・眩しい方のご相談実施中
高倍率ルーペ 常時350種類ご用意 見比べて下さい。
強力ライト 万が一の夜間歩行や暗がりにも必需品！
音声時計 時刻を音声でお知らせする音声時計や、
 直接針に触れる事ができる触読時計など。
拡大読書器 最新据置き型や携帯型を30台ご用意！
 自分に合った見え方、使いやすさを比べてお選びください。

プレクストーク (ポータブルレコーダー)

デジタイズ図書、JRPS会報誌などの再生や、音楽CDを聴く、メモ録！カセットテープに変わる機械です。

ものしりトーク (ICタグレコーダ) タグに音声でメモ録

テルミー (活字読上げ装置) SPコードの音声再生に！

音声体重計 単眼鏡 弱視眼鏡 などなど

音声で体重をお知らせ。特殊めがねをお作りしています。

お客様に役立つ便利知識 (情報) 提供しています。

光学堂ロービジョンルーム

〒220-0051 横浜市西区中央2丁目 6-5 めがねの光学堂内

毎週水曜定休日 営業時間: am10:00~pm7:00

完全予約制: ご来店の際はお電話でご予約ください。

045-290-0048 担当: 中山 まで

くわしくは、<http://www.kougakudo.jp/>



広告

福祉施設 も 介護住宅 も

リョーコーホームにおまかせください！

横浜市泉区で50年以上のリョーコーホームは戸建て住宅だけではなく
 福祉施設、介護住宅にも強い工務店です。

リフォームや
 福祉用具も
 ご相談ください

福祉施設

介護住宅



法人募集のお手伝いやマッチングなどお気軽にご相談ください。



地域で一番信頼される工務店を目指して

リョーコーホーム (株)

〒245-0023 神奈川県横浜市泉区和泉中央南3-1-6

特定建設業: 神奈川県知事 許可 (特-2) 第7542号 /

一級建築士事務所: 神奈川県知事 登録第12293号 / 宅地建物取引業: 神奈川県知事 免許 (15) 第3756号

ご相談はこちら

0120-24-1185

【受付時間】9:00~18:00 【定休日】火曜日、水曜日、祝祭日

リョーコーホーム

検索



はじめに

- この冊子は、横浜市内にお住まいの障害児・者やその家族の方々が利用できる福祉サービスを取りあげ、その内容等を紹介したものです。
- ・ 障害のある方とご家族→区福祉保健センターで無償配布
- ・ 上記以外の方→下記の場所では有償配布（一部 300 円）

区	施設名	所在地
鶴見区	鶴見区基幹相談支援センター (つるみ地域活動ホーム 幹)	鶴見区豊岡町 3-4 リコービル 1 階
西区	地域活動ホームガッツ・びーと西	西区浜松町 14-40
中区	市庁舎市民情報センター	中区本町 6-50-10
南区	地域活動ホームどんとこい・みなみ	南区中村町 4-270-3
港南区	港南中央地域活動ホームそよかぜの家	港南区港南 4-2-8
保土ケ谷区	ほどがや地域活動ホーム ゆめ	保土ケ谷区神戸町 140-2
旭区	旭公会堂	旭区鶴ヶ峰 1-4-12 旭区総合庁舎 4 階
磯子区	いそご地域活動ホームいぶき	磯子区杉田 5-32-15
金沢区	金沢地域活動ホームりんごの森	金沢区能見台東 2-4 能見台ふれあい館 1 階
港北区	港北公会堂	港北区大豆戸町 26-1
緑区	みどり地域活動ホームあおぞら	緑区中山 3-16-1
戸塚区	東戸塚地域活動ホームひかり	戸塚区川上町 4-9
栄区	サポートセンター径	栄区桂町 711
神奈川区・青葉区・都筑区・泉区・瀬谷区では、区役所売店（裏表紙）で販売しています。		

ご利用上の注意

- 原則として令和 7 年 4 月 1 日時点での情報を掲載し、毎年 6 月頃に発行しています。最新の情報については、横浜市のホームページに掲載しています。
- 記載内容は最小限にとどめてありますので、詳細については、それぞれの窓口におたずねください。
- 今後、制度の内容等が変わる場合がありますので、ご確認の上、ご利用ください。
- 本文中の記号・表記の意味は次のとおりです。

身：身体障害者向け 知：知的障害者向け 精：精神障害者向け

支援法：障害者総合支援法の対象事業

検索：横浜市のホームページにおける検索ワードです
- 障害福祉サービス事業所・施設一覧は、横浜市ホームページに掲載しています。

障害福祉のあんない

検索

本冊子の内容及び、2024 年度版との変更点を掲載しています。

表紙：「車いすサイコー !!」（小学生区分 表彰作品）小野寺悠真さんの作品

横浜市立港南台第三小学校 4 年（応募当時）

障害程度別該当事業一覧表

1 相談窓口

総合窓口

(1) 各区福祉保健センター（区役所内）	1
(2) 児童相談所	1
(3) 障害者更生相談所	1
(4) 横浜市総合リハビリテーションセンター	1
(5) 相談支援	2
■一般相談、緊急時の対応に関する相談	2
■専門的・個別的な相談	3
(6) 計画相談支援	3
(7) 社会福祉協議会	3
■（福）横浜市社会福祉協議会	3
■障害者支援センター	4
■各区社会福祉協議会	4

身近な相談場所

(1) 地域ケアプラザ	5
(2) 障害者ピア相談センター	5
(3) 民生委員・児童委員	5

身体障害に関する相談

(1) 横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設	6
(2) 神奈川県ライトセンター	6
(3) 神奈川県聴覚障害者福祉センター	6
(4) 神奈川県盲ろう者支援センター	6

こころの健康に関する相談

(1) こころの健康相談センター	7
■こころの電話相談	7
■依存症相談窓口	7
■自死遺族ホットライン	7
(2) 精神科救急医療情報窓口	7
(3) 精神障害者生活支援センター	8
(4) 横浜市総合保健医療センター	9

発達障害に関する相談

(1) 横浜市発達障害者支援センター	9
(2) 学齢後期障害児支援	9

高次脳機能障害に関する相談

(1) 横浜市高次脳機能障害支援センター	10
(2) 横浜市高次脳機能障害者専門相談	10
(3) 神奈川県総合リハビリテーションセンター	10

権利擁護に関する相談

(1) あんしんセンター	11
■区社協あんしんセンター(各区社会福祉協議会)	11
■横浜生活あんしんセンター (横浜市社会福祉協議会)	11
(2) 横浜市福祉調整委員会	12

(3) 身体障害者補助犬の同伴または使用に関する相談	12
----------------------------	----

(4) 成年後見制度の利用	12
---------------	----

■よこはま成年後見推進センター	12
-----------------	----

■横浜家庭裁判所	12
----------	----

(5) 横浜市障害者後見的支援制度	12
-------------------	----

(6) 横浜市障害者虐待防止センター	14
--------------------	----

(7) 障害者差別に関する相談	14
-----------------	----

難病に関する相談	
かながわ難病相談・支援センター	14

医療的ケアに関する相談	
横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター	15

若年性認知症に関する相談	
若年性認知症支援コーディネーター	15

2 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳の交付	16
(2) 愛の手帳（療育手帳）の交付	16
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	16

3 障害者総合支援法の概要

(1) 障害者総合支援法とは	18
(2) 障害者総合支援法の対象者	18
(3) 事業体系のしくみ	18
(4) サービス利用までの流れ	19
(5) 障害支援区分の認定	19
(6) 福祉サービスの概要	20
(7) 障害支援区分と利用できるサービス	21
(8) 利用者負担のしくみ	22
(9) 福祉サービスに関する苦情の相談窓口	23
(10) 障害者総合支援法の対象疾病一覧(376 疾病)	24

4 児童福祉法の概要

(1) 児童福祉法に基づく障害児支援の概要	28
(2) サービス利用までの流れ	28
(3) 福祉サービスの概要	29
(4) 利用者負担のしくみ	29

5 在宅生活の支援

在宅でのサービス

(1) ホームヘルプサービス（居宅介護等）	31
(2) 重度障害者入浴サービス	31
ア 自宅での訪問入浴サービス	31
イ 施設での送迎入浴サービス	31
(3) 重度身体障害者巡回判定	31
(4) 身体障害者健康診査	31
(5) 在宅障害児・者家庭援護活動	32
(6) あんしん電話の設置	32
(7) 市立図書館の図書配送貸出	32

(8) ごみ出しの支援	33
その他（自立生活の援助など）	
(1) 障害者自立生活アシスタント	34
(2) 自立生活援助	35
(3) 精神障害者退院サポート	35
(4) 地域移行・地域定着支援	36
ア 地域移行支援	36
イ 地域定着支援	36
(5) 就労定着支援	36
(6) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援	36
(7) 重度訪問介護利用者大学修学支援	36
(8) 重度障害者等就労支援	37
(9) 訪問指導	37
日中活動	
(1) 障害福祉サービス	37
ア 生活介護	37
イ 自立訓練（機能訓練）	37
ウ 自立訓練（生活訓練）	38
エ 宿泊型自立訓練	38
オ 就労移行支援	38
カ 就労継続支援（A型）	38
キ 就労継続支援（B型）	38
(2) 地域活動支援センター	39
ア 地域活動支援センター（デイサービス型）	39
イ 地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）	39
ウ 精神障害者生活支援センター	39
エ 中途障害者地域活動センター	39
施設等の一時利用	
(1) 短期入所・日中一時支援	40
(2) 緊急一時保護制度（病院入所及び家庭介護人派遣）	40
(3) 難病患者一時入院	40
(4) 精神障害者家族支援（緊急滞在場所運営）	40

6 地域活動の促進

障害者地域活動ホーム	41
多機能型拠点	41
■「黄色」は「配慮が必要」というサイン	42
■災害時用ストーマ用装具の保管について	42

7 施設・居住支援

障害者	
(1) 障害者グループホーム	43
(2) 施設入所支援	43
(3) 療養介護	43
障害児	
(1) 福祉型障害児入所施設	43
(2) 医療型障害児入所施設	43
(3) 児童発達支援センター	43

8 日常生活用具・補装具等

福祉機器等に関する相談・情報提供	
(1) 横浜市総合リハビリテーションセンター	44
(2) 福祉機器支援センター	44
日常生活用具・補装具	
(1) 日常生活用具の給付	44
(2) 補装具費の支給	47
(3) 補装具の購入等に係る費用の助成	47
器具の購入に関する助成等	
(1) 訓練・介助器具の購入費の助成	48
(2) 福祉用具購入費（生活福祉資金）の貸付	48
■補装具製作施設	48

9 住宅

住宅に関する相談・情報提供の窓口	
(1) 福祉機器支援センター	49
(2) よこはま住まいサポート （横浜市居住支援協議会）相談窓口	49
(3) セーフティネット住宅	49
住宅に関する助成	
住環境整備費の助成	50
入居優遇	
(1) UR 賃貸住宅への申込	50
(2) 市営・県営住宅への入居優遇	51
貸付	
住宅増改築費（生活福祉資金）の貸付	51

10 外出を支援するサービス

外出の手助け	
(1) 移動情報センター	52
(2) ヘルパーによる外出支援	52
(3) ガイドボランティアによる外出支援	53
(4) 盲ろう者通訳・介助員の派遣	53
(5) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣	53
(6) 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付	54
(7) 身体障害者補助犬定期検診等	54
(8) 施設等通所者への交通費助成	54
(9) 在宅重症難病患者の患者等搬送車利用料助成	55
交通手段の割引等	
(1) 鉄道運賃の割引	55
(2) バス運賃の割引	58
(3) 福祉特別乗車券の交付	58
(4) タクシー料金の割引	59
(5) 福祉タクシー利用券の交付	60
(6) 有料道路通行料金の割引	61
(7) 国内航空運賃の割引	63
自動車の運転等に関する各種制度	
(1) 障害者自動車燃料券の交付	63
(2) 安全運転相談（安全運転相談ダイヤル）	65
(3) 自動車運転免許取得費用の助成	65

(4) 改造教習車がある教習所	65	(1) 聴覚障害者災害情報配信登録	82
(5) 技能習得費・自動車購入費の貸付 (生活福祉資金)	65	(2) 110 番アプリシステム	82
(6) 自動車改造費用の助成	66	(3) Net119 緊急通報システム (Net119)	82
(7) 自動車駐車場の割引	67	風水害	
(8) 自転車駐車場の整理手数料の免除	67	■風水害への備え	82
(9) 駐車禁止除外指定車の指定	68	地震	
(10) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度 (パーキング・パーミット制度)	68	■災害用コミュニケーションボード	83
障害者に配慮した車両の利用		■福祉避難所	83
(1) ユニバーサルデザイン (UD) タクシーの利用	69	13 選 挙	
(2) 福祉有償運送	69	(1) 郵便等による不在者投票制度	84
(3) 福祉タクシー等の利用	69	■郵便等による不在者投票における 代理記載制度	84
(4) ハンディキャブ (リフト付車両) の運行	70	(2) 点字シール	85
(5) ハンディキャブ (リフト付車両) の貸出	70	14 療育・教育	
(6) 福祉バスの提供	70	療育等	
■福祉のまちづくり	71	(1) 地域療育センター	86
■横浜市福祉のまちづくり推進指針 (令和3年度～7年度)	71	(2) 小児療育相談センター	86
11 情報伝達支援		(3) 児童発達支援・放課後等デイサービス	86
視覚に障害のある方への情報伝達支援		(4) 保育所等訪問支援	86
(1) 録音・点字資料等の貸出、対面朗読	72	(5) 居宅訪問型児童発達支援	87
(2) 点字郵便物郵便料金の免除	72	(6) 障害児地域訓練会	87
(3) 広報よこはまによる情報提供	72	(7) 保育所等	87
(4) ヨコハマ議会だよりによる情報提供	72	(8) 幼稚園	87
(5) 本市からの通知の点字による情報提供	72	放課後児童育成	
聴覚に障害のある方への情報伝達支援		(1) 放課後キッズクラブ	88
(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	73	(2) 放課後児童クラブ	88
(2) 救急時における手話通訳者の派遣	73	(3) 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール	88
(3) 区役所への手話通訳者及びタブレット端末の配置	73	教育に関する相談窓口	
(4) ファクシミリの設置	73	(1) 特別支援教育総合センター	88
(5) 市会傍聴席での文字表示等	74	(2) 教育総合相談センター	89
(6) 議会広報テレビ番組による情報提供	74	(3) 視覚障害児・重度の聴覚障害児の教育相談	89
その他情報伝達支援		県内特別支援学校一覧	89
(1) 青い鳥郵便葉書の無償配布	74	15 訓 練	
(2) 医療機関の案内	75	(1) リハビリ教室	94
(3) 市立図書館の図書配送貸出	75	(2) 社会参加訓練	94
■社会福祉に関する情報提供	75	■横浜市障害者社会参加推進センター	94
「コミュニケーションボード」		16 就 労	
(お店用・救急用・災害用)	76	就労に関する相談・支援機関	
■ご存知ですか?…障害に関するマークいろいろ	77	(1) 横浜市障害者就労支援センター	95
12 防災・減災		(2) 公共職業安定所 (ハローワーク)	96
■災害に備えた日ごろの準備	80	(3) 神奈川障害者職業センター	96
災害時要援護者名簿	81	(4) 神奈川障害者職業能力開発校	97
災害等緊急時における情報配信		(5) 神奈川能力開発センター	97
(1) 防災情報 E メール配信	81	(6) 就労移行支援・就労継続支援 (A型・B型)・就労定着支援	97
(2) Yahoo! 防災速報	81	就労に関する制度・事業	
(3) 防犯情報 E メール配信	81	(1) ふれあいショップ	98
災害等緊急時における聴覚に障害がある方への情報伝達支援		(2) 雇用創出・啓発	98

(3) その他の就労支援に関する制度・事業	98
17 医療制度	
(1) 自立支援医療（育成医療）の給付	99
(2) 自立支援医療（更生医療）の給付	99
(3) 自立支援医療（精神通院医療）の給付	99
(4) 重度障害者医療費の助成	100
(5) ひとり親家庭等医療費の助成	100
(6) 精神障害者入院医療援護金	100
(7) 小児慢性特定疾病医療の給付	101
(8) 特定医療費（指定難病）助成制度	101
(9) 後期高齢者医療制度	101
(10) 進行性筋萎縮症児・者関連事業	101
(11) 心身障害児・者の歯科診療	102
(12) 23 価肺炎球菌ワクチン接種費用助成【任意接種】	102
18 手当・年金・給付金・貸付	
(1) 神奈川県在宅重度障害者等手当	103
(2) 特別児童扶養手当	103
(3) 障害児福祉手当	105
(4) 児童扶養手当	106
(5) 障害児育児手当金	106
(6) 特別障害者手当	107
(7) 障害基礎年金	107
(8) 特別障害給付金	108
(9) 障害厚生年金	108
■年金事務所	108
(10) 年金生活者支援給付金	109
(11) 心身障害者扶養共済（しょうがい共済）	109
(12) 在日外国人障害者等福祉給付金	110
(13) 奨学金	110
(14) 生活福祉資金の貸付	111
(15) 視覚障害者技能習得援助資金	111
(16) 産科医療補償制度	112

19 税金・公共料金等	
税金の窓口	
(1) 税務署（所得税、消費税、相続税などの国税）	113
(2) 県税事務所等（個人事業税、自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割）	113
(3) 区役所税務課（市民税・県民税、軽自動車税（種別割）、固定資産税）	113
税金の控除・減免	
(1) 所得税の障害者控除	114
(2) 市民税・県民税の非課税	114
(3) 市民税・県民税の障害者控除	115
(4) 相続税の障害者控除	115
(5) 一定の身体障害者用物品に対する消費税の非課税	115
(6) 信託受益権の贈与税の非課税	115
(7) 個人事業税の非課税・減免	116

(8) 自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割の減免	116
■届出書の提出について	117
(9) 軽自動車税（種別割）の減免	117
(10) バリアフリー改修工事を行った住宅にかかる固定資産税の減額	117
(11) 少額預金等・少額公債の利子非課税制度（障害者等マル優・特別マル優）	117
公共料金等の免除・減免	
(1) 粗大ごみ処理手数料の減免	119
(2) 水道料金等の減免	120
(3) NHK 放送受信料の免除	120
(4) NTT 東日本電話番号案内料の免除	121
(5) 携帯電話料金の割引等	122
(6) ニュー福祉定期貯金（郵便局・ゆうちょ銀行）	122

20 スポーツ・文化・レクリエーション	
市内のスポーツ大会	
(1) ハマピック（横浜市障害者スポーツ大会）	123
(2) 横浜市ふれあいスポーツ大会	123
(3) 横浜市身体障害者運動会	123
スポーツ・文化・レクリエーション施設	
(1) 障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール、ラポール上大岡）	124
■施設の取組やイベント等にスポーツを取り入れませんか？	125
(2) 横浜あゆみ荘（障害者研修保養センター）	125

21 障害者団体・ボランティア	
(1) 障害児・者団体の一覧	126
(2) ボランティア活動（各区社会福祉協議会など）	127
(3) 障害者年記念基金	128
■毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日は「障害者週間」です。	128

22 資料編	
介護保険制度について	129
身体障害者障害程度等級表	132
『横浜市障害者プラン（第 4 期）』について	134
さくいん	
福祉保健センター（区役所内）窓口一覧表	裏表紙

障害程度別該当事業一覧表（△は一部該当）

制度 障害種別			在宅生活の 支援		日常生活用 具・補装具		住 宅		外出を支援するサービス ※印は旅客運賃減額に該当																		情 報									
			居 宅 介 護 （ホームヘルプ）	重 度 障 害 者 入 浴 サ ー ビ ス	あ ん し ん 電 話 の 設 置	ふ れ あい 収 集 ・ 粗 大 ご み の 持 ち 出 し 収 集	日 常 生 活 用 具 の 給 付	補 装 具 費 の 支 給	訓 練 ・ 介 助 器 具 の 購 入 費 の 助 成	住 環 境 整 備 費 の 助 成	U R 賃 貸 住 宅 へ の 申 込	市 営 ・ 県 営 住 宅 へ の 入 居 優 遇	ガ イ ド ヘ ル プ （ 移 動 支 援 ）	ガ イ ド ボ ラ ン テ ィ ア に よ る 外 出 支 援	盲 ろ う 者 通 訳 ・ 介 助 員 の 派 遣	※ 鉄 道 運 賃 の 割 引	※ バ ス 運 賃 の 割 引	福 祉 特 別 乗 車 券 の 交 付	タ ク シ ー 料 金 の 割 引	福 祉 タ ク シ ー 利 用 券 の 交 付	※ 有 料 道 路 通 行 料 金 の 割 引	※ 国 内 航 空 運 賃 の 割 引	障 害 者 自 動 車 燃 料 券 の 交 付	自 動 車 運 転 免 許 取 得 費 用 の 助 成	自 動 車 改 造 費 用 の 助 成	自 動 車 駐 車 場 の 割 引	自 転 車 駐 車 場 の 整 理 手 数 料 の 免 除	駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 の 指 定	パ ー キ ン グ ・ パ ー ミ ッ ト 制 度	ハ ン デ ィ キャ プ （ ワ フ ト 付 車 両 ） の 運 行 貸 出	手 話 通 訳 者 ・ 要 約 筆 記 者 の 派 遣	青 い 鳥 郵 便 葉 書 の 配 布	聴 覚 障 害 者 対 応 災 害 情 報 配 信 登 録			
身体障 害者手帳	視覚障害	1級		○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○		
		2級		○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○		
		3級			△	○	○	○	△	○	○		○	△	○	○	○	○	△	○	○	△	○	△			○	○	○	○						
		4級			△	○	○			○	○		○	△	○	○	○	○	△	○	○	△	○	△			○	○	○	○						
		5級			△	○	○						○		○	○		○	△	○		△	○			○	○									
		6級			△	○	○						○		○	○		○	△	○		△	○			○	○									
	聴覚・平衡 機能障害	2級		○	△	○	○	○	○	○	○			△	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	
		3級			△	○	○	○	△	○	○				△	○	○	○	○		△	○		○		○	○	○	○			○		○		
		4級			△	○	○	○		○	○				△	○	○	○	○		△	○		○		○	○			△			○			
		5級			△	○	○	○								○	○	○	○		△	○		○		○	○			△			○			
		6級			△	○	○	○								○	○	○	○		△	○		○		○	○					○				
		音声・言語 機能障害	3級			△	○	○	○	△	○	○				○	○	○	○		△	○		○		○			○	○				○		
	4級			△	○	○	○		○	○					○	○	○	○		△	○		○		○			○	○				○			
	肢体不自由 （上肢・下 肢・体幹）	1級	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○			○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
		2級	○	○	△	○	○	○	○	○																										

(注) この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

医 療				手当・年金等・貸付												税金・公共料金等																	
自立支援医療（更生医療）の給付	自立支援医療（育成医療）の給付	重度障害者医療費の助成	精神障害者入院医療費助成金	後期高齢者医療制度	23価肺炎球菌ワクチン接種費用助成	神奈川県在宅重度障害者等手当	特別児童福祉手当	障害児福祉手当	児童扶養手当	障害児育児手当金	特別障害者手当	障害基礎年金	特別障害給付金	障害厚生年金	年金生活者支援給付金	心身障害者扶養共済（しよがい共済）	在日外国人障害者等福祉給付金	技能習得費（生活福祉資金）の貸付	住宅増改築費（生活福祉資金）の貸付	所得税の障害者控除	市民税・県民税の非課税	市民税・県民税の障害者控除	相続税の障害者控除	個人事業税の非課税	個人事業税の減免	自動車税（種別割）の減免	軽自動車税（種別割）の減免	マル優・特別マル優制度	粗大ごみ処理手数料の減免	水道料金等の減免	NHK放送受信料の免除	NTT東日本電話番号案内料の免除	
全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額	全額	半額
○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																

公式アプリ
誕生！

横浜市障害福祉の あんないアプリ

サービス・制度・施設検索
お知らせ確認をアプリひとつで。

Download on the
App Store

GET IT ON
Google Play



アプリの便利な機能一覧！

サービス・制度検索



障害種別・暮らしの
カテゴリー別にサービス・
制度情報を検索できます。

お知らせ配信



新着情報など
横浜市からのお知らせを
プッシュ通知でお届けします。

事業所・施設検索



近隣地区や現在地から近い
事業所・施設をリストや
マップから検索できます。

横浜市

障害福祉
あんない

いますぐ無料ダウンロード

各ストアでの検索・二次元バーコードから
ダウンロードできます。



横浜市の情報をキーワードで調べる

検索

1 相談窓口

総合窓口

(1) 各区福祉保健センター（区役所内）（一覧は裏表紙）

横浜市では、福祉と保健に関する相談からサービス提供までを一体的に対応できるよう、福祉事務所と保健所の機能を持った福祉保健センターを各区役所に設置しています。福祉・保健に関する相談を受け、必要に応じて各担当が支援等を行います。

(2) 児童相談所

18歳未満の児童に関するさまざまな問題について相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・支援を行っています。

【相談内容】18歳未満の児童についての養育に関する相談、虐待に関する相談、非行に関する相談、障害に関する相談、不登校に関する相談、性格や行動の問題に関する相談、里親に関する相談、保健指導に関する相談など

名 称	所 在 地	電 話	F A X	最 寄 駅	担 当 区 域
中央児童相談所	〒232-0024 南区浦舟町 3-44-2	260-6510(代)	262-4155	地下鉄阪東橋駅	鶴見・神奈川・西・中・南
西部児童相談所	〒240-0001 保土ケ谷区川辺町 5-10	331-5471(代)	333-6082	相鉄線星川駅	保土ケ谷・旭・泉・瀬谷
南部児童相談所	〒233-0013 港南区丸山台 1-9-10	349-0122(代)	840-1258	地下鉄上永谷駅	磯子・港南・金沢・戸塚・栄
北部児童相談所	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2441(代)	948-2452	地下鉄センター南駅	港北・緑・青葉・都筑

(3) 障害者更生相談所

身 知

身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所の機能を有し、主に18歳以上の身体障害者・知的障害者の補装具や自立支援医療（更生医療）、療育手帳（愛の手帳）に関する専門的相談、審査・判定等について、各区福祉保健センターなどと連携して行っています。

【所 在 地】〒222-0035 港北区鳥山町 1770 横浜市総合リハビリテーションセンター内

【最 寄 駅】JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅

【電 話】473-0666（代）【F A X】473-0809

(4) 横浜市総合リハビリテーションセンター

身 知

障害児・者に対して、各区福祉保健センター、児童相談所、医療機関、社会福祉施設等の専門諸機関・施設と連携し、相談・評価・療育・訓練・指導など総合的なリハビリテーションを実施しています。

【所 在 地】〒222-0035 港北区鳥山町 1770

【最 寄 駅】JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅

【電 話】473-0666（代）【F A X】473-0956

【支援内容】①療育、訓練、補装具、医療等のリハビリテーションに関する各種相談

②一貫したリハビリテーションを行うための医学的、心理学的、社会的、職業的な面からの総合的評価・判定

③障害に随伴する疾病の医学的管理

④障害児・者の療育、訓練指導

⑤障害者の就労に関する相談、評価、就労準備の援助

⑥障害児・者への在宅リハビリテーション・サービスの提供

⑦リハビリテーションに関する技術・機器開発、調査研究、研修、市民啓発

(5) 相談支援

身

知

精

障害児・者が地域で安心して自立した生活を送るため、情報提供や一般的な相談に加え、緊急時の対応や行動障害等の個別的な相談などにもお応えしています。また、基幹相談支援センターでは、障害種別にかかわらずすべての障害児・者への相談支援を行っています。

■一般相談、緊急時の対応に関する相談

基幹相談支援センター（18 か所）

名 称	所 在 地	電 話	F A X	最寄駅
鶴見区基幹相談支援センター (つるみ地域活動ホーム幹)	〒 230-0062 鶴見区豊岡町 3-4 リコービル 1 階	580-5066	582-1313	JR 鶴見駅 京急線京急鶴見駅
神奈川区基幹相談支援センター (かながわ地域活動ホームほのぼの)	〒 221-0825 神奈川区反町 1-7-3 ARS ビル 3 階	548-4600	548-4653	東急東横線 反町駅
西区基幹相談支援センター (地域活動ホーム ガッツ・ビーと西)	〒 220-0051 西区中央 1-18-22-103	594-7681	594-7682	京急線 戸部駅
中区基幹相談支援センター (中区障害者地域活動ホーム)	〒 231-0801 中区新山下 3-1-29	628-1343	628-1344	みなとみらい線 元町・中華街駅
南区基幹相談支援センター (地域活動ホームどんとこい・みなみ)	〒 232-0033 南区中村町 4-270-3	264-2866	264-2966	地下鉄 阪東橋駅
港南区基幹相談支援センター (港南中央地域活動ホームそよかぜの家)	〒 233-0004 港南区港南中央通 1-12	370-7502	370-7503	地下鉄 港南中央駅
保土ヶ谷区基幹相談支援センター (ほどがや地域活動ホームゆめ)	〒 240-0003 保土ヶ谷区天王町 1 丁目 17-3 コーポメイプル 1 階	333-8611	331-9030	相鉄線 天王町駅
旭区基幹相談支援センター (地域活動ホームサポートセンター連)	〒 241-0821 旭区二俣川 2-58-2 第 1 清水ハーモニビル 3 階	365-7000	365-7003	相鉄線 二俣川駅
磯子区基幹相談支援センター (いそご地域活動ホームいぶき)	〒 235-0033 磯子区杉田 5-32-8 パークハイツ 1 階	778-6635	775-0050	JR 新杉田駅
金沢区基幹相談支援センター (金沢地域活動ホームりんごの森)	〒 236-0053 金沢区能見台通 9-30 SK ビル 1 階	374-3463	374-3409	京急線 能見台駅
港北区基幹相談支援センター (しんよこはま地域活動ホーム)	〒 223-0057 港北区新羽町 1240-1-5F	534-1214	534-1216	地下鉄 新羽駅
緑区基幹相談支援センター (みどり地域活動ホームあおぞら)	〒 226-0019 緑区中山 3-16-1	929-2292	929-1961	JR・地下鉄 中山駅
青葉区基幹相談支援センター (あおば地域活動ホームすてっぷ)	〒 227-0062 青葉区青葉台 2-8-22	988-0105	985-1588	東急田園都市線 青葉台駅
都筑区基幹相談支援センター (つづき地域活動ホームくさぶえ)	〒 224-0014 都筑区牛久保東 1-33-1	590-6170	577-1177	地下鉄 センター北駅
戸塚区基幹相談支援センター (東戸塚地域活動ホームひかり)	〒 244-0805 戸塚区川上町 4-9	828-2821	825-3199	JR 東戸塚駅
栄区基幹相談支援センター (地域活動ホームサポートセンター径)	〒 247-0005 栄区桂町 711 さかえ次世代交流ステーション内	890-6601	892-3933	JR 本郷台駅
泉区基幹相談支援センター (泉地域活動ホームかがやき)	〒 245-0012 泉区中田北 3-6-55	804-6938	804-6972	地下鉄 中田駅
瀬谷区基幹相談支援センター (せや活動ホーム太陽)	〒 246-0022 瀬谷区三ツ境 13-1 黒沼ビル 1 F	274-8300	274-8301	相鉄線 三ツ境駅

■専門的・個別的な相談

①重症心身障害児施設（1か所）

名 称	所 在 地	電 話	F A X	最 寄 駅
横浜医療福祉センター港南	〒 234-0054 港南区港南台 4-6-20	830-5757	830-5767	JR 港南台駅

②医療機関（1か所）

名 称	所 在 地	電 話	F A X	最 寄 駅
十愛病院	〒 244-0801 戸塚区品濃町 1140	822-0328	822-0490	JR 東戸塚駅

③障害者入所施設（4か所）

名 称	所 在 地	電 話	F A X	最 寄 駅
てらん広場	〒 240-0051 保土ヶ谷区上菅田町 1696	373-2164	373-9668	相鉄線 西谷駅
青葉メゾン	〒 227-0036 青葉区奈良町 1757-3	962-8821	962-9847	東急田園都市線 青葉台駅
花みずき	〒 223-0056 港北区新吉田町 6001-1	593-5932	593-5779	地下鉄 新羽駅
光の丘	〒 241-0005 旭区白根 7-10-6	951-2648	951-8649	相鉄線 鶴ヶ峰駅

（6）計画相談支援

身 知 精 支援法

障害福祉サービスと地域相談支援の利用を希望する全ての方を対象に、希望される生活の実現に向けて、サービス等利用計画に基づいて支援を行います。

【内 容】 障害者の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などを盛り込んだサービス等利用計画の作成（サービス利用支援）と定期的なモニタリング（継続サービス利用支援）を実施。

【対 象 者】 障害福祉サービスと地域相談支援の利用を希望する全ての方

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※横浜市内の事業所情報は横浜市ホームページでご覧頂けます。

障害者 相談支援

検索



（7）社会福祉協議会

ボランティア活動や福祉情報の提供など、さまざまな事業を通じて、障害児・者を援助し、相談に応じています。

■（福）横浜市社会福祉協議会

【所 在 地】 〒 231-8482 中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター内

【最 寄 駅】 JR・地下鉄桜木町駅

支援内容	窓 口	電 話	F A X
ボランティアによる援助の相談	市民活動支援課（ボランティアセンター）	201-8620	201-1620
福祉バスの提供	障害者支援センター	201-2049	306-9911

■障害者支援センター

地域活動ホームや地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）・地域訓練・障害者グループホームへの運営支援、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の運営などを通じて、在宅の障害児・者とその家族を支援し、また相談にも応じています。

【所在地】〒231-8482 中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

【最寄駅】JR・地下鉄桜木町駅 【電話】681-1211（代）【FAX】680-1550

■各区社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電 話	F A X
横浜市鶴見区社会福祉協議会	〒230-0051 鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声 2F	504-5619	504-5616
横浜市神奈川区社会福祉協議会	〒221-0825 神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川内	311-2014	313-2420
横浜市西区社会福祉協議会	〒220-0011 西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜 3F	450-5005	451-3131
横浜市中区社会福祉協議会	〒231-0023 中区山下町2 産業貿易センタービル 4F	681-6664	641-6078
横浜市南区社会福祉協議会	〒232-0024 南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設 8F	260-2510	251-3264
横浜市港南区社会福祉協議会	〒233-0003 港南区港南4-2-8 3F 港南区福祉保健活動拠点内	841-0256	846-4117
横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも 3F	341-9876	334-5805
横浜市旭区社会福祉協議会	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内	392-1123	392-0222
横浜市磯子区社会福祉協議会	〒235-0016 磯子区磯子3-1-41 磯子センター 5F	751-0739	751-8608
横浜市金沢区社会福祉協議会	〒236-0021 金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢内	788-6080	784-9011
横浜市港北区社会福祉協議会	〒222-0032 港北区大豆戸町13-1 吉田ビル 206	547-2324	531-9561
横浜市緑区社会福祉協議会	〒226-0019 緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり 1F	931-2478	934-4355
横浜市青葉区社会福祉協議会	〒225-0024 青葉区市ケ尾町1169-22 ふれあい青葉内	972-8836	972-7519
横浜市都筑区社会福祉協議会	〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	943-4058	943-1863
横浜市戸塚区社会福祉協議会	〒244-0003 戸塚区戸塚町167-25 フレンズ戸塚 1F	866-8434	862-5890
横浜市栄区社会福祉協議会	〒247-0005 栄区桂町279-29 ピアハッピー栄内	894-8521	892-8974
横浜市泉区社会福祉協議会	〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13 泉ふれあいホーム内	802-2150	804-6042
横浜市瀬谷区社会福祉協議会	〒246-0021 瀬谷区ニツ橋町469 せやまる・ふれあい館	361-2117	361-2328

身近な相談場所

(1) 地域ケアプラザ

地域の身近な相談窓口として、福祉・保健の相談を無料で受けます。また、障害児・者支援に関する情報の提供や関係機関との連絡調整を行います。地域ケアプラザの連絡先は、各区福祉保健センター（裏表紙）にお問い合わせください。

(2) 障害者ピア相談センター

身 知 精

ピア相談とは、障害者本人やその家族が相談員として、同じような環境、悩みや経験をいかして、生活における困り事の相談に応じることです。

障害種別ごとに相談日を設定し、ピア相談センターに待機する相談員が電話相談に応じます。

①身体障害

【相談用電話】474-2273（FAX 兼用）

【相談日】下記の表のそれぞれ午後1時～午後4時、腎臓機能障害は正午～午後3時（祝日・年末年始等を除く）

	月	火	水	木	金	土	日
第1・3	中途失聴・難聴 (第1のみ)	腎臓機能 (第1のみ)	呼吸器機能 (第1のみ)	視覚	腎臓機能 (第3のみ)	肢体	—
第2・4	車椅子	—	脳性まひ	膀胱・直腸	喉頭摘出 (第2のみ)	聴覚	—

・重症心身障害

【相談用電話】474-2274

【相談日】第1・第3金曜日（祝日・年末年始等を除く）正午～午後3時

②知的障害

【相談用電話】474-2274

【相談日】毎週火・木・土曜日（第2火曜日・祝日・年末年始等を除く）正午～午後3時

③精神障害

【相談用電話】474-2275

【相談日】毎週水・日曜日（祝日・年末年始等を除く）午前10時～午後4時

④薬物依存症

【相談用電話】474-2275

【相談日】第1・第3火曜日（祝日・年末年始等を除く）午後1時～午後4時

【所在地】横浜市障害者社会参加推進センター内

〒222-0035 港北区鳥山町1752 横浜市障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階

【最寄駅】JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅（送迎バス有り）

【電話】474-2272 【FAX】475-2064

(3) 民生委員・児童委員

関係機関と連携しながら、障害児・者への支援も含め、社会福祉の増進に努めています。

担当民生委員・児童委員については各区福祉保健センター福祉保健課の担当している係（下記）へお問い合わせください。

区	係	電話	FAX
鶴見区	運営企画係	510-1791	510-1792
神奈川区	運営企画係	411-7132	316-7877
西区	運営企画係	320-8436	324-3703
中区	運営企画係	224-8151	224-8157
南区	運営企画係	341-1181	341-1189
港南区	運営企画係	847-8432	846-5981
保土ケ谷区	運営企画係	334-6311	333-6309
旭区	福祉保健係	954-6101	953-7713
磯子区	運営企画係	750-2411	750-2547

区	係	電話	FAX
金沢区	運営企画係	788-7820	784-4600
港北区	運営企画係	540-2339	540-2368
緑区	運営企画係	930-2328	930-2355
青葉区	運営企画係	978-2433	978-2419
都筑区	運営企画係	948-2341	948-2354
戸塚区	運営企画係	866-8418	865-3963
栄区	運営企画係	894-6963	895-1759
泉区	運営企画係	800-2401	800-2516
瀬谷区	運営企画係	367-5710	365-5718

身体障害に関する相談

(1) 横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設

身

横浜市内の聴覚障害者及び音声言語機能障害者の福祉増進を図るため、聴覚障害者相談員による日常生活の各種相談、手話通訳者・要約筆記者の派遣、映像（手話・字幕付きDVD）などの制作及び貸し出し、視聴覚機器の貸し出しなどを行っています。

【所在地】〒222-0035 港北区鳥山町1752

【最寄駅】JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅

【電話】475-2057 【FAX】475-2059

【メールアドレス】相談：rapport.soudan@yokohama-rf.jp

通訳申込：rapport.tsuyaku@yokohama-rf.jp



横浜 聴覚障害者情報提供施設

検索

【受付時間】午前9時～午後5時

相談は原則事前の予約が必要です。FAX・メール・電話等で希望日・希望時間・希望場所を連絡してください。緊急の場合はその旨ご連絡ください。

(2) 神奈川県ライトセンター

身

神奈川県内の視覚障害児・者を対象に、点字図書、録音図書や拡大図書の製作・貸出、各種相談、日常生活に必要な技術の指導（歩行、点字等）、スポーツ振興（体育館、トレーニング室等）、ボランティアの育成などを行っています。

【所在地】〒241-8585 旭区二俣川1-80-2 【最寄駅】相鉄線二俣川駅

【電話】364-0023 【FAX】364-0027

神奈川県ライトセンター、ライトセンター

検索

【休館日】月曜日・祝日・年末年始



(3) 神奈川県聴覚障害者福祉センター

身

神奈川県内の聴覚障害児・者の自立と社会参加を支援するため、日常生活に必要な情報の提供、各種相談、聴力検査、聴覚に障害のある乳幼児の早期訓練、DVDの貸し出しなどを行っています。

【所在地】〒251-8533 藤沢市藤沢933-2 【最寄駅】JR・小田急線藤沢駅

【電話】0466-27-1911 【FAX】0466-27-1225

【メールアドレス】soudan@kanagawa-wad.jp

神奈川県聴覚障害者福祉センター、聴障センター

検索

【休館日】月曜日・祝日・年末年始



(4) 神奈川県盲ろう者支援センター

身

神奈川県内の盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害のある方）ご本人や、ご家族などから、コミュニケーション・支援等に関するご相談をお受けしています。

■面接相談

予約が必要です。電話・FAX・メールで事前に連絡してください。

【相談場所】①神奈川県横浜西合同庁舎6階（横浜市西区岡野2-12-20）

②神奈川県聴覚障害者福祉センター内（藤沢市藤沢933-2）

【最寄駅】①相鉄線平沼橋駅、JR横浜駅 ②JR・小田急線藤沢駅

【相談時間】火～土曜日の午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

【電話】0466-90-5727 【FAX】0466-90-5727

【メールアドレス】moro-sodan@kanagawa-wad.jp

■電話相談

【相談時間】 火～土曜日の午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

【電 話】 0466-90-5727

■FAX相談

【F A X】 0466-90-5727

■メール相談

【メールアドレス】 moro-sodan@kanagawa-wad.jp

こころの健康に関する相談

(1) こころの健康相談センター

精

こころの健康の保持促進や精神障害者の福祉の増進を図る専門機関（精神保健福祉センター）として、精神保健福祉に関する普及啓発、精神保健福祉法に基づく審査判定、依存症対策・自殺対策事業などを行っています。

【所 在 地】 〒231-0005 中区本町2-22 京阪横浜ビル10階

【最 寄 駅】 みなとみらい線馬車道駅、JR・地下鉄関内駅

【電 話】 671-4455（代表）【F A X】 662-3525

■こころの電話相談

広く市民を対象に、こころの健康に関するお悩みや不安について、相談をお受けしています。

【電 話】 662-3522（相談時間はおよそ20分です。原則、継続相談はお受けしておりません。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。）

【受付時間】 平日午後5時～午後9時30分

土曜・日曜・祝日・年末年始（12／29～1／3）午前8時45分～午後9時30分

※平日昼間は区福祉保健センターで相談をお受けしています。

■依存症相談窓口

アルコール・薬物・ギャンブル等の問題でお困りのご本人やご家族からの相談をお受けしています。

【電 話】 671-4408 【F A X】 662-3525

【受付時間】 平日午前8時45分～午後4時30分（対応時間は午後5時まで、祝日・年末年始を除く）

■自死遺族ホットライン

家族や友人など、身近な人や大切な人を自死（自殺）で亡くされた方を対象に、電話でお話をうかがっています。

【電 話】 226-5151

【受付時間】 毎月第1・3水曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後3時

(2) 精神科救急医療情報窓口

精

夜間・休日で精神疾患の急激な発症や病状悪化の際に、必要に応じて電話で精神科医療機関の紹介等を行っています。

既に精神科等に通院中の方は、なるべく主治医と連絡を取り、主治医の指示を受けてください。

【電 話】 261-7070

【受付時間】 平日午後5時～翌午前8時30分（受付は午前8時まで）

土曜・日曜・祝日・年末年始（12／29～1／3）午前8時30分～翌午前8時30分

※翌日が平日の場合は、いずれも翌日午前8時までの受付となります。

(3) 精神障害者生活支援センター 精

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や日常生活に必要な情報の提供を行っています。

また、規則正しい生活維持のための食事サービス、入浴サービス、洗濯サービスの提供及び、各センターによる自主事業（レク・イベント等）や地域交流活動なども行っています。

※サービス内容や提供時間については、各生活支援センターにお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電話 (上段) FAX (下段)	最 寄 駅	休 館 日	開 館 時 間
鶴見区生活支援センター	〒230-0062 鶴見区豊岡町 28-4 ハーモニーとよおか 4 階	576-3173 576-3172	JR 鶴見駅 京急線 京急鶴見駅	毎週日曜日・ 年末年始 (12/29 ~ 1/3)	月～金曜日 午前 9 時～午後 8 時 土曜日 午前 9 時～午後 5 時
神奈川区生活支援センター	〒221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 4 階	322-2907 322-2908	東急東横線反町駅 JR 東神奈川駅		
生活支援センター西	〒220-0055 西区浜松町 3-14 横浜 OT ビル 1 階	309-5010 348-9090	相鉄線西横浜駅		
中区生活支援センター	〒231-0801 中区新山下 3-1-29 みはらしポンテ 3 階	624-0275 624-0183	横浜市営バス 2,8,26,58,148系 統「見晴橋」下車 みなとみらい線 元町・中華街駅		
南区生活支援センター サザンウインド	〒232-0027 南区新川町 1-1 リーヴェルステージ横浜南 2 階	251-3991 251-3991	地下鉄阪東橋駅 地下鉄吉野町駅		
港南区生活支援センター	〒233-0003 港南区港南 4-2-7 3 階	842-6300 840-0313	地下鉄港南中央駅		
保土ヶ谷区 生活支援センター	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 4 階	333-6111 340-2000	相鉄線星川駅		
旭区生活支援センター ほっとぽっと	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-29-1	744-8244 744-8243	相鉄線鶴ヶ峰駅		
磯子区生活支援センター	〒235-0023 磯子区森 4-1-17 3 階	750-5300 750-5301	京急線屏風浦駅		
金沢区生活支援センター 愛&あい	〒236-0021 金沢区泥亀 2-1-7 2 階	701-4116 701-4116	京急線 金沢文庫駅		
港北区生活支援センター	〒222-0035 港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 階	475-0120 475-0121	JR・地下鉄・相鉄 線・東急新横浜線 新横浜駅		
緑区生活支援センター	〒226-0019 緑区中山 3-16-1 3 階	929-2800 931-6650	JR・地下鉄 中山駅		
青葉区生活支援センター ほっとサロン青葉	〒225-0014 青葉区荏田西 2-14-3 ハーモス荏田 2 階	910-1985 910-0106	東急田園都市線 江田駅		
都筑区生活支援センター こころ野	〒224-0033 都筑区茅ヶ崎東 4-13-40	947-0080 947-0088	地下鉄 センター南駅		
戸塚区生活支援センター	〒244-0002 戸塚区矢部町 1259-1	350-5291 390-0850	JR・地下鉄 戸塚駅		
栄区生活支援センター	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷 3-32-12 2 階	896-0479 896-0478	JR 本郷台駅		
泉区生活支援センター 芽生え	〒245-0018 泉区上飯田町 1331 市営上飯田団地 10 号棟 1 階	800-3371 342-5056	地下鉄立場駅 相鉄線 いずみ中央駅		
瀬谷区生活支援センター	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2 階	363-8900 392-1114	相鉄線 三ツ境駅		

(4) 横浜市総合保健医療センター

精

精神障害者支援施設、介護老人保健施設、介護医療院、有床診療所を持ち、区福祉保健センター、医療機関、社会福祉施設等の専門機関と連携し、障害者の相談やリハビリテーションを行っている複合施設です。

【所在地】〒222-0035 港北区鳥山町1735

【最寄駅】JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅

【電話】475-0172 【FAX】475-0101

- 【支援内容】①精神障害者の社会復帰に関する相談
 ②精神障害者が自立するための入所による評価、訓練
 ③精神科デイケアにおける医学的リハビリテーションプログラムの実施
 ④精神障害者の就労に向けた通所による評価、訓練
 ⑤精神障害者の就労に関する相談、ジョブコーチ支援等
 ⑥精神障害リハビリテーション等の研修、市民啓発

発達障害に関する相談**(1) 横浜市発達障害者支援センター**

18歳以上の発達障害（自閉症・学習障害：LD・注意欠陥多動性障害：ADHD等）のある方を対象に、専門の相談員が相談支援を行います。事前にお電話でご予約ください。

【所在地】〒231-0047 中区羽衣町2-4-4 エバース第8 関内ビル5階

【最寄駅】JR・地下鉄関内駅 【電話】334-8611 【FAX】334-8619

- 【支援内容】①生活・進路・就労等に関する各種相談（相談支援）
 ②障害福祉サービス事業所等を訪問し、発達障害のある方への支援に関する助言（コンサルテーション）
 ③発達障害についての講座やセミナー等の開催（広報啓発活動）
 ④福祉関係だけでなく教育、医療、労働等関係機関との連携（機関連携）

(2) 学齢後期障害児支援

学齢後期（中学生・高校生年代）の主に発達障害児を対象に、専門機関による診療や相談支援を行います。事前にお電話でご予約ください。

- 【支援内容】①実施機関での診察・診療・発達評価
 ②特性理解の支援、対人関係や進路など生活全般に関する相談支援
 ③学校等関係機関への発達障害児支援に関する助言（コンサルテーション）

【実施機関】

機関名称	所在地	連絡先	最寄駅	備考
小児療育相談センター	〒221-0822 神奈川区西神奈川1-9-1	電話 321-1721 FAX 321-3037	JR 東神奈川駅 京急線京急東神奈川駅 東急東横線東白楽駅	診療あり 閉所日：土・日・祝
横浜市総合リハビリテーションセンター	〒222-0035 港北区鳥山町1770	電話 473-0666 FAX 473-0956	JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線 新横浜駅	診療あり 閉所日：土・日・祝
横浜市学齢後期発達相談室 くらす	〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおかオフィスタワー5階	電話 349-4531 FAX 349-4536	京急線・地下鉄 上大岡駅	診療なし 閉所日：月・日・祝
横浜市学齢後期発達相談室 みなと	〒221-0822 神奈川区西神奈川1-9-2 グレース竹和壺番館3階	電話 755-7807 FAX 321-3037	JR 東神奈川駅 京急線京急東神奈川駅 東急東横線東白楽駅	診療あり 閉所日：土・日・祝

高次脳機能障害に関する相談

(1) 横浜市高次脳機能障害支援センター

横浜市総合リハビリテーションセンター内に設置されている高次脳機能障害のある方達の地域生活を支援するセンターです。高次脳機能障害のある方達が地域で安心して生活を送ることができるように専任のコーディネーターを配置し、関係機関と連携して専門的な支援を総合的に行います。初めての相談の際は、事前にお電話でご予約ください。

【所在地】〒222-0035 港北区鳥山町 1770

【最寄駅】JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅（送迎バス有り）

【電話】472-4722 【FAX】472-4723

【支援内容】①高次脳機能障害に関する相談支援、診断・評価及び必要に応じた継続訓練
②障害者支援施設等を活用した就労や社会参加に向けた支援
③実際の生活や活動場面に職員を派遣し、対応方法や環境調整の支援ほか研修等を実施

(2) 横浜市高次脳機能障害者専門相談

横浜市高次脳機能障害支援センターの支援コーディネーターが地域の相談拠点を訪問し、相談拠点のスタッフとともに相談支援を行います。相談は予約制となっているため、事前にご連絡ください。

【対象者】市内において相談支援を必要とする高次脳機能障害者及びその家族等（診断の有無は問いません）

【相談拠点】

区名	名称	電話	区名	名称	電話
鶴見	ふれんどーる鶴見	504-2700	金沢	ライブアップ金沢	786-8689
神奈川	リワーク神奈川	453-5433	港北	港北根っこの会	350-5526
西	みらい工房西	243-2513	緑	緑工房	933-3249
中	チャレンジ新生	664-7270	青葉	青葉の風	972-6751
南	フレンズ南	261-2890	都筑	都筑むつみ会	944-4997
港南	ワークアップ港南	845-0409	戸塚	とつかわかば	870-4460
保土ヶ谷	ほどがやカルガモの会	342-0433	栄	わ〜くらぶ・さかえ	892-5536
旭	フェニックス旭	365-1661	泉	元氣かい泉	801-7611
磯子	ウェーブ磯子	762-1451	瀬谷	ワンステップ瀬谷	360-1408

※お住まいの区に関わらず、どの相談拠点でもご利用いただけます。

【ホームページ】<http://www.yokohama-rf.jp/center/higherbrain.html>

(3) 神奈川県総合リハビリテーションセンター

障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」の拠点機関であり、高次脳機能障害相談支援コーディネーターを配置しています。また、神奈川リハビリテーション病院の有する機能を活用して医学的リハビリ、社会的リハビリ等を行っています。

【所在地】〒243-0121 厚木市七沢 516

【最寄駅】小田急線本厚木駅 【電話】046-249-2612 【FAX】046-249-2601

【支援内容】神奈川県内の高次脳機能障害支援について、個別支援、地域支援、連携構築、普及啓発に取り組んでいます。具体的には、ご本人、ご家族、関係機関からの相談に対して、医療、制度活用、社会資源などの情報提供や関係機関との連携を行い、ご本人のニーズに合わせた社会参加を目指した支援を行っています。

権利擁護に関する相談

(1) あんしんセンター

身 知 精

横浜生活あんしんセンターと各区社協あんしんセンターでは、障害者や高齢者の権利擁護にかかわる相談を電話・来所により受けています。

相談の内容に応じて弁護士等による専門相談を予約制で行うほか、自分で金銭や大切な書類を管理することが困難な方を対象に福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービスや、預金通帳など財産関係書類等預かりサービスを契約に基づいて行っています。

■区社協あんしんセンター（各区社会福祉協議会）

区	所在地	電 話	F A X	最寄駅
鶴見	〒 230-0051 鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2F	504-8530	504-8530	JR 鶴見駅 京急線京急鶴見駅
神奈川	〒 221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 1F	311-2045	313-2420	JR 東神奈川駅、東急東横線反町駅、 京急線神奈川駅・京急東神奈川駅
西	〒 220-0011 西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3F	450-5298	451-3131	横浜駅
中	〒 231-0023 中区山下町 2 産業貿易センタービル 4 F	680-0551	641-6078	みなとみらい線 日本大通り駅
南	〒 232-0024 南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8F	260-2532	251-3264	地下鉄阪東橋駅
港南	〒 233-0003 港南区港南 4-2-8 3F 港南区福祉保健活動拠点内	849-2788	846-4117	地下鉄港南中央駅
保土ケ谷	〒 240-0001 保土ケ谷区川辺町 5-11 かるがも 3F	332-2797	334-5805	相鉄線星川駅
旭	〒 241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ぱれっと旭内	392-1295	392-0222	相鉄線鶴ヶ峰駅
磯子	〒 235-0016 磯子区磯子 3-1-41 磯子センター 5F	751-1567	751-1567	JR 磯子駅
金沢	〒 236-0021 金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢内	788-4766	784-9011	京急線金沢文庫駅
港北	〒 222-0032 港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206	533-2600	531-9561	東急東横線大倉山駅
緑	〒 226-0019 緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり内	931-2550	934-4355	JR・地下鉄中山駅
青葉	〒 225-0024 青葉区市ケ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点内	972-8836	972-7519	東急田園都市線市が尾駅
都筑	〒 224-0006 都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	943-5667	943-1863	地下鉄センター南駅
戸塚	〒 244-0003 戸塚区戸塚町 167-25 フレンズ戸塚内	869-3139	862-5890	JR・地下鉄戸塚駅
栄	〒 247-0005 栄区桂町 279-29 栄区福祉保健活動拠点内	896-0910	892-8974	JR 本郷台駅
泉	〒 245-0023 泉区和泉中央南 5-4-13 泉ふれあいホーム内	802-2295	804-6042	相鉄線いずみ中央駅
瀬谷	〒 246-0021 瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2F	361-2262	361-2328	相鉄線三ツ境駅

■横浜生活あんしんセンター（横浜市社会福祉協議会）

【所在地】 〒 231-8482 中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 9 階

【最寄駅】 JR・地下鉄桜木町駅（徒歩 2 分）【電 話】 201-2009 【F A X】 201-9116

【受付時間】 月～金曜日

午前 9 時～午後 5 時（祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く）

(2) 横浜市福祉調整委員会

横浜市の福祉保健サービスに関する苦情相談をお受けしています。中立・公正な立場で、再発防止の観点から苦情の解決をめざし、サービスの質の向上を推進する活動を行っています。

まずは事務局でお話を伺います。内容によってサービス提供者に対応を依頼するほか、他機関を案内することもあります。苦情の内容から委員との面談が必要と思われる場合は苦情申立てを案内します。

なお、人事や専門的な判断に関することなど、相談をお受けできない苦情もございますので、詳しくはお問い合わせください。

【対象者】市内で福祉保健サービスを利用する市民またはその家族

【相談時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時45分～正午、午後1時～午後5時15分

【窓口】健康福祉局相談調整課（横浜市福祉調整委員会事務局）

【電話】671-4045 【FAX】681-5457

【メールアドレス】kf-fukushisodan@city.yokohama.lg.jp



(3) 身体障害者補助犬の同伴または使用に関する相談

身体障害者補助犬の同伴や使用に関する苦情等の相談に応じます。また、当該苦情に係る身体障害者または施設管理者に対し必要な助言・指導等を行うほか、必要に応じて関係行政機関の紹介を行います。

【対象者】身体障害者補助犬使用者

不特定多数の方が利用する施設（飲食店、医療機関、宿泊施設、公共交通機関等）の管理者

【窓口】健康福祉局障害自立支援課 【電話】671-3891 【FAX】671-3566

(4) 成年後見制度の利用

自己の判断のみでは意思決定に支障のある認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方の財産管理や身上保護を、法的に権限を与えられた後見人等が行い、安心して生活ができるようにご本人を保護し、支援する制度です。

成年後見制度の利用にあたっては、親族等による家庭裁判所への申立てが必要となります。

成年後見制度については、よこはま成年後見推進センターや区福祉保健センター、基幹相談支援センターで相談に応じています。

■よこはま成年後見推進センター（横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター内）

【所在地】〒231-8482 中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

【最寄駅】JR・地下鉄桜木町駅（徒歩2分）【電話】201-2088 【FAX】201-9116

【受付時間】月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始12/29～1/3を除く）

**■横浜家庭裁判所**

【所在地】〒231-8585 中区寿町1-2 【最寄駅】JR石川町駅

(5) 横浜市障害者後見的支援制度

障害者が地域で安心して暮らし続けるため、成人期の本人を支える制度です。日常生活を見守る体制を作り、定期面談・訪問をすることで、ご本人の権利擁護を図ります。

【対象者】市内に居住し、以下のいずれかに該当する18歳以上の方

①日常の見守りを希望する障害のある方（とその家族）

②将来の生活について相談をしたい障害のある方（とその家族）



【利用方法】 お住まいの区の障害者後見的支援運営法人に登録します。

【問合せ・登録先】 各区障害者後見的支援運営法人

お住まいの区	名 称	所 在 地	電話（上段） FAX（下段）	最寄駅	開所時間
鶴見	障がい者後見的支援室 りんくるつるみ	〒230-0062 鶴見区豊岡町 3-4 リコービル 1 階	633-8471 582-1313	JR 鶴見駅 京急線京急鶴見駅	月～金曜日 午前 9 時～ 午後 5 時
神奈川	神奈川区障がい者 後見的支援室 おんぷ	〒221-0825 神奈川区反町 1-7-3 ARS ビル 6 階	548-8860 548-4653	東急東横線 反町駅	
西	さぼーと・ねくさす	〒220-0051 西区中央 1-18-22-102・103	594-7681 594-7682	京急線戸部駅	
中	中区後見的支援室 らるご	〒231-0023 中区山下町 70 土居ビル 4 階 A 室	264-8830 264-8831	みなとみらい線 日本大通り駅	
南	さぼーと・なみ	〒232-0033 南区中村町 4-283-10 地域生活支援センター南海	348-9035 350-8114	地下鉄 吉野町駅	
港南	障害者後見的支援室 すまいる港南	〒233-0004 港南区港南中央通 1-12	841-8410 370-7503	地下鉄 港南中央駅	
保土ケ谷	障がい者後見的支援室 ほどがやゆめあん	〒240-0003 保土ケ谷区天王町 1-19-1 レジデンスホノ V 1 階	331-9537 442-1080	相鉄線 天王町駅	
旭	旭区障害者後見的支援室 絆	〒241-0821 旭区二俣川 1-45-94 セレス二俣川 5 階	365-5200 744-8860	相鉄線 二俣川駅	
磯子	磯子区障害者後見的支援室 コネクト・ハート	〒235-0033 磯子区杉田 5-32-8-1F	773-7077 775-0050	JR 新杉田駅 京急線杉田駅	
金沢	金沢区障害者後見的支援室 帆海（ほなみ）	〒236-0042 金沢区金沢谷東 2-15-20 金沢文庫金井ビル 1 階	788-2114 788-2160	京急線 金沢文庫駅	
港北	さぼーと・うみ	〒223-0057 港北区新羽町 1240-1 5 階	534-1215 534-1216	地下鉄新羽駅	
緑	緑区障がい者後見的支援室 みどりのこかげ	〒226-0019 緑区中山 1-10-28 中山ガーデンハウス 102	508-9909 530-0860	JR・地下鉄 中山駅	
青葉	青葉区障がい者後見的支援室 ほっぷ	〒227-0067 青葉区松風台 1-25	532-3110 532-3240	東急田園都市線 青葉駅	
都筑	つづき障害者後見的支援センター リリース・ネット	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 51-13 森ビル 901 号	482-4871 482-4872	地下鉄 センター南駅	
戸塚	後見的支援センター とつかエコー	〒244-0003 戸塚区戸塚町 4130-5 R・K・BLD Totuka II 3F	435-9481 435-9482	JR・地下鉄 戸塚駅	
栄	栄区後見的支援室 とんぼ	〒247-0005 栄区桂町 711 さかえ次世代交流ステーション内	390-0201 892-3933	JR 本郷台駅	
泉	泉区障がい者後見的支援室 しーど	〒245-0013 泉区中田東 3-15-2 中田町センタービル 303	443-7911 443-7966	地下鉄中田駅	
瀬谷	せや障がい者後見的支援室 まんまる座	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 11-6 瀬戸ビル 1 階	442-6592 442-6593	相鉄線 三ツ境駅	

【制度全般についての問合せ】

【窓 口】 横浜市障害者後見的支援推進法人（横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター）

【所 在 地】 〒231-8482 中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 9 階

【最 寄 駅】 JR・地下鉄桜木町駅徒歩2分
【電 話】 681-1277 【F A X】 680-1550

(6) 横浜市障害者虐待防止センター

身

知

精

障害者虐待防止法では虐待に気づいた人の通報義務が定められています。養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の通報・届出窓口を設けています。
【電 話】 662-0355 (24 時間受付) 【F A X】 671-3566

(7) 障害者差別に関する相談

身

知

精

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者を対象に、障害を理由として「不当な差別的取扱い」をすることと、「合理的配慮の提供」を行わないことの2つを障害者差別としています。差別を受けたときは、各事業の担当部署等で相談に応じています。

相談内容	相談窓口
市職員による差別	対象の部署、区・局の人事担当課
事業者による差別	その事業者が設置する相談窓口、その事業を担当する部署（行政機関）、各種相談窓口
	※法務局の人権相談窓口などでも相談に応じています。 ※雇用の分野での差別については、事業主が設置する相談窓口や、神奈川労働局が相談の窓口となります。

また、横浜市では、その事業を担当する部署（行政機関）等への相談によっても解決が図られなかった事業者による差別事案について、あっせんの申出ができる仕組みを設けています。「横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会」が解決に向けたあっせんを行います。
【窓 口】 健康福祉局障害施策推進課（調整委員会の事務局）
【電 話】 671-3598 【F A X】 671-3566

難病に関する相談

かながわ難病相談・支援センター

難病患者ご本人やご家族の療養生活、日常生活での悩みや不安などの相談を受けています。
【所 在 地】 〒221-0835 神奈川県鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 14 階
【最 寄 駅】 横浜駅（西口・きた西口より徒歩5分）【電 話】 321-2711 【F A X】 321-2651
【受付時間】 午前 10 時～午後 5 時 面談は要予約（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
【支援内容】 ①療養生活に関する相談
②就労支援（ハローワークの難病患者就職サポーターとの協働による相談）
③医療講演会、交流会、研修会などの実施
④支援機関等の紹介
⑤患者会の紹介
⑥情報提供

かながわ難病相談・支援センター

検索



医療的ケアに関する相談

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター

医療的ケア児・者等（医療的ケア児・者、重症心身障害児・者）と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぎます。

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点（6か所）

【受付時間】 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

名 称	支援する区	電 話	F A X
鶴見区コーディネーター拠点	鶴見区・神奈川区	070-2628-1077	716-8606
南区コーディネーター拠点	西区・中区・南区・戸塚区	308-7102	308-7102
旭区コーディネーター拠点	保土ヶ谷区・旭区・泉区・瀬谷区	070-3100-0870	363-2991
磯子区コーディネーター拠点	港南区・磯子区・金沢区・栄区	330-9966	753-6633
青葉区コーディネーター拠点	緑区・青葉区	507-7878	507-7813
都筑区コーディネーター拠点	港北区・都筑区	910-6586	911-6700

※拠点は上記6区の医師会訪問看護ステーション内に設置しています。

若年性認知症に関する相談

若年性認知症支援コーディネーター

精

若年性認知症の方やその疑いがある方、又はそのご家族の、診断や治療、就業、地域生活やご家族の関わり方等について専任のコーディネーターが支援（相談、制度案内、サービス利用調整、関係者との連携等）します。また、行政・医療・福祉関係者、企業の労務担当者からの相談にも応じ、専門機関と連携して必要な助言を行います。

名 称	所 在 地	電話番号	F A X	受付時間 ※土曜・日曜・ 祝日・年末年始除く	最 寄 駅
横浜ほうゆう病院 地域医療連携室 若年相談窓口	〒241-0812 旭区金が谷 644-1	360-8787 (代表)	360-8788	月～金曜日 9時30分～ 15時30分 ※	相鉄 三ツ境駅・二俣川駅
横浜市立大学附属病院 認知症疾患医療センター	〒236-0004 金沢区福浦3-9	787-2852 (直通)	787-2866	月～金曜日 9時～17時 ※	シーサイドライン 市大医学部駅
横浜市総合保健医療 センター診療所 総合相談室	〒222-0035 港北区鳥山町 1735	475-0105 (直通)	475-0101	月～金曜日 9時～17時 ※	JR・地下鉄・相鉄線・ 東急新横浜線 新横浜駅
横浜総合病院 若年性認知症相談窓口	〒225-0025 青葉区鉄町 2201-5	903-7106 (直通)	904-5556	月～金曜日 9時～17時 ※	東急田園都市線・地下鉄 あざみ野駅 小田急線 新百合ヶ丘駅

2 手帳の交付

障害のある方の手帳は、障害の種類によって3種類に分かれています。

手帳の等級などによって受けられる主なサービスは、巻頭の「障害程度別該当事業一覧表」を参照してください。

(1) 身体障害者手帳の交付 身

【対象者】 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

【障害等級】 障害の程度によって1級から7級に認定されます。（ただし、7級の障害が1つのみでは手帳交付の対象となりません。）等級により支援の内容が異なる場合があります。

【その他】 本市の手帳をお持ちの視覚障害者で希望される方には、手帳番号を点字にしたシールをお渡ししています。申請の際、窓口にてお申し出ください。

【必要書類】 写真（タテ4cm×ヨコ3cm、胸から上で、直近に撮影したもの。帽子・サングラス等の着用、ポラロイド写真は不可。）、身体障害者診断書（指定医師が作成したもの）
マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(2) 愛の手帳（療育手帳）の交付 知

【対象者】 児童相談所又は障害者更生相談所において、知的障害と判定された方

【障害程度】 障害の程度によってA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4つに認定されます。程度により支援の内容が異なる場合があります。

【必要書類】 写真（タテ4cm×ヨコ3cm、胸から上で、直近に撮影したもの。帽子・サングラス等の着用、ポラロイド写真は不可。）、マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付 精

【対象者】 精神疾患を有する方のうち、発達障害・てんかんを含む精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。

※知的障害の方は対象外です。

【障害等級】 障害の程度によって1級から3級までに認定されます。等級により支援の内容が異なる場合があります。

【必要書類】 下記のうち「①、③、④及び⑤」又は「②、③、④及び⑤」

①診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

②精神障害を支給事由とする年金を現に受けていることを証する書類（年金証書の写し等、基礎年金番号が分かる書類）、又は精神障害を支給事由とする特別障害給付金を受けていることを証する書類（受給資格者証の写し等、受給資格者番号が分かる書類）及び同意書（※1）

③写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身の写真で撮影から1年以内のもの。

帽子・サングラス等の着用、ポラロイド写真は不可。）（※2）

④マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの

⑤本人確認書類（官公署等から発行された顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）から1点、または、官公署等から発行された本人確認書類（健康保険証、年金手帳、自立支援医療受給者証など）から2点 ※申請者と対象者が異なる場合は、申請者及び対象者の本人確認資料が必要です。）

(※1) 障害年金等の受給状況をマイナンバー連携により照会します。

(※2) 更新・再承認申請時は、写真が不要な場合もあります。

【申請先】①郵送申請：横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター

(〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10、電話671-3623)

②窓口申請：各区福祉保健センター（裏表紙）

③オンライン申請（一部申請のみ）：横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳
事務処理センター（電話671-3623）

精神障害者保健福祉手帳 オンライン申請

検索



3 障害者総合支援法の概要

(1) 障害者総合支援法とは

平成 25 年 4 月 1 日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。障害福祉サービスや自立支援給付の内容、介護給付費等の支給決定、障害支援区分の認定、指定障害福祉サービスの事業者の指定、地域生活支援事業、障害福祉計画の作成等について定めています。

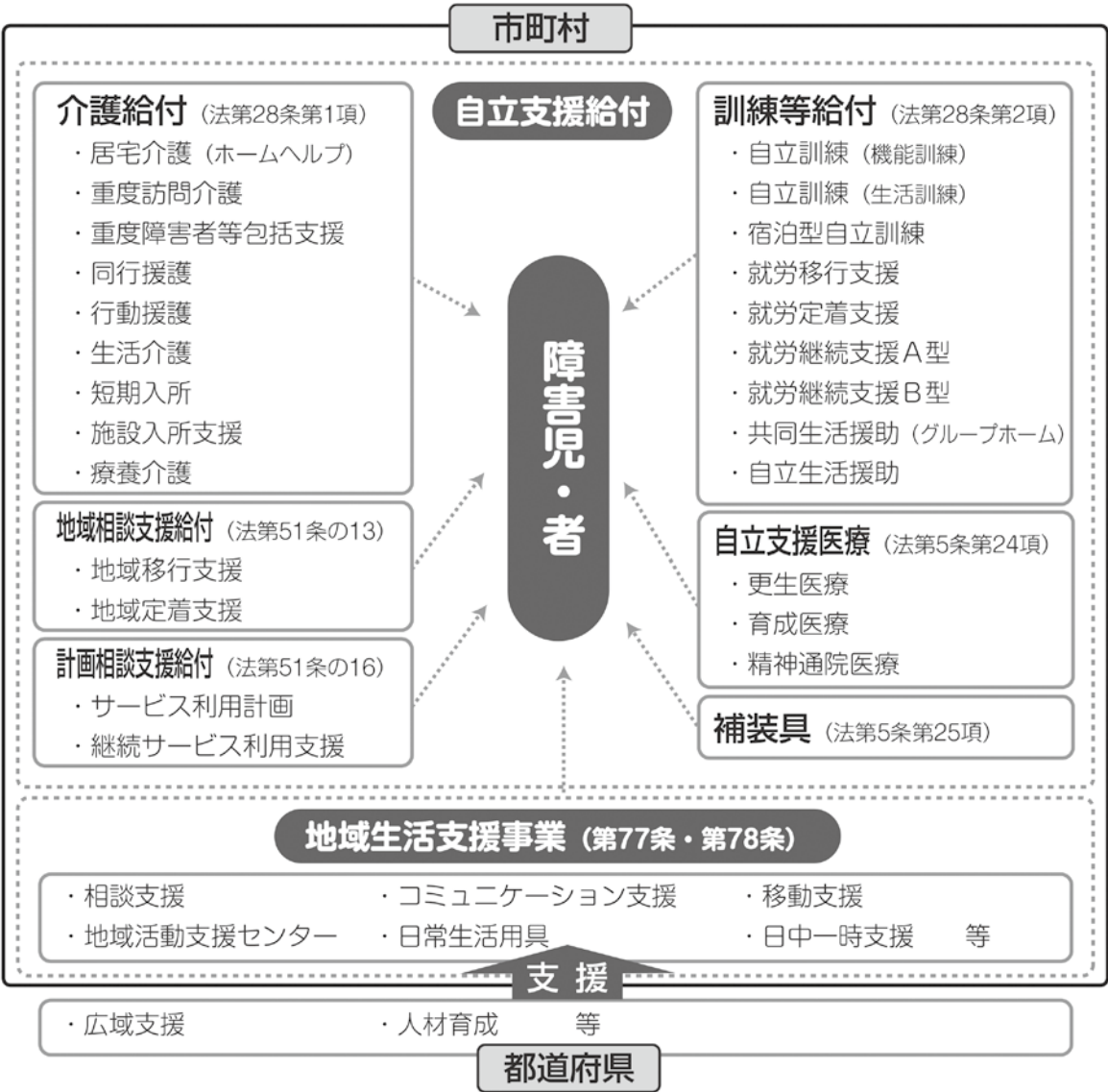
(2) 障害者総合支援法の対象者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある方、難病疾患等で一定の障害のある方（対象疾病は 24 頁参照）が対象となります。

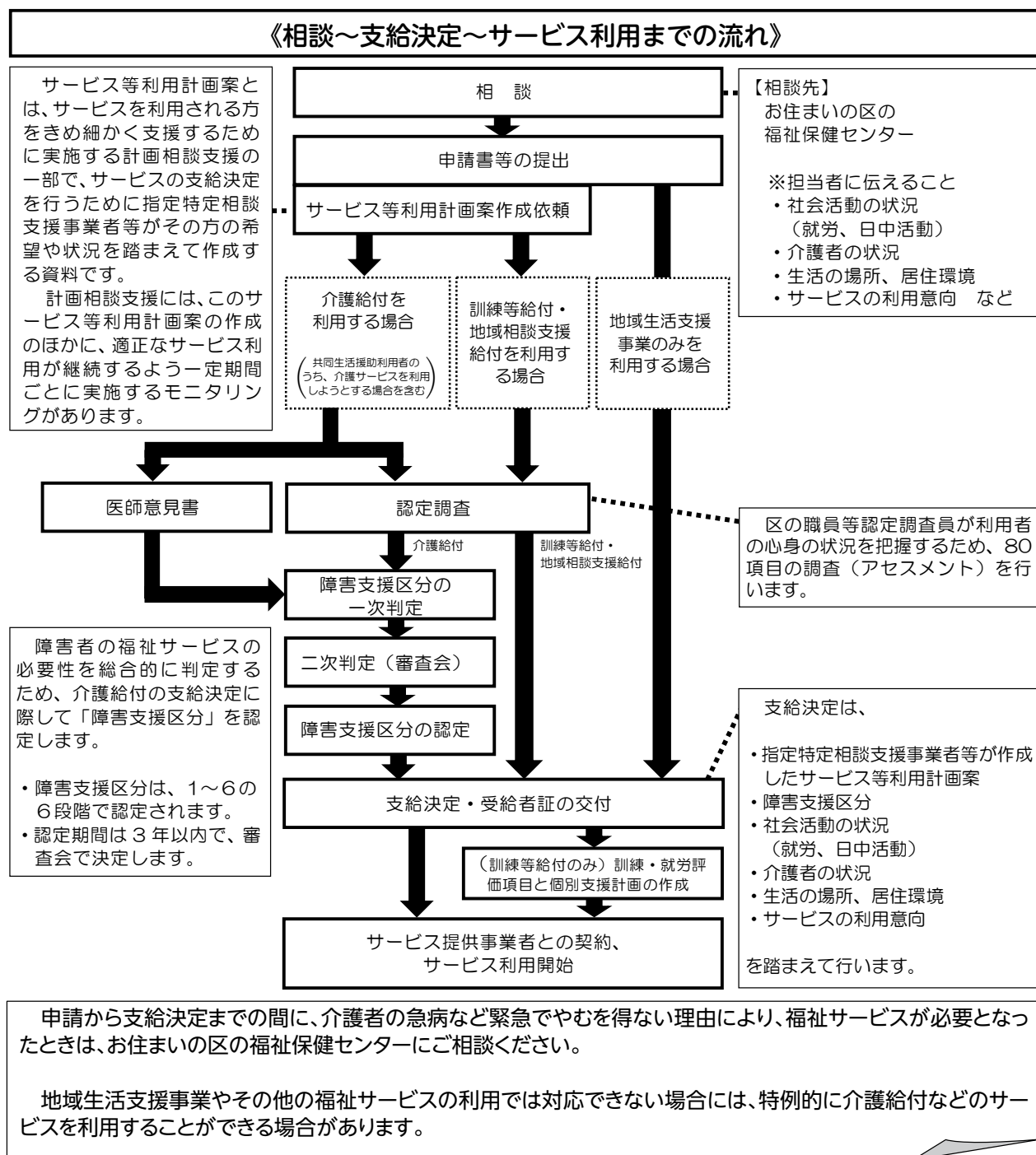
なお、児童も含みます。

(3) 事業体系のしくみ

障害福祉サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」、「訓練等給付」等の「自立支援給付」と、都道府県や市町村によって柔軟に実施されるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成されています。



(4) サービス利用までの流れ



(5) 障害支援区分の認定

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す6段階の区分です。全国統一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントに基づき、市町村に設置される審査会において、区分を審査判定します。その審査判定結果（二次判定）に基づき市町村において障害支援区分を認定します。

この障害支援区分は、「社会活動や介護者、居住等の状況」、「サービスの利用意向」とともに、介護給付費等のサービスの支給決定をするための勘案事項となります。

なお、障害児は障害支援区分の認定は行いませんが、障害の種類や程度の把握のために別途調査を行います。

(6) 福祉サービスの概要

3

ア 自宅での生活を支援するサービス

介護・・・介護給付 / 訓練・・・訓練等給付 / 地域・・・地域生活支援事業
地相・・・地域相談支援給付 / 計相・・・計画相談支援給付

サービス名	サービスの概要	事業体系	掲載頁
ホームヘルプ（居宅介護）	居宅において入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院の際の介助等を提供します。	介護	31
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、居宅における介護・外出時の移動中の介護等を行います。	介護	—
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者に居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。	介護	—
訪問入浴・施設入浴サービス	自宅での入浴が困難な障害者に対し、移動入浴車または特殊浴槽のある施設で入浴の機会を提供します。	地域	31

イ 外出を支援するサービス

同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。	介護	52
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害児・者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	介護	52
ガイドヘルプ（移動支援） （移動介護・通学通所支援）	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の外出、特別支援学校への通学及び作業所等への通所の際に移動の支援を行います。	地域	52

ウ 日中の活動を支援するサービス

生活介護	日中、入浴・排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。	介護	37
自立訓練（機能訓練）	理学療法や作業療法等の身体機能・生活能力の維持・向上のためのリハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を一定期間行います。	訓練	37
自立訓練（生活訓練）	入浴・排せつ及び食事等の日常生活能力の維持・向上のための訓練や、日常生活上の相談支援等を一定期間行います。	訓練	38
就労移行支援	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着支援等を一定期間行います。	訓練	38
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく就労や生産活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練、その他必要な支援を行います。	訓練	38
就労継続支援（B型）	就労や生産活動の機会を提供し（雇用契約は結ばない）、知識及び能力向上のための訓練、その他必要な支援を行います。	訓練	38
地域活動支援センター （デイ型・作業所型）	創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の活動を実施します。	地域	39

エ 自立生活等を支援するサービス

自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身者等の地域生活を支援します。	訓練	35
就労定着支援	一般就労移行者の、生活面の課題把握、連絡調整等の支援を行います。	訓練	36

オ 一時的な支援を行うサービス

短期入所	一時的に障害者支援施設等を利用することが必要な障害児・者に、見守りや介護等必要な支援を提供します。（宿泊・日中利用）	介護	40
日中一時支援	一時的に障害者支援施設等を利用することが必要な障害児・者に、見守りや介護等必要な支援を提供します。（日中利用）	地域	40

カ 住まいの場としてのサービス

グループホーム （共同生活援助）	入居者に対して、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	訓練	43
施設入所支援	施設に入所する障害者に、主に夜間や休日、入浴・排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談等、必要な日常生活の支援を提供します。	介護	43

キ 宿泊型自立訓練

宿泊型自立訓練	夜間の居住の場を提供し、家事等の生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた支援等を一定期間行います。	訓練	38
---------	--	----	----

ク 療養介護

療養介護	医療的ケアと常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	介護	43
------	--	----	----

ケ 相談支援

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者が、地域生活へ移行するための支援を行います。	地相	36
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。	地相	36
サービス利用支援	障害者や障害児の保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向等に基づき、サービス等利用計画を作成します。	計相	3
継続サービス利用支援	障害福祉サービス費等の利用開始後及び更新時にサービス等利用計画の見直しを行います。	計相	3

コ 補装具・日常生活用品

補装具費の支給	補装具を必要とする身体障害児・者等に対し、購入、借受け又は修理に要する費用を支給します。	—	47
日常生活用具の給付	重度の障害等がある方に、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付します。	地域	44

サ その他のサービス

コミュニケーション支援	聴覚障害者等の社会生活上必要不可欠な活動に対して、手話通訳等を派遣します。	地域	73
-------------	---------------------------------------	----	----

申請先について

- ①窓口申請：各区福祉保健センター（裏表紙）
 ②オンライン申請（※）：詳しくは横浜市ウェブサイトをご確認ください。
 ※一部申請のみ対象です。



(7) 障害支援区分と利用できるサービス

介護給付には、一定の障害支援区分（19 頁）やその他の要件を満たす方のみ利用できるものがあります。

（下記の表の○が付いている部分が各サービスを利用できる障害支援区分です。）

サービス名	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
ホームヘルプ(居宅介護)		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
重度障害者等包括支援							○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護				○	○	○	○
生活介護			※ 1	○	○	○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○
施設入所支援				※ 2	○	○	○
療養介護						※ 3	○

※ 1) 50 歳以上は区分 2 から

※ 2) 50 歳以上は区分 3 から

※ 3) 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は、区分 5 から

(8) 利用者負担のしくみ

障害福祉サービスの自己負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）となっています。

また、施設入所や日中活動サービスに伴う光熱水費等の実費や食費については、実費負担があります。自己負担、実費負担ともに、所得の少ない人の負担が大きくなならないよう、軽減措置が設けられています。

ア 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、負担上限月額よりもサービスの提供に要した費用の1割に当たる額の方が少ない場合は、1割に当たる額を負担することになります。

区 分	収入状況等		負担上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法による支援給付）受給世帯		0 円
低所得	市民税非課税世帯		0 円
一般 1	市民税課税世帯	市民税所得割額が 16 万円未満（障害児及び 20 歳未満の施設入所者は 28 万円） ※入所施設利用者（20 歳以上）及びグループホーム利用者を除く。	9,300 円 (18 歳未満の居宅・通所利用者は 4,600 円)
一般 2		その他	37,200 円

※所得を判断する際の「世帯」の範囲

- ① 18 歳以上の障害者（施設に入所する 18 歳、19 歳を除く）については、本人とその配偶者
- ② 障害児（①以外）については、原則として保護者が属する住民基本台帳の世帯

利用者負担の上限額管理事務について

ひと月あたりの利用者負担額が、設定された負担上限月額を超過することが予測される場合には、サービスを提供する事業所が利用者負担額の上限額管理を行う仕組みがあります。

（上限額管理対象者の例）

- 複数の障害福祉サービス事業所からサービスを利用する場合
- 同一世帯に複数の障害児がいて、同一の保護者がサービスの支給決定を受けている場合
※障害者総合支援法と児童福祉法の各サービスをまたがっての上限管理はできません。この場合、各サービスについて必要に応じて上限管理を行った後、22 頁イの高額償還給付の申請が必要です。

イ 高額障害福祉サービス等給付費（高額償還給付）

以下の場合に、支払った利用者負担額の一部が還付されます。

【窓 □】各区福祉保健センター（裏表紙）

①世帯での利用者負担額の合算額が基準額を上回る場合

【合算の対象となるサービス】

次のサービスの利用にかかる自己負担額（1 割負担分）が対象となります。

○障害者総合支援法に基づくサービス利用料

（例）居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

○補装具費の自己負担額

○介護保険法に基づくサービス利用料（障害者総合支援法に基づくサービスの併用分に限る）

(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービス利用料

(例) 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）、障害児入所支援など

【基準額】

37,200 円

※ただし、障害児のきょうだいが異なる法律に基づくサービスを利用している場合や一人の障害児が複数の受給者証を利用している場合は、受給者証に記載された上限額（4,600 円、9,300 円、37,200 円）のうち、いずれか高い方の額となります。

- ② 65 歳に達する前の 5 年間にわたって特定の障害福祉サービスを受けていた方であって、所得状況、障害の程度その他が政令の定め該当する方のうち、現在、要介護 1 ～ 5 の方で、以下の介護保険サービスを利用している場合

【対象となるサービス】

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

ウ 食費・光熱費等の実費負担についても、減免制度があります。

施設における食費や光熱水費等、通所サービス等における食費が実費負担となりますが、収入に応じた減免があります。

それぞれ詳細については、お住まいの区の福祉保健センター（裏表紙）にお問合せください。

（ア）入所施設の食費等実費負担減免（補足給付）

施設入所支援を利用する低所得者などが、利用者負担額と実費負担額を支払っても、一定額が手元に残るように減免します。

（イ）グループホームの家賃助成（補足給付）

グループホームの利用者（市町村民税課税世帯を除く）に対して、月額 1 万円を上限に家賃を助成します。

（ウ）通所サービスなどの食費減免

生活保護（または中国残留法人等支援法による支援給付受給）、市民税非課税及び市民税所得割額が 16 万円未満（障害児及び 20 歳未満の入所施設利用者は 28 万円未満）の世帯の人に対して、食費のうち人件費相当分を減額します。（令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置）

（9）福祉サービスに関する苦情の相談窓口

事業者からの十分な説明がなされない、サービスが契約どおりに提供されないなどのことがあった場合、まずは、利用されている事業者（施設やサービス提供者）の苦情相談窓口にご相談ください。

事業者の相談窓口にご相談しても解決しない、事業者には相談することが難しいなどの場合には、横浜市福祉調整委員会（12 頁）にお問合せください。

(10) 障害者総合支援法の対象疾病一覧（令和7年4月1日現在）

※印のついた疾病は、特定医療費（指定難病）助成制度の対象となる疾病です。
（一部疾病名等が異なります）

1	アイカルディ症候群※	30	ウォルフラム症候群※	59	カルニチン回路異常症※
2	アイザックス症候群※	31	ウルリッヒ病※	60	加齢黄斑変性
3	I g A腎症※	32	HTRA1 関連脳小血管病※	61	肝型糖原病※
4	I g G 4 関連疾患※	33	HTLV - 1 関連脊髄症※	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）※
5	亜急性硬化性全脳炎※	34	A T R - X 症候群※	63	環状 20 番染色体症候群※
6	アジソン病※	35	A D H 分泌異常症※	64	関節リウマチ※
7	アッシャー症候群※	36	エーラス・ダンロス症候群※	65	完全大血管転位症※
8	アトピー性脊髄炎※	37	エプスタイン症候群※	66	眼皮膚白皮症※
9	アペール症候群※	38	エプスタイン病※	67	偽性副甲状腺機能低下症※
10	アミロイドーシス※	39	エマヌエル症候群※	68	ギャロウェイ・モフト症候群※
11	アラジール症候群※	40	MECP2 重複症候群※	69	急性壊死性脳症
12	アルポート症候群※	41	遠位型ミオパチー※	70	急性網膜壊死
13	アレキサンダー病※	42	円錐角膜	71	球脊髄性筋萎縮症※
14	アンジェルマン症候群※	43	黄色靱帯骨化症※	72	急速進行性糸球体腎炎※
15	アントレー・ビクスラー症候群※	44	黄斑ジストロフィー※	73	強直性脊椎炎※
16	イソ吉草酸血症※	45	大田原症候群※	74	巨細胞性動脈炎※
17	一次性ネフローゼ症候群※	46	オクシピタル・ホーン症候群※	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）※
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎※	47	オスラー病※	76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）※
19	1 p 36 欠失症候群※	48	カーニー複合※	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症※
20	遺伝性自己炎症疾患※	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん※	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）※
21	遺伝性ジストニア※	50	潰瘍性大腸炎※	79	筋萎縮性側索硬化症※
22	遺伝性周期性四肢麻痺※	51	下垂体前葉機能低下症※	80	筋型糖原病※
23	遺伝性腭炎※	52	家族性地中海熱※	81	筋ジストロフィー※
24	遺伝性鉄芽球性貧血※	53	家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体）※	82	クッシング病※
25	ウィーバー症候群※	54	家族性良性慢性天疱瘡※	83	クリオピリン関連周期熱症候群※
26	ウィリアムズ症候群※	55	カナバン病※	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群※
27	ウィルソン病※	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群※	85	クルーゾン症候群※
28	ウエスト症候群※	57	歌舞伎症候群※	86	グルコーストランスポーター 1 欠損症※
29	ウェルナー症候群※	58	ガラクトース -1- リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症※	87	グルタル酸血症 1 型※

88	グルタル酸血症 2 型 ※	120	コケイン症候群※	152	シャルコー・マリー・トゥース病※
89	クロウ・深瀬症候群※	121	コステロ症候群※	153	重症筋無力症※
90	クローン病※	122	骨形成不全症※	154	修正大血管転位症※
91	クロンカイト・カナダ症候群※	123	骨髄異形成症候群	155	ジュベール症候群関連疾患※
92	痙攣重積型（二相性）急性脳症※	124	骨髄線維症	156	シュワルツ・ヤンペル症候群※
93	結節性硬化症※	125	ゴナドトロピン分泌亢進症※	157	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症※
94	結節性多発動脈炎※	126	5p 欠失症候群※	158	神経細胞移動異常症※
95	血栓性血小板減少性紫斑病※	127	コフィン・シリス症候群※	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症※
96	限局性皮質異形成※	128	コフィン・ローリー症候群※	160	神経線維腫症※
97	原発性局所多汗症	129	混合性結合組織病※	161	神経有棘赤血球症※
98	原発性硬化性胆管炎※	130	鰓耳腎症候群※	162	進行性核上性麻痺※
99	原発性高脂血症※	131	再生不良性貧血※	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症※
100	原発性側索硬化症※	132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	164	進行性骨化性線維異形成症※
101	原発性胆汁性胆管炎※	133	再発性多発軟骨炎※	165	進行性多巣性白質脳症※
102	原発性免疫不全症候群※	134	左心低形成症候群※	166	進行性白質脳症※
103	顕微鏡の大腸炎	135	サルコイドーシス※	167	進行性ミオクロースてんかん※
104	顕微鏡的多発血管炎※	136	三尖弁閉鎖症※	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症※
105	高 IgD 症候群※	137	三頭酵素欠損症※	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症※
106	好酸球性消化管疾患※	138	CFC 症候群※	170	スタージ・ウェーバー症候群※
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症※	139	シェーグレン症候群※	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群※
108	好酸球性副鼻腔炎※	140	色素性乾皮症※	172	スミス・マギニス症候群※
109	抗糸球体基底膜腎炎※	141	自己貪食空胞性ミオパチー※	173	スモン（特定疾患）
110	後縦靱帯骨化症※	142	自己免疫性肝炎※	174	脆弱 X 症候群※
111	甲状腺ホルモン不応症※	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症※	175	脆弱 X 症候群関連疾患※
112	拘束型心筋症※	144	自己免疫性溶血性貧血※	176	成人発症スチル病※
113	高チロシン血症 1 型※	145	四肢形成不全	177	成長ホルモン分泌亢進症※
114	高チロシン血症 2 型※	146	シトステロール血症※	178	脊髄空洞症※
115	高チロシン血症 3 型※	147	シトリン欠損症※	179	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）※
116	後天性赤芽球癆※	148	紫斑病性腎炎※	180	脊髄髄膜瘤※
117	広範脊柱管狭窄症※	149	脂肪萎縮症※	181	脊髄性筋萎縮症※
118	膠様滴状角膜ジストロフィー※	150	若年性特発性関節炎※	182	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症※
119	抗リン脂質抗体症候群※	151	若年性肺気腫※	183	前眼部形成異常※

184	全身性エリテマトーデス※	216	ダウン症候群	248	特発性門脈圧亢進症※
185	全身性強皮症※	217	高安動脈炎※	249	特発性両側性感音難聴※
186	先天異常症候群※	218	多系統萎縮症※	250	突発性難聴
187	先天性横隔膜ヘルニア※	219	タナトフォリック骨異形成症※	251	ドラベ症候群※
188	先天性核上性球麻痺※	220	多発血管炎性肉芽腫症※	252	中條・西村症候群※
189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症※	221	多発性硬化症／視神経脊髄炎※	253	那須・ハコラ病※
190	先天性魚鱗癬※	222	多発性軟骨性外骨腫症	254	軟骨無形成症※
191	先天性筋無力症候群※	223	多発性嚢胞腎※	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎※
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症※	224	多脾症候群※	256	22q11.2 欠失症候群※
193	先天性三尖弁狭窄症※	225	タンジール病※	257	乳幼児肝巨大血管腫※
194	先天性腎性尿崩症※	226	単心室症※	258	尿素サイクル異常症※
195	先天性赤血球形成異常性貧血※	227	弾性線維性仮性黄色腫※	259	ヌーナン症候群※
196	先天性僧帽弁狭窄症※	228	短腸症候群	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症※
197	先天性大脳白質形成不全症※	229	胆道閉鎖症※	261	ネフロン癆※
198	先天性肺静脈狭窄症※	230	遅発性内リンパ水腫※	262	脳クレアチン欠乏症候群※
199	先天性風疹症候群	231	チャージ症候群※	263	脳腱黄色腫症※
200	先天性副腎低形成症※	232	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群※	264	脳内鉄沈着神経変性症※
201	先天性副腎皮質酵素欠損症※	233	中毒性表皮壊死症※	265	脳表ヘモジデリン沈着症※
202	先天性ミオパチー※	234	腸管神経節細胞僅少症※	266	膿疱性乾癬※
203	先天性無痛無汗症※	235	TRPV4 異常症※	267	嚢胞性線維症※
204	先天性葉酸吸収不全※	236	TSH 分泌亢進症※	268	パーキンソン病※
205	前頭側頭葉変性症※	237	TNF 受容体関連周期性症候群※	269	バージャー病※
206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）※	238	低ホスファターゼ症※	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症※
207	早期ミオクロニー脳症※	239	天疱瘡※	271	肺動脈性肺高血圧症※
208	総動脈幹遺残症※	240	特発性拡張型心筋症※	272	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）※
209	総排泄腔遺残※	241	特発性間質性肺炎※	273	肺胞低換気症候群※
210	総排泄腔外反症※	242	特発性基底核石灰化症※	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群※
211	ソトス症候群※	243	免疫性血小板減少症※	275	バッド・キアリ症候群※
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血※	244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）※	276	ハンチントン病※
213	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群※	245	特発性後天性全身性無汗症※	277	汎発性特発性骨増殖症
214	大脳皮質基底核変性症※	246	特発性大腿骨頭壊死症※	278	P C D H 19 関連症候群※
215	大理石骨病※	247	特発性多中心性キャスルマン病※	279	非ケトーシス型高グリシン血症※

280	肥厚性皮膚骨膜炎※	312	β -ケトチオラーゼ欠損症※	344	網膜色素変性症※
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群※	313	バーチェット病※	345	もやもや病※
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症※	314	バスレムミオパチー※	346	モワット・ウイルソン症候群※
283	肥大型心筋症※	315	ヘパリン起因性血小板減少症	347	薬剤性過敏症症候群
284	左肺動脈右肺動脈起始症※	316	ヘモクロマトーシス	348	ヤング・シンプソン症候群※
285	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症※	317	ペリー病※	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
286	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症※	318	ペルーシド角膜辺縁変性症	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん※
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎※	319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）※	351	4p 欠失症候群※
288	非典型溶血性尿毒症症候群※	320	片側巨脳症※	352	ライソゾーム病※
289	非特異性多発性小腸潰瘍症※	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群※	353	ラスムッセン脳炎※
290	皮膚筋炎 / 多発性筋炎※	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症※	354	ランゲルハンス細胞組織球症
291	びまん性汎細気管支炎	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症※	355	ランドウ・クレフナー症候群※
292	肥満低換気症候群	324	ホモシスチン尿症※	356	リジン尿性蛋白不耐症※
293	表皮水疱症※	325	ポルフィリン症※	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
294	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）※	326	マリネスコ・シェーグレン症候群※	358	両大血管右室起始症※
295	VATER 症候群※	327	マルファン症候群 / ロイス・ディーツ症候群※	359	リンパ管腫症 / ゴーハム病※
296	ファイファー症候群※	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー※	360	リンパ脈管筋腫症※
297	ファロー四徴症※	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症※	361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）※
298	ファンコニ貧血※	330	慢性再発性多発性骨髄炎※	362	ルビンシュタイン・ティビ症候群※
299	封入体筋炎※	331	慢性膀胱炎	363	レーベル遺伝性視神経症※
300	フェニルケトン尿症※	332	慢性特発性偽性腸閉塞症※	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症※
301	フォンタン術後症候群	333	ミオクロニー欠伸てんかん※	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
302	複合カルボキシラーゼ欠損症 ※	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん※	366	レット症候群※
303	副甲状腺機能低下症※	335	ミトコンドリア病※	367	レノックス・ガストー症候群※
304	副腎白質ジストロフィー※	336	無虹彩症※	368	ロスマンド・トムソン症候群※
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症※	337	無脾症候群※	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症※
306	ブラウ症候群※	338	無 β リポタンパク血症※	370	LMNB1 関連大脳白質脳症※
307	プラダー・ウィリ症候群※	339	メーブルシロップ尿症※	371	PURA 関連神経発達異常症※
308	プリオン病※	340	メチルグルタコン酸尿症※	372	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症※
309	プロピオン酸血症※	341	メチルマロン酸血症※	373	乳児発症 STING 関連血管炎※
310	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）※	342	メビウス症候群※	374	原発性肝外門脈閉塞症※
311	閉塞性細気管支炎※	343	メンケス病※	375	出血性線溶異常症※
				376	ロウ症候群※

4 児童福祉法の概要

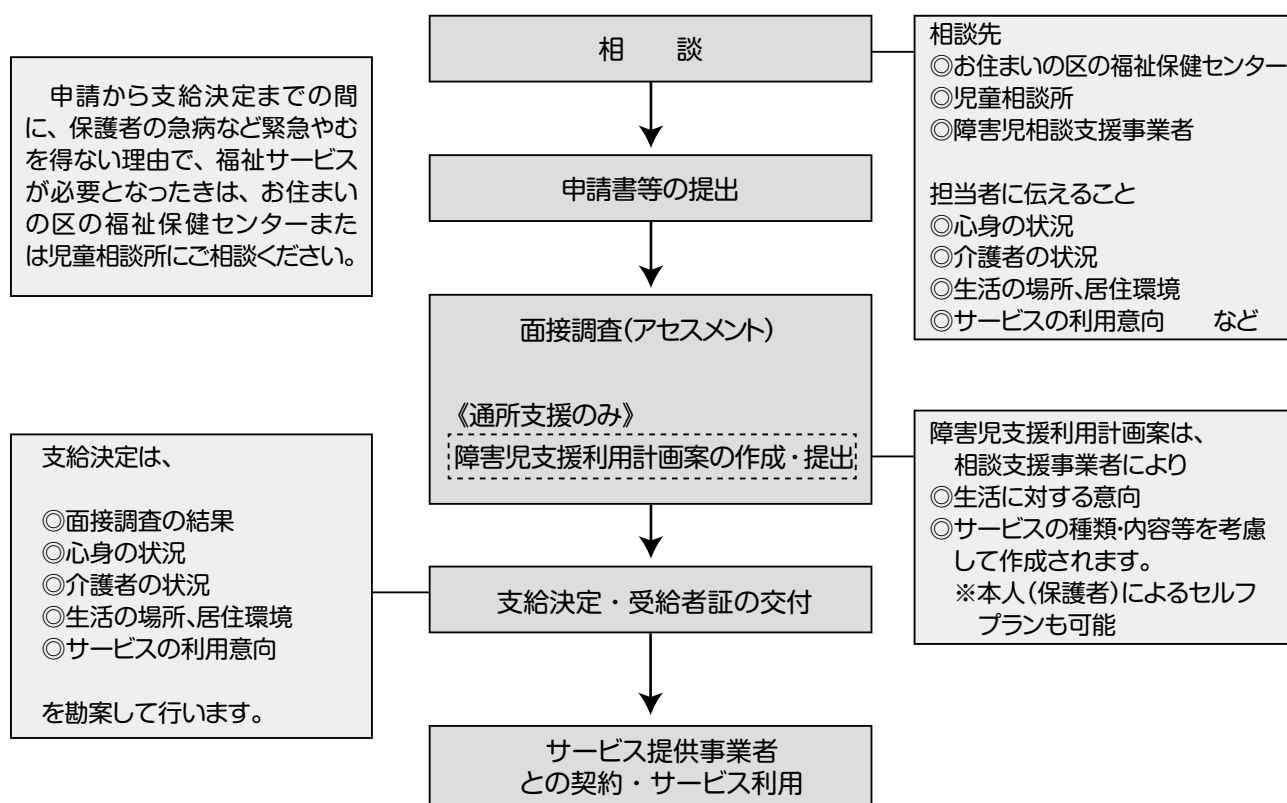
(1) 児童福祉法に基づく障害児支援の概要

平成 24 年 4 月 1 日に児童福祉法が改正され、障害児及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、障害種別に分かれていた障害児施設が、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）に体系化されました。また、地域支援を強化するため、新たに保育所等訪問支援や障害児相談支援等が創設されました。

(2) サービス利用までの流れ

福祉サービスを利用するためには、区福祉保健センターまたは児童相談所に申請し、サービスの支給決定、受給者証の交付を受ける必要があります。利用者の状況を把握するための面接調査（アセスメント）の結果やサービス利用の意向等を勘案し、必要なサービスや支給量が決定されます。

《相談～支給決定～サービス利用までの流れ》



(3) 福祉サービスの概要

ここでは、児童福祉法に基づくサービスを紹介しています。なお、18歳以上の障害児施設入所者には、原則として障害者総合支援法のサービスを提供します（20頁）。

ア 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要	掲載頁
児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	43 86
放課後等デイサービス	就学している障害児に、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行います。	86
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、当該施設を利用する障害児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	86
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。 (※障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案が必須)	87

イ 障害児入所支援

サービス名	サービスの概要	掲載頁
福祉型障害児入所支援	障害児が入所し保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導等を受けます。	43
医療型障害児入所支援	障害児が入所し保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な機能訓練や日常生活の指導及び治療を受けます。	43

ウ 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、相談支援専門員が利用者の希望や状況をふまえた、生活全体を網羅した計画である、障害児支援利用計画案を作成します。また、定期的に利用状況などを確認するモニタリングを行います。

申請先について

①窓口申請：各区福祉保健センター（裏表紙）

②オンライン申請（※）：詳しくは横浜市ウェブサイトをご確認ください。

※障害児通所支援の申請手続きが対象です。

障害児通所支援 オンライン申請

検索



(4) 利用者負担のしくみ

福祉サービスの自己負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）となっています。

また、通所支援や入所支援に伴う光熱水費等の実費や食費については、実費負担があります。自己負担、実費負担ともに所得の少ない人の負担が大きくならないよう、軽減措置が設けられています。

ア 月ごとの利用者負担には上限があります。

福祉サービスを利用した人は、負担能力に応じてサービスの提供に要した費用を負担することになります。負担額には上限額が設定されており、上限額以上の額を負担することはありません。

なお、負担額が上限に達しない場合は、サービス提供に要した費用の1割を負担することになります。

区 分	収入状況等		負担上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法による支援給付）受給世帯		0 円
低所得	市民税非課税世帯		0 円
一般 1	市民税課税世帯	所得割 28 万円未満	通所 4,600 円 入所 9,300 円
一般 2		その他	37,200 円

※所得を判断する際の「世帯」の範囲
 障害児の利用者については、原則として保護者が属する住民基本台帳の世帯。
 なお、同一世帯員には、サービスを利用する児童の親が単身赴任等で別世帯である場合も含まれます。

利用者負担の上限額管理事務について

ひと月あたりの利用者負担額が、設定された負担上限月額を超過することが予測される場合には、サービスを提供する事業所が利用者負担額の上限額管理を行う仕組みがあります。
 （上限額管理対象者の例）
 ○複数の障害福祉サービス事業所からサービスを利用する場合
 ○同一世帯に複数の障害児がいて、同一の保護者がサービスの支給決定を受けている場合
 ※障害者総合支援法と児童福祉法の各サービスをまたがったの上限管理はできません。この場合、各サービスについて必要に応じて上限管理を行った後、22 頁イの高額償還給付の申請が必要です。

イ 多子軽減措置

障害児通所支援を利用している未就学の児童に兄・姉がいる世帯では、負担上限月額が軽減される場合があります。（条件によって、所得制限があります。）
 ※詳細については、窓口にお問い合わせください。

ウ 高額障害児通所（入所）給付費（高額償還給付）

高額障害児通所（入所）給付費については、22 頁の高額障害福祉サービス等給付費をご覧ください。

エ 食費・光熱費等の実費負担についても、減免制度があります。

入所施設における食費や光熱水費等（医療費、日用品費含む）及び通所サービス等における食費が実費負担となりますが、収入に応じた減免があります。
 （ア）入所施設の食費等実費負担減免（補足給付）
 低所得者などが、利用者負担額と実費負担額を支払っても、一定額が手元に残るように減免します。
 ※詳細については、お住いの区を担当する児童相談所にお問い合わせください。
 （イ）通所サービスなどの食費減免
 生活保護（または中国残留邦人等支援法による支援給付受給）、市民税非課税及び市民税所得割額が 28 万円未満の世帯の場合、食費のうち人件費相当分を減額します。

オ 幼児教育・保育の無償化について（令和元年 10 月利用分から）

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、満 3 歳になった後最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間について、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援等の利用料が無償化されています。
 ※利用者負担以外の費用（医療費や食費等の実費負担分）は引き続きお支払いいただきます。
 ※幼稚園、保育所、認定こども園と上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化対象となります。

5 在宅生活の支援

在宅でのサービス

(1) ホームヘルプサービス（居宅介護等）

身

知

精

支援法

身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、障害者総合支援法の対象となる難病等の患者の日常生活を支援するため、ホームヘルプサービスを提供します。

- 【内 容】 ①食事づくり、洗たく、掃除などの家事援助や食事介助、排せつ介助などの身体介護、通院や官公署への相談・手続の外出を支援する通院等介助
②生活等に関する相談・助言

【対 象 者】 障害支援区分 1 以上の方（障害児はこれに相当する心身の状態）

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※神奈川県内の事業所情報は「障害福祉情報サービスかながわ」ホームページでご覧頂けます。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/>

ホームヘルプサービス

検索



(2) 重度障害者入浴サービス

身

支援法

ア 自宅での訪問入浴サービス

移動入浴車を自宅に派遣し、入浴の機会を提供します。（週 2 回まで。ただし、6 月から 9 月は週 3 回まで）

【対 象 者】 家庭での入浴が困難な 64 歳以下の在宅の重度身体障害者（2 級以上）

【費 用】 原則 1 割負担。一部収入額に応じた減免があります。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

イ 施設での送迎入浴サービス

住居形態等の理由により訪問入浴サービスが利用困難な場合に、寝台車の送迎により市内にある特別養護老人ホーム等の特殊浴槽によって、入浴の機会を提供します。（週 1 回まで）

【対 象 者】 家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害者（2 級以上）

※介護保険の通所介護、障害者デイサービス（入浴加算あり）を受けている場合は、対象となりません。

【費 用】 原則 1 割負担。一部収入額に応じた減免があります。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 重度身体障害者巡回判定

身

医師・ケースワーカーなど専門スタッフが出張し、補装具の判定を行います。

【対 象 者】 補装具の書類による判定及び来所判定いずれもが困難な重度身体障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(4) 身体障害者健康診査

身

車椅子使用者の褥瘡・変形などの二次的障害を予防するために、指定機関において年 1 回、無料で健康診査を行います。

【対 象 者】 身体障害者手帳を持っている方のうち、脊椎損傷、脳性麻痺、脳血管障害等が原因で日常生活で常時車椅子を使用している 18 歳以上の方

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(5) 在宅障害児・者家庭援護活動

身

知

障害児・者に対する養育を助け、または日常の介助のため、福祉団体が援助者を派遣します。

【対象者】 障害児者福祉団体を経由して登録申請のあった家庭

【窓口】 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（4 頁）

(6) あんしん電話の設置

身

けがや急病など緊急を要する場合に、緊急通報装置の発信ボタンを押すことで近隣の協力者や消防局へ通報できる装置を設置します。

【対象者】 1・2 級の身体障害者手帳を持っている方で、ひとり暮らし又はそれに準ずる 18 歳以上の方

【費用】 緊急通報装置使用料は世帯の課税状況に応じて利用者負担があります。（通話料等は利用者の自己負担です。）

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(7) 市立図書館の図書配送貸出

身

知

精

市立図書館の図書・雑誌をご自宅へ配送します。

【対象者】 横浜市に在住か通勤・通学していて、障害者手帳をお持ちで来館が困難な方。

【利用料】 無料（送料は往復とも図書館で負担します）

【利用手続】 事前登録が必要です。

登録手続きについては、図書館にお問合せください。

※このサービスは、来館しての利用と併用できません。

【窓口】 横浜市中央図書館

【電話】 262-0050（代表）、250-1619（直通）【FAX】 250-1619

	ふれあい収集	粗大ごみの持ち出し収集
【内 容】	対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。 ※収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。	対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。 ※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。 ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等での吊り上げ下げが必要な粗大ごみ
【申込方法】	資源循環局事務所に、申込書にてお申し込みください。 ※申込書は資源循環局のHPでダウンロードできます。 ※事前にご自宅に伺うなどして、対象者に該当するか確認させていただきます。	資源循環局事務所に電話等でお申し込みください。 ※事前に対象者に該当するか確認させていただきます。 ※受付から収集までお時間を頂く場合があります。 ※収集日のご希望に添いかなる場合があります。
【対象者】	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない「ひとり暮らしの方」。なお、同居者がいる場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができない「ひとり暮らしの方」。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方

【連絡先】 お住まいの区の資源循環局事務所

受付時間：月～土曜日（祝日を含む） 午前8時～午後4時45分

鶴見事務所	502-5383	保土ヶ谷事務所	742-3715	青葉事務所	975-0025
神奈川事務所	441-0871	旭事務所	953-4811	都筑事務所	941-7914
西事務所	241-9773	磯子事務所	761-5331	戸塚事務所	824-2580
中事務所	621-6952	金沢事務所	781-3375	栄事務所	891-9200
南事務所	741-3077	港北事務所	541-1220	泉事務所	803-5191
港南事務所	832-0135	緑事務所	983-7611	瀬谷事務所	364-0561

※「粗大ごみ処理手数料の減免」については、119頁をご覧ください。

その他（自立生活の援助など）

（１）障害者自立生活アシスタント

知

精

単身等で生活する障害者が地域生活を継続できるよう、専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」が、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行います。

利用については、直接下記実施施設（障害の種別により実施施設が異なります。）、又は、お住まいの区の福祉保健センターへお問い合わせ下さい。

【内 容】 ①訪問・電話等による相談・助言（衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動の支援など）
②コミュニケーション支援（対人関係調整・関係機関との連絡調整の支援など）

【対 象 者】 市内に居住していて下記のいずれかに該当する知的障害者、精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害を有するために日常生活又は社会生活に支援が必要な方

①地域で一人暮らしをしている方

②同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方

③自立生活アシスタントを利用しながら一人暮らしを目指したい方

【実施施設】

名 称	所 在 地	電話（上段） FAX（下段）	担当障害 種別
つるみ地域活動ホーム幹 「幹」相談支援室	〒230-0062 鶴見区豊岡町 3-4 リコービル 1 階	710-0242 582-1313	知的障害者
かながわ地域活動ホームほのぼの ほのぼの相談支援室	〒221-0825 神奈川区反町 1-7-3 ARS ビル 3 階	548-8611 548-4653	
地域活動ホーム ガッツ・びーと西 横浜障がい相談システムねくさず	〒220-0051 西区中央 1-18-22-103	594-7681 594-7682	
中区本牧活動ホーム 中区障がい者生活支援スペースぽ〜と	〒231-0846 中区大和町 1-15-1	628-3572 628-3573	
地域活動ホームどんとこい・みなみ 地域生活支援センター 南海	〒232-0033 南区中村町 4-283-10	350-8112 350-8114	
港南中央地域活動ホーム そよかぜの家 地域支援室	〒233-0004 港南区港南中央通 1-12	370-7502 370-7503	
偕恵いわまワークス ぱらねっと	〒240-0004 保土ケ谷区岩間町 1-7-15	336-0928 336-0929	
アシスタントステーション歩	〒241-0005 旭区白根 7-31-7	953-3386 953-7747	
いぶき支援室	〒235-0033 磯子区杉田 5-32-8-1F	778-6635 775-0050	
金沢地域活動ホームりんごの森	〒236-0058 金沢区能見台東 2-4 能見台ふれあい館 1 階	784-2709 784-2758	
しんよこはま地域活動ホーム 地域生活支援センター海 相談室	〒223-0057 港北区新羽町 1240-1 5F	534-1214 534-1216	
横浜市中山みどり園	〒226-0019 緑区中山 2-2-3	934-9510 931-8626	
青葉メゾン 自立生活援助事業所 ピウ	〒227-0036 青葉区奈良町 1757-3	962-8821 962-9847	
つづき地域活動ホームくさぶえ	〒224-0014 都筑区牛久保東 1-33-1	593-2652 590-5779	
相談支援室 こだま	〒244-0003 戸塚区戸塚町 4130-5 R.K.BLD Totuka II 3F	435-9431 435-9482	
SELP・杜 杜の地域生活支援室	〒247-0013 栄区上郷町 134-2 1 階	897-2081 897-2082	
泉地域活動ホームかがやき	〒245-0013 泉区中田東 3-15-2 中田町センタービル 303	804-0660 443-7966	
せや活動ホーム太陽 分室	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 1-2 第二ミヤコビル 1 階	277-0061 277-0063	

鶴見区生活支援センター	〒 230-0062 鶴見区豊岡町 28-4 ハーモニーとよおか 4 階	576-3173 576-3172	精神障害者
神奈川区生活支援センター	〒 221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 4 階	322-2907 322-2908	
生活支援センター西	〒 220-0055 西区浜松町 3-14 横浜 OT ビル 1 階	252-2414 348-9090	
中区生活支援センター	〒 231-0801 中区新山下 3-1-29 みはらしポンテ 3 階	624-0183 624-0183	
南区生活支援センター サザンウインド	〒 232-0027 南区新川町 1-1 リーヴェルスステージ横浜南 2 階	251-3991 251-3991	
港南区生活支援センター	〒 233-0003 港南区港南 4-2-7 3 階	842-6300 840-0313	
保土ヶ谷区生活支援センター	〒 240-0001 保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 4 階	333-6111 340-2000	
旭区生活支援センター ほっとぽっと	〒 241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-29-1	744-8244 744-8243	
磯子区生活支援センター	〒 235-0023 磯子区森 4-1-17 3 階	750-5300 750-5301	
金沢区生活支援センター 愛 & あい	〒 236-0021 金沢区泥亀 2-1-7 2 階	701-4116 701-4116	
港北区生活支援センター	〒 222-0035 港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 階	475-0120 475-0121	
緑区生活支援センター	〒 226-0019 緑区中山 3-16-1 3 階	929-2800 931-6650	
青葉区生活支援センター ほっとサロン青葉	〒 225-0014 青葉区荏田西 2-14-3 ハーモス荏田 2 階	910-1985 910-0106	
都筑区生活支援センター こころ野	〒 224-0033 都筑区茅ヶ崎東 4-13-40	947-0080 947-0088	
戸塚区生活支援センター	〒 244-0002 戸塚区矢部町 1259-1	350-5292 390-0850	
栄区生活支援センター	〒 247-0007 栄区小菅ヶ谷 3-32-12 2 階	896-0479 896-0478	
泉区生活支援センター 芽生え	〒 245-0018 泉区上飯田町 1331 市営上飯田団地 10 号棟 1 階	800-3371 342-5056	
瀬谷区生活支援センター	〒 246-0021 瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2 階	363-8900 392-1114	
クラブハウスすてっぷなな	〒 224-0041 都筑区仲町台 5-2-25 ハスミドミトリ 003 号	949-1765 (FAX なし)	高次脳機能 障害者

(2) 自立生活援助

支援法

定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身等の障害者の地域生活を支援します。

- 【対 象 者】 ①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した
障害者等で、助言や訪問による生活の支援が必要な方
②単身等により、自立生活援助の支援が必要な障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 精神障害者退院サポート

精神科病院に入院している精神障害者の退院を支援、サポートする事業で、市内の精神障害者生活支援センターで実施しています。

- 【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）
又は、各区精神障害者生活支援センター

(4) 地域移行・地域定着支援

支援法

ア 地域移行支援

施設入所・入院等をしている障害者が地域生活へ移行するための支援を行います。

【対 象 者】 ①障害者支援施設又は児童福祉施設、保護施設、矯正施設等に入所している障害者
②精神科病院に入院している精神障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

イ 地域定着支援

単身等で生活する障害者に、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対 象 者】 居宅において単身又は家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(5) 就労定着支援

支援法

障害者との相談を通して就労に伴う生活面等の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【対 象 者】 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(6) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援

身

知

精

意思の疎通が困難な障害児・者が入院した場合（精神科を除きます。）に、円滑な医療行為が行えるよう医療従事者との意思疎通を支援するため、コミュニケーション支援員を派遣します。

【対 象 者】 横浜市内の学齢児以上の障害者で、次のすべてにあてはまる方

①意思疎通を円滑に図ることが難しい※、65歳未満で手帳を取得した全身性障害（肢体不自由1、2級）、知的障害、精神障害のある方

②障害福祉サービスを利用している方

③入院先の医療機関の了解を得られる方

※窓口にて要件の確認があります。

※重度訪問介護で入院中のコミュニケーション支援を受けられる場合を除きます。

(7) 重度訪問介護利用者大学修学支援

身

知

精

重度訪問介護を利用する重度障害者に対して、大学等（学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校）が修学に必要な支援体制を構築できるまでの間において、当該障害者が大学修学するために必要な身体介護等を提供します。

【対 象 者】 横浜市内に居住する重度訪問介護の対象者で、大学等に修学する者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(8) 重度障害者等就労支援

身

知

精

重度障害者の通勤や職場等において、必要な身体介護等を提供し、就労をサポートします。

【対象者】 次の全てに当てはまる方（※1）

- ①横浜市に居住している方（就労場所は本市内に限定しません）
 - ②重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
 - ③民間企業で雇用されている方（※2）又は自営業等の方で通勤や職場等における支援が必要な方
 - ④1週間の所定労働時間が10時間以上ある方
- ※1 その他詳細な要件があり、窓口にて確認します。
 ※2 就労継続支援A型事業所の利用者を除きます。

【窓口】（公社）かながわ福祉サービス振興会 【電話】 514-3152 【FAX】 671-0295

(9) 訪問指導

身

知

精

福祉保健センターの保健師などが家庭を訪問し、ご本人やご家族のこころとからだの悩みや不安などに関する相談に応じながら、日常生活上のアドバイスをを行います。

【対象者】 在宅生活で支援を必要とする18歳以上の障害者とその家族

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

日中活動**(1) 障害福祉サービス**

障害者総合支援法（18頁）では、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「地域活動支援センター」の5種類の日中活動の場があります。それぞれ利用者の意向や障害の状況にあわせて、活動の場を選択します。また、障害児は児童福祉法に基づいた、訓練や活動の場である「児童発達支援・放課後等デイサービス」（86頁）があります。

ア 生活介護

支援法

入浴・排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。

【対象者】 ①障害支援区分3以上（「施設入所支援」併用の場合は区分4以上）

②年齢50歳以上で障害支援区分2以上（「施設入所支援」併用の場合は区分3以上）



【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）【実施施設】 [障害福祉サービス事業所・施設一覧](#) [検索](#)

イ 自立訓練（機能訓練）

支援法

理学療法や作業療法等の身体機能・生活能力の維持・向上のためのリハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。標準利用期間は1年6か月間です。

【対象者】 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持向上等のため、一定の支援を必要とする障害者



【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）【実施施設】 [障害福祉サービス事業所・施設一覧](#) [検索](#)

ウ 自立訓練（生活訓練）

支援法

入浴・排せつ及び食事等の日常生活能力上の維持・向上のための訓練や、日常生活上の相談支援等を実施します。標準利用期間は2年間です。

【対象者】 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持向上等のため、一定の支援を必要とする障害者



【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）【実施施設】 障害福祉サービス事業所・施設一覧

検索

エ 宿泊型自立訓練

支援法

夜間の居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を実施します。標準利用期間は2年間です。

【対象者】 日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて日中の活動先から帰宅後に生活能力等の維持・向上のための支援を必要とする障害者



【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）【実施施設】 障害福祉サービス事業所・施設一覧

検索

オ 就労移行支援

支援法

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。標準利用期間は2年間です。

【対象者】 ①企業等への就労を希望する65歳未満（利用開始時）の障害者
②技術を習得し在宅で就労、起業を希望する65歳未満（利用開始時）の障害者
③一般就労中または休職中であって、特定の事由により一時的に支援を要する障害者



【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）【実施施設】 障害福祉サービス事業所・施設一覧

検索

カ 就労継続支援（A型）

支援法

雇用契約に基づく就労や生産活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練、その他一般就労等に向けて必要な支援を行います。

【対象者】 次のいずれかに該当する65歳未満（利用開始時）の障害者
①就労移行支援事業を利用後、企業等での雇用に結びつかなかった障害者
②就職活動の結果、企業等での雇用に結びつかなかった障害者
③就労経験はあるが、現在離職している障害者
④一般就労中または休職中であって、特定の事由により一時的に支援を要する障害者



【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）【実施施設】 障害福祉サービス事業所・施設一覧

検索

キ 就労継続支援（B型）

支援法

就労や生産活動の機会を提供し（雇用契約は結びません）、知識及び能力向上のための訓練、その他一般就労等に向けて必要な支援を行います。

【対象者】 ①就労等の経験後、年齢や体力的な問題から就労等の継続が困難になった障害者
②50歳を超えている障害者又は障害基礎年金1級受給者
③①と②以外で就労移行支援事業者等による就労アセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている障害者
④一般就労中または休職中であって、特定の事由により一時的に支援を要する障害者



【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）【実施施設】 障害福祉サービス事業所・施設一覧

検索

(2) 地域活動支援センター

在宅の障害者が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場として、5種類のセンターがあります。利用者それぞれの意向や障害の状況にあわせて、活動の場を選択します。

ア 地域活動支援センター（デイサービス型）

支援法

在宅の障害者が障害者地域活動ホームの登録事業所に通所して、機能訓練・創作的活動・給食・送迎等のサービスを受けることができます。

【対象者】 在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 [障害福祉サービス事業所・施設一覧](#)

検索



イ 地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）

支援法

在宅の障害者が、登録事業所に通所して、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを受けることができます。

① 地域活動支援センター障害者地域作業所型（作業所型）

身

知

【対象者】 主に在宅の身体障害者、知的障害者

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 [障害福祉サービス事業所・施設一覧](#)

検索



② 地域活動支援センター精神障害者地域作業所型（精神作業所型）

精

【対象者】 主に在宅の精神障害者

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 [障害福祉サービス事業所・施設一覧](#)

検索



ウ 精神障害者生活支援センター

精

支援法

精神障害者が地域で自立した生活を送るために、精神保健福祉士などによる相談支援や、生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯）、生活情報の提供、地域との交流の促進等を行います。

【対象者】 主に在宅の精神障害者

【窓口】 「相談窓口」（8 頁参照）

【実施施設】 [障害福祉サービス事業所・施設一覧](#)

検索



エ 中途障害者地域活動センター

身

支援法

社会参加のための活動の場として、スポーツ、創作活動、地域交流等を実施しています。

【対象者】 おおむね 40 ～ 64 歳の脳血管疾患の後遺症等による在宅の中途障害者

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 [障害福祉サービス事業所・施設一覧](#)

検索



【関連情報】 リハビリ教室（94 頁参照）

施設等の一時利用

(1) 短期入所・日中一時支援

身 知 精 支援法

在宅の障害児・者の介護者や家族が疲労回復をはかるときや、病気・事故・出産又は冠婚葬祭等の理由で、障害児・者が介護を受けられないときに、障害児・者が一時的に施設や病院に入所したり、日中のうちの数時間を施設や病院で過ごしたりします。

【対象者】 在宅の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、障害福祉サービスの対象となる難病患者 ※精神障害児・者は短期入所のみ対象です。

【利用者負担】 原則1割負担。一部収入額に応じ減免があります。

【実費負担】 食費・光熱水費・日用品費等の実費相当額

【窓 □】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 [障害福祉サービス事業所・施設一覧](#)

検索



(2) 緊急一時保護制度（病院入所及び家庭介護人派遣）

身 知

在宅の障害児・者の介護者や家族が病気・事故・出産又は冠婚葬祭等の理由で、障害児・者が介護を受けられないときに、病院への入所又は介護人の派遣を利用できます。

【対象者】 在宅の重度重複障害児・者、重度身体障害児・者、重度知的障害児・者

【利用者負担】 原則1割負担。

【実費負担】 病院の入所を利用する場合は、食材料費・日用品費等の実費相当額

【窓 □】 各区福祉保健センター（裏表紙）

名 称	所 在 地	対 象 者
国際親善総合病院	〒245-0006 泉区西が岡 1-28-1	身体障害者、知的障害者、障害児

(3) 難病患者一時入院

在宅療養中で医療依存度の高い難病患者が、休養、入院、冠婚葬祭等介助者の事情により、在宅で介助を受けることが一時的に困難になった場合、一定期間横浜市指定の病院に入院できます。なお、他の制度が利用できる場合は、そちらが優先となります。

【対象者】 障害者総合支援法の対象となる難病（24～27頁掲載の疾病）に罹患していて、症状が安定している医療依存度が高い方（※）

【窓 □】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※人工呼吸器を使用している方、気管切開を行っている方、胃ろうを設けており、頻回なたん吸引を要する方

(4) 精神障害者家族支援（緊急滞在所運営）

精神障害者本人との関係悪化等のため同居が困難になった家族に対して、一時的に滞在する場所を提供します。また、家族会によるピア相談と学習会の提供、運営委託先の専門職員による相談支援を行います。

【対象者】 精神障害またはその疑いがある方の家族

【実費負担】 食費・光熱水費等の実費相当額（生活保護世帯は食費以外無料）

【窓 □】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※利用するためには各区福祉保健センターで事前登録が必要となります。

※運営委託先の空室状況により、本事業を利用できない場合があります。

※対象者要件確認のため利用までに日数がかかる場合があります。

6 地域活動の促進

障害者地域活動ホーム

身 知 精



〔デイサービス、障害福祉サービス：支援法〕 〔障害福祉サービス事業所・施設一覧〕 検索

「障害者地域活動ホーム」は、在宅の障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているものです。

主なサービスとして、日中活動（デイサービス、障害福祉サービス）のほか、生活支援（一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫）及び相談支援（一部で実施、2頁参照）などを実施しています。また、障害者地域活動ホームは施設規模等により次の2種類に分類されています。

①社会福祉法人型障害者地域活動ホーム（法人型） 18 か所

②機能強化型障害者地域活動ホーム（強化型） 23 か所

分類ごとの実施事業等については、次のとおりです。

※ △は一部のホームで実施

実施事業	事業内容	法人型	強化型
相談支援	地域で生活する障害児・者及びその家族の生活を支えるための、総合的な相談を行っています。 また、相談を受けて、関係機関との連絡調整なども行います。	○	—
日中活動 (18歳以上)	障害者地域活動ホームに通所する障害者に日中の時間帯、機能訓練・創作的活動・給食・送迎等のサービスを提供します。	○	○
ショートステイ	障害児・者が家族等の入院、出産又は休養等の理由で、介助を受けられない場合に、障害者地域活動ホームに宿泊して介助します。		
一時ケア	障害児・者が家族等の通院、各種行事参加等又は休養の理由で、介助を受けられない場合に、日中の数時間の間介助します。		
余暇活動支援	障害者地域活動ホーム又はその他の場所で、余暇の充実を図る事業を実施します。	○	○
おもちゃ文庫	障害児が遊びを通じて機能訓練を行うなど、家族の交流を図ります。 また、健常児やその家族の利用も進め、障害児、家族同士の交流を図る機会を作ります。	○	△
地域交流	地域の団体・グループ等に地域交流室の貸し出しを行い、地域の住民と障害児・者が交流する機会を作ります。 また、障害者地域活動ホーム独自のイベントを実施するなど、地域への行事に参加することで地域との交流を図ります。	○	○

各サービスの利用については、障害者地域活動ホームに直接相談することができます。

ただし、日中活動（デイサービス及び障害福祉サービス）については、お住まいの区に申請を行い、支給決定を受ける必要があります。

※事業内容の詳細、利用できる年齢、受付方法等については直接、各障害者地域活動ホーム（連絡先は横浜市ホームページに掲載）へお問い合わせください。

※事業によっては、実費相当額等の利用者負担があります。

多機能型拠点

身 知



〔障害福祉サービス：支援法〕 〔障害福祉サービス事業所・施設一覧〕 検索

「多機能型拠点」は、常に医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等とその家族が、地域で安心・安全な暮らしを支援する拠点として、横浜市が独自に設置しているものです。

診療所を拠点内に備え、往診・訪問看護・居宅介護等の訪問型サービスや、一時的な宿泊・滞在（短期入所・日中一時支援）、さらにそれらをコーディネートする相談支援機能を備えています。

そのほか、生活介護や放課後等デイサービス等を拠点において実施しています。

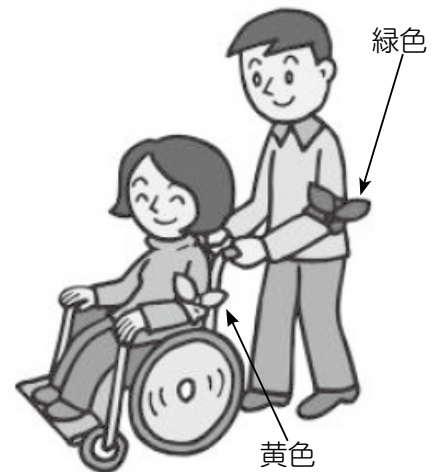
■「黄色」は「配慮が必要」というサイン

災害時という混乱した状況の中では、障害のある人が必要な支援を受けにくい、誰が支援できる人かわからない、ということが起こるかも知れません。

そこで、「セーフティーネットプロジェクト横浜※」では、災害時には「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のバンダナを身につけよう、という取組を進めています。

災害時の備えとして、市販のバンダナやハンカチなどを用意しておくのはいかがでしょうか？

※セーフティーネットプロジェクト横浜（76 頁参照）



■災害時用ストーマ用装具の保管について

災害時に住居が被災し、ストーマ用装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストーマ用装具を保管できる場所を提供しています。

1 対象者 横浜市内に住所があり、ストーマ用装具を使用されている方

2 保管場所

鶴見区	つるみ地域活動ホーム 幹	金沢区	地域活動ホーム シーサイド
神奈川区	かながわ地域活動ホーム ほのぼの	港北区	しんよこはま地域活動ホーム
西区	地域活動ホーム ガッツ・ビーと西	緑区	みどり地域活動ホーム あおぞら
中区	中区障害者地域活動ホーム	青葉区	あおば地域活動ホーム すてっぷ
南区	地域活動ホーム どんとこい・みなみ	都筑区	つづき地域活動ホーム くさぶえ
港南区	港南中央地域活動ホーム そよかぜの家	戸塚区	東戸塚地域活動ホーム ひかり
保土ヶ谷区	ほどがや地域活動ホーム ゆめ	栄区	地域活動ホーム 径
旭区	地域活動ホーム 連	泉区	泉地域活動ホーム かがやき
磯子区	いそご地域活動ホーム いぶき	瀬谷区	せや活動ホーム 太陽

3 保管方法 ロッカーで各自保管（1 か所 30 名まで）

4 申込み 年 1 回（令和 7 年度は 6 月頃実施予定）

【窓 口】健康福祉局障害施策推進課

【電 話】671-3603 【F A X】671-3566

7 施設・居住支援

施設については横浜市ホームページの事業所一覧をご覧ください。

[障害福祉サービス事業所・施設一覧](#)

[検索](#)



障害者

(1) 障害者グループホーム [身](#) [知](#) [精](#) [支援法](#)

入居者に対して、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

(2) 施設入所支援 [支援法](#)

施設に入所する障害者に、主に夜間や休日、入浴・排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談等、必要な日常生活上の支援を行います。

(3) 療養介護 [支援法](#)

医療的ケアと常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

障害児

(1) 福祉型障害児入所施設

障害児が入所し、保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導を受けます。

【窓 〇】 児童相談所 (1 頁)

(2) 医療型障害児入所施設

障害児が入所し、保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な機能訓練、日常生活の指導及び治療を受けます。

【窓 〇】 児童相談所 (1 頁)

(3) 児童発達支援センター

主に知的障害児及び肢体不自由児、難聴の乳幼児が通所し、日常生活の自立に向けた支援を受けます。

【窓 〇】 各施設

8 日常生活用具・補装具等

福祉機器等に関する相談・情報提供

(1) 横浜市総合リハビリテーションセンター (1 頁)

(2) 福祉機器支援センター 身

リハビリテーションに従事する専門職が、福祉機器や住宅改造、介護や介助、生活方法などについて各種相談・助言、情報提供などを行います。

名 称	所 在 地	電 話	F A X	補装具クリニック（車椅子・装具）
中山福祉機器支援センター	〒 226-0019 緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1 階	935-5489	935-5497	第 1・第 3 金曜日午後
反町福祉機器支援センター	〒 221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 2 階	317-5471	317-5472	第 2 金曜日午後
泥亀福祉機器支援センター	〒 236-0021 金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢 1 階	782-2988	782-2996	毎週木曜日午後

【支援内容】 ①福祉機器、住宅改造、介護等に関する相談（住宅や介護についての建築士、看護職を交えての相談は予約が必要です。）

②福祉機器の展示、試用体験

③在宅リハビリテーションサービス

④補装具クリニック（車椅子・義肢装具の作成）（指定日、予約制）

⑤車椅子、義肢装具などの相談

【開館時間】 午前 9 時～午後 5 時 【休 館 日】 月曜日・祝日・年末年始

日常生活用具・補装具

(1) 日常生活用具の給付 身 知 精 支援法

重度の障害等がある方に、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付します。

【対 象 者】 重度の身体障害・知的障害・精神障害のある方及び障害福祉サービスの対象となる難病患者等

【費 用】 原則 1 割負担（月額上限負担額あり）

【必要なもの】 マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等、精神保健福祉手帳等、難病の場合は診断書、見積書、税額を証明するもの
[市民税課税証明書(市外から転入された方であって、扶養を確認する場合)]

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※事前に申請が必要です。

※市民税額が一定額を超えた場合は対象になりません。

障害区分	品目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方（目安）
肢体	○ポータブル温水洗浄便座	学齢児以上	1・2級	下肢・体幹機能障害かつ上肢機能障害の方
	○便器（腰掛便器）			下肢・体幹機能障害又は上肢機能障害の方
	○移動用リフト			下肢・体幹機能障害の方
	○特殊寝台			
	○体位変換器			
	○褥瘡予防マット			
	○移乗機	制限なし		
肢体	○移動・移乗支援用具	3歳以上	全等級	平衡・下肢・体幹機能障害の方
	○特殊尿器	学齢児以上	1級	下肢・体幹機能障害の方
	特殊マット	18歳以上	1級	
		学齢児～17歳	1・2級	
	○入浴補助用具	3歳以上	全等級	平衡・下肢・体幹機能障害の方
	T字つえ			
	頭部保護帽			
	情報・通信支援用具	学齢児以上	1・2級	上肢機能障害の方
	障害者用切替装置（スイッチ）			上肢機能障害で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	電磁調理器	18歳以上		発声・発語に著しい障害を有する肢体不自由の方
	携帯用会話補助装置	学齢児以上	全等級	肢体不自由の方で次のいずれかに該当する方 ①四肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の方 ②医師の意見書により必要性が認められる方
	ネブライザー（吸入器）	制限なし	右記参照	脳原性運動機能障害2級以上、下肢・体幹機能障害2級以上の方で、自力移動及び介助での移動、排泄の意思表示、排泄コントロールが困難な方（年齢要件あり）
	吸引器			
	紙おむつ	3歳以上	1・2級	
視覚	歩行時間延長信号機用送信機	学齢児以上	1・2級	視覚障害の方
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		3級以上	
	視覚障害者用活字読上げ装置		1・2級	
	視覚障害者用 IC タブレコーダー			
	点字タイプライター			
	視覚障害者用時計（触読・音声）			
	視覚障害者用血糖測定器	18歳以上	1・2級	視覚障害の方で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	視覚障害者用血圧計			
	電磁調理器			
	視覚障害者用体重計	学齢児以上	全等級	視覚障害の方
	視覚障害者用体温計			
	視覚障害者用拡大読書器		1・2級	視覚障害の方
	点字器			
	情報・通信支援用具	制限なし	全等級	主に情報の入手を点字により行っている視覚障害の方
	視覚障害者用基本ソフト			
	点字図書	制限なし	全等級	視覚障害の方
点字ディスプレイ	学齢児以上	1・2級	視覚障害の方	
聴覚・音声・言語	聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上	2級	聴覚障害の方で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	障害者用通信装置（FAX・テレビ電話）	学齢児以上	全等級	聴覚障害の方又は音声・発語に著しい障害のある方
	聴覚障害者用情報受信装置	制限なし		聴覚障害の方
	携帯用会話補助装置	学齢児以上		音声・発語に著しい障害を有する音声・言語機能障害の方
	人工喉頭（笛式・電動式・埋込型用人工鼻）	制限なし		無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な音声・言語機能障害の方
	ネブライザー（吸入器）			咽頭・喉頭を摘出している音声機能障害の方
	吸引器			
	気管孔用プロテクター			

障害区分	品目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方（目安）
呼吸器	ネブライザー（吸入器）	制限なし	全等級	呼吸器機能障害 4 級の方は医師の意見書が必要
	吸引器		3 級以上	呼吸器機能障害の方
	パルスオキシメーター			
その他	ストーマ用装具（消化器系・尿路系）	制限なし	全等級	人工ぼうこう又は人工肛門のストーマ等を有する、ぼうこう又は直腸機能障害の方
	紙おむつ	3 歳以上	全等級	ぼうこう又は直腸機能障害の方でストーマ用装具の利用が困難な方、若しくはそれに準じる方
	透析液加温器		3 級以上	じん臓機能障害の方
	屋外用警報機	制限なし	1 ・ 2 級	身体障害の方
	自動消火器			
	収尿器	3 歳以上	全等級	排尿コントロールの困難な排尿障害を有する方
	パルスオキシメーター	制限なし	3 級以上	心臓機能障害の方
知的	電磁調理器	18 歳以上	重度・最重度	知的障害の方 ※ポータブル温水洗浄便座は、下肢・体幹機能障害（2 級以上）もある方
	頭部保護帽	3 歳以上		
	特殊マット	学齢児以上		
	○ポータブル温水洗浄便座			
	屋外用警報機	制限なし	全等級	知的障害の方
	自動消火器			
	情報・通信支援用具	学齢児以上		
	障害者用切替装置（スイッチ）			
精神	紙おむつ	3 歳以上	重度・最重度	排泄の意思表示、排泄コントロールが困難な方
	頭部保護帽	3 歳以上	全等級	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は自立医療（精神通院医療）を受給している方
	屋外用警報機	制限なし	1 ・ 2 級	精神障害の方
自動消火器				
難病	○ポータブル温水洗浄便座	学齢児以上	—	トイレまでの移動、排泄後の処理が困難な方
	特殊マット			寝たきりの状態にある方
	○褥瘡予防マット			
	○特殊寝台			自力で排尿できない方 入浴に介助を要する方
	○体位変換器			
	○特殊尿器	3 歳以上		下肢が不自由な方
	○入浴補助用具			
	○移動・移乗支援用具			呼吸器機能に支障がある方
	T 字つえ			
	吸引器	制限なし		常時介護を要する方 下肢又は体幹が不自由で、自力歩行が困難な方
	ネブライザー			
	パルスオキシメーター			学齢児以上
	○便器（腰掛便器）			
	○移動用リフト			
	●居宅生活動作補助用具			
	自動消火器	制限なし		

※種目は変更する場合がありますので、事前にご確認下さい。

※○のついた種目は、介護保険が優先です。●は、介護保険の住宅改修が優先です。

※品目ごとに、詳細な対象者の要件や、給付の条件となる金額が定められています。窓口にてご確認ください。

(2) 補装具費の支給

身

支援法

身体機能を補完、代替する補装具の購入、借受け又は修理の費用を支給します。

【対 象 者】 身体障害者手帳の交付を受けている方及び障害福祉サービスの対象となる難病患者等

【費 用】 原則1割負担（月額上限負担額あり）

【必要なもの】 マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、身体障害者手帳、難病患者の場合は疾病名のわかる診断書もしくは特定医療費医療受給者証等、見積書、医学的判定（意見）書（18歳未満の場合「補装具費支給意見書」）、市民税課税証明書（市外から転入された方であって、扶養を確認する場合）等

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※事前に申請が必要です。

※市民税額が一定額を超えた場合は対象になりません。

※身体障害者手帳の障害の種別により、購入等ができる補装具の種類は異なります。

※18歳以上の方は、補装具の種類によって、障害者更生相談所での来所判定が必要です。

種 類		備考
視覚障害者安全つえ		
義 眼		
眼 鏡		
補聴器		
人工内耳（音声信号処理装置に限る）		修理のみ
義 肢	義 手	
	義 足	
装 具		
姿勢保持装置		

種 類	備考
車椅子	介護保険優先
電動車椅子	介護保険優先
歩行器	介護保険優先
歩行補助つえ	介護保険優先
重度障害者用意思伝達装置	
座位保持椅子	18歳未満のみ
起立保持具	18歳未満のみ
頭部保持具	18歳未満のみ
排便補助具	18歳未満のみ

(3) 補装具の購入等に係る費用の助成

身

障害者総合支援法による補装具費の支給が、所得超過により対象とならない方に対し、補装具の購入、借受け又は修理（以降「購入等」）に係る費用の一部を助成します。

【対 象 者】 18歳以上で本人または配偶者の収入により障害者総合支援法による補装具費の支給が受けられない身体障害者手帳の交付を受けている方及び障害福祉サービスの対象となる難病患者等

【助 成 額】 補装具購入等に係る費用の7割（ただし、1年度あたり上限60万円／人）

【必要なもの】 身体障害者手帳、難病患者の場合は疾病名のわかる診断書もしくは特定医療費医療受給者証等、見積書、医学的判定（意見書）、市民税課税証明書（市外から転入された方）等

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※事前に申請が必要です。

※身体障害者手帳の障害の種別により、購入等ができる補装具の種類は異なります。

※対象となる補装具の種類や耐用年数等については、障害者総合支援法による補装具費支給事業に準じます。

器具の購入に関する助成等

(1) 訓練・介助器具の購入費の助成

身 知 精

器具等の購入にかかる費用の3分の2（助成限度額は37,800円、ただし眼鏡は26,460円、補聴器は55,800円、FM・デジタル型補聴システムは80,000円）を助成します（生活保護・中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯又は市民税非課税世帯の場合は、助成限度額まで全額助成します）。なお、市民税額が一定額を超えた場合は対象になりません。

事前に申請が必要です。器具等の購入前に申請窓口にご相談ください。

【対象者】 器具等の購入によりその効果があると認められる18歳未満の方

【対象種目】 訓練器具、自助具、介助用具。ただし、補装具及び日常生活用具等の制度利用が優先です。

【申請窓口】 横浜市総合リハビリテーションセンター（1頁）、地域療育センター（86頁）、医療型障害児入所施設（43頁）、小児療育相談センター（86頁）

(2) 福祉用具購入費（生活福祉資金）の貸付

身 知 精

福祉用具購入費（生活福祉資金）の貸付については111頁をご覧ください。

■補装具製作施設

補装具の製作・修理を行います。

【名称】 横浜市総合リハビリテーションセンター

【所在地】 〒222-0035 港北区鳥山町1770

【最寄駅】 JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅

【電話】 473-0666（代）【FAX】 473-0956

9 住 宅

住宅に関する相談・情報提供の窓口

(1) 福祉機器支援センター 身 (44 頁参照)

リハビリテーションに従事する専門職が、住宅改造などについて、相談・助言・情報提供などを行います。

(2) よこはま住まいサポート（横浜市居住支援協議会）相談窓口 身 知 精

住まいの確保にお困りの方からの相談に応じています。相談の内容によって公営住宅や制度住宅・居住支援サービスの情報提供やアドバイスを行っています。

【窓 口】 よこはま住まいサポート（横浜市居住支援協議会）相談窓口

【所 在 地】 〒 221-0052 神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 6 階 横浜市住宅供給公社

【電 話】 451-7812

【予約受付時間】 午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 5 時（土日・祝日・年末年始を除く）

【窓口対応時間】 午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 4 時（土日・祝日・年末年始を除く）

【HP】 [横浜市居住支援協議会ホームページ](#) 検索



(3) セーフティネット住宅 身 知 精

セーフティネット住宅とは、民間賃貸住宅の空き室等の活用を考えている事業者（賃貸人）が、高齢者や障害者、子育て世帯、低所得者など、住まいにお困りの方の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）として、登録した住宅のことです。

セーフティネット住宅は、「セーフティネット住宅情報提供システム」から探すことができます。

【セーフティネット住宅情報提供システム】 <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

また、セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅に対して、家賃や家賃債務保証料等の補助を行います（家賃補助付きセーフティネット住宅）。

※注意点 ・補助を受けるためには、所得等の条件があります。

【問合せ先】 建築局住宅政策課

【電 話】 671-4121 【F A X】 641-2756

住宅に関する助成

住環境整備費の助成

身

知

支援法

浴室・便所などを改造するための費用や機器の購入費・取付費の一部を助成します。

内 容		限度額	対象者
住宅改造費		120 万	① 65 歳未満で身体障害者手帳 1・2 級を取得した方※ ② 知能指数が 35 以下の方 ③ 身体障害者手帳 3 級で、かつ知能指数が 50 以下の方※
移動リフター	購入費	100 万	下肢・体幹機能障害 1・2 級の方（階段昇降機は、上肢及び下肢機能障害 1・2 級の方、内部機能障害 1・2 級の方も含む）
	取付費	40 万	
階段昇降機	購入費	100 万	
	取付費	12 万	
段差解消機	購入費	55 万	四肢機能障害 1・2 級の方
	取付費	20 万	
環境制御装置	購入費	60 万	
	取付費	7 万	
コミュニケーション機器	購入費	30 万	
	取付費	3 万	

※ただし、該当する身体障害者手帳を 65 歳に達した日以降に取得した方を除きます。

【そ の 他】・新築や増築、老朽化や故障に伴う工事は対象となりません。助成対象の可否については、事前のご相談が必要です。

・建築やリハビリの専門スタッフを派遣し、相談・助言を行います。

・介護保険から給付が受けられる場合は、介護保険制度が優先です。

【費 用】世帯の最多課税者の市民税額に応じた自己負担があります。最多課税者の市民税額が一定額を超えた場合は、全額自己負担になります。

【窓 口】各区福祉保健センター（裏表紙）

入居優遇

（１）UR 賃貸住宅への申込

身

知

精

UR 都市機構の賃貸住宅（UR 賃貸住宅）にお申し込み頂く場合、以下のとおりとなります。

【対象者】 ◎ UR 賃貸住宅の特徴について

平均月収額が入居基準月収額（月額家賃の 4 倍。上限あり。）以上ある方、または貯蓄額が入居基準貯蓄額（月額家賃の 100 倍）以上ある方がお申込みできます。なお、障害者の方には収入基準等の特例があります。

敷金（月額家賃の 2 か月分）以外の礼金・手数料・更新料・保証人が不要で、多くの住宅は無抽選・先着順で入居できます。

◎近居割について

「近居割」制度を利用して親子や兄弟姉妹等の親族同士で近居すると、家賃割引を受けられます。

障害者を含む世帯等の優遇対象世帯（他に子育て世帯や高齢者世帯が該当）とこの世帯を支援する世帯が、UR 都市機構の指定する同一団地、近隣団地（概ね半径 2 キロ圏内）または「近居割ワイド」として指定されたエリア内で「近居」する場合、新たに UR 賃貸住宅に入居する世帯の家賃を入居後 5 年間 5% 割引く制度です。

◎新築の UR 賃貸住宅（抽選）にお申し込みいただく場合

申込本人または同居する親族に、次のいずれかに該当する障害者の方が含まれる世帯の方は当選率が一般の方に比べ概ね 20 倍優遇されます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の障害がある方。
 ②愛の手帳（療育手帳）等の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。又は児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障害又はこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。ただし、介護者として親族の同居が必要となります。

【窓 口】 独立行政法人都市再生機構 UR 横浜営業センター

【所 在 地】 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町 1-4 横浜イーストスクエア 2 階

【電 話】 461-4177 【営業時間】 午前 9 時 30 分～午後 6 時 【定休日】 水曜日・年末年始

【ホームページ】 物件情報 <http://www.ur-net.go.jp/chintai/>

(2) 市営・県営住宅への入居優遇

身 知 精

市営住宅は毎年4月頃と10月頃に定期募集、2月頃と8月頃に常時募集を行っています（県営住宅は5月頃と11月頃に定期募集、4月頃と10月頃に常時募集）。入居者資格には世帯の収入金額などの条件があります。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

	世帯向一般住宅	単身者向一般住宅
対象者	現に同居し、または同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯 ア 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ 1・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ 精神に障害のある方で1・2級の障害年金の証書を交付されている方 エ A1～B1の愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方 オ 知能指数50以下と判定された方 ※市営住宅のみ	現在戸籍上の配偶者がいない方で次に該当する方 ア 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ 1～3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ 精神に障害のある方で1～3級の障害年金の証書を交付されている方 エ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方 オ 知能指数75以下と判定された方 ※市営住宅のみ
優遇内容	カ 一般申込者より当選率を優遇します。 ※定期募集のみ （※上記に加え、精神障害者保健福祉手帳3級、障害年金3級の方は市営・県営住宅で、愛の手帳（療育手帳）B2、知能指数75以下の方は市営住宅で当該優遇が受けられます） キ 入居収入基準の世帯の月収額を緩和します。 ク 障害者の住宅使用料の特別減免制度が適用される場合があります（所得制限あり）。対象となる障害の内容等については、下記までお問い合わせください。	カ 60歳未満の方も単身者向の住宅に申込みができます。 キ 一般申込者より当選率を優遇します。 ※市営住宅のみ ※定期募集のみ ク 入居収入基準の世帯の月収額を緩和します。 （※精神障害者保健福祉手帳3級、障害年金3級、愛の手帳（療育手帳）B2、知能指数51以上の方は対象外です。） ケ 障害者の住宅使用料の特別減免制度が適用される場合があります（所得制限あり）。対象となる障害の内容等については下記までお問い合わせください。

【窓 口】 市営住宅：横浜市住宅供給公社市営住宅課
 県営住宅：かながわ土地建物保全協会

【電話】 451-7777 【FAX】 451-7769
 【電話】 201-3673 【FAX】 201-8405

貸 付

住宅増改築費（生活福祉資金）の貸付

身 知 精

住宅増改築費（生活福祉資金）の貸付については111頁をご覧ください。

10 外出を支援するサービス

外出の手助け

(1) 移動情報センター

身 知 精

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて、支援制度のご案内や、サービス事業者等（移動支援事業所、タクシー事業者、地域のボランティアなど）の紹介・コーディネートを行う窓口です。

また、移動支援に関するボランティア人材の発掘、育成等も行っています。

【相談者】市内在住の障害児・者 及びその家族 など

【開設日時】月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時 ※予約不要、相談無料

【窓 口】区社会福祉協議会（4 頁参照）に設置

名 称	電 話	F A X
鶴見区移動情報センター	504-5050	504-5616
でかけ YO ! 神奈川（神奈川区移動情報センター）	311-2678	313-2420
西区移動情報センター	620-5998	451-3131
中区移動情報センター	681-6682	641-6078
南区移動情報センター	250-5260	251-3264
港南区移動情報センター	342-5567	846-4117
保土ヶ谷区移動情報センター	332-2479	334-5805
移動情報センター あさひ（旭区移動情報センター）	392-1124	392-0222
磯子区移動情報センター	759-4005	751-8608
金沢区移動情報センター	786-8034	784-9011
おでかけ GO ! 港北（港北区移動情報センター）	543-1947	531-9561
緑区移動情報センター	931-3280	934-4355
青葉区移動情報センター	479-9111	972-7519
都筑区移動情報センター	943-4059	943-1863
戸塚区移動情報センター	862-5091	862-5890
栄区移動情報センター	894-8514	892-8974
泉区移動情報センター	719-5220	804-6042
瀬谷区移動情報センター	361-2202	361-2328

(2) ヘルパーによる外出支援

身 知 精 支援法

屋外での移動が困難な方が外出する場合に、ヘルパーが付き添います。

サービス名	対 象 者	サービス内容
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある方（アセスメント票該当等の要件あり）	外出時に必要な移動の援護や視覚的情報の支援、排泄・食事等の介助
行動援護	障害支援区分3以上（障害児はこれに相当する心身の状態）の行動上著しい困難がある方（その他要件あり）	知的・精神障害によって行動上著しい困難がある方の外出時に必要な援護
ガイドヘルプ（移動支援）	移動介護 ①身体障害者手帳1・2級で3肢以上の機能障害がある肢体不自由児・者（外出時に主に車いすを使用する方） ※通学通所支援は、身体障害者手帳1・2級の視覚障害児・者も対象	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出をする際の移動支援
	通学通所支援 ②知的・精神障害児・者 ③障害者総合支援法の対象となる難病等の患者のうち上記①に準ずるもの（児童含む）	特別支援学校への通学、作業所等への通所をする際の移動支援

注1 中学生未満の方は、他の送迎手段や付添いを得られない場合に限りです。また、「通学通所支援」は、年齢に関わらず他の送迎手段や付添いを得られない場合に限りです。

注2 「通学通所支援」は、「同行援護」、「行動援護」、「移動介護」との併用が可能です。

注3 通院や官公署での手続のための外出については、ホームヘルプサービス（居宅介護等）（31 頁）での対応となります。

【窓 口】各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) ガイドボランティアによる外出支援

身 知 精

屋外での移動が困難な方が外出する場合に、ガイドボランティアによる付添いを利用できます。

下記の事務取扱団体又は移動情報センター（52 頁）で紹介・コーディネートを行っています。

【対 象 者】 ① 1 ～ 6 級の視覚障害児・者又は肢体不自由障害児・者、②知的・精神障害児・者、
③障害者総合支援法の対象となる難病等の患者のうち上記①に準ずるもの（児童含む）
※事前登録が必要です。

【窓 口】

登録者の 主な地域※	事務取扱団体	電話（上段） FAX（下段）	登録者の 主な地域※	事務取扱団体	電話（上段） FAX（下段）
市全域	横浜移動サービス協議会	212-2863 212-2864	金沢区	金沢区社会福祉協議会	786-8034 784-9011
鶴見区	鶴見区社会福祉協議会	504-5050 504-5616	港北区	港北区社会福祉協議会	543-1947 531-9561
神奈川区	神奈川区社会福祉協議会	311-2678 313-2420	緑区	緑区社会福祉協議会	931-3280 934-4355
西区	西区社会福祉協議会	620-5998 451-3131	青葉区	青葉区社会福祉協議会	479-9111 972-7519
中区	中区社会福祉協議会	681-6682 641-6078		移動サービスアクセス	875-5233 875-3750
南区	南区社会福祉協議会	250-5260 251-3264	都筑区	都筑区社会福祉協議会	943-4059 943-1863
港南区	港南区社会福祉協議会	342-5567 846-4117	戸塚区	戸塚区社会福祉協議会	862-5091 862-5890
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区社会福祉協議会	332-2479 334-5805	栄区	栄区社会福祉協議会	894-8514 892-8974
旭区	旭区社会福祉協議会	392-1124 392-0222	泉区	泉区社会福祉協議会	719-5220 804-6042
磯子区	磯子区社会福祉協議会	759-4005 751-8608	瀬谷区	瀬谷区社会福祉協議会	361-2202 361-2328

※「登録者の主な地域」は目安であり、当該地域外の方の登録も可能です。なお、活動範囲は当該地域に限定されません。

(4) 盲ろう者通訳・介助員の派遣

身

通院や官公庁での手続を行う場合など、コミュニケーションの支援と外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。

【対 象 者】 身体障害者障害程度等級のうち視覚又は聴覚障害のいずれかの障害程度が4級以上に該当し、視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する方

【利用方法】 窓口で利用登録後、派遣依頼の申請により派遣決定を受けた方へ、通訳・介助員を派遣

【窓 口】 神奈川県盲ろう者支援センター（社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会）

【住 所】 〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内

【電 話】 0466-27-1911 【F A X】 0466-27-1225

(5) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

身

外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

【対 象 者】 失語症により意思疎通を図ることが困難な方

【支援内容】 通院、官公庁での手続き、買い物、余暇活動等の外出時の同行及びコミュニケーションの支援、友の会・会話サロンなど当事者会での参加支援

【利用方法】 郵送またはメールで事前利用登録後、派遣依頼の申請により派遣決定を受けた方へ、意思疎通支援者を派遣

※詳細は神奈川県言語聴覚士会ホームページ（<https://www.kanagawa-slht.org>）失語症者向け意思疎通支援事業をご参照ください。

【窓 〇】 神奈川県言語聴覚士会（失語症者向け意思疎通支援事業ワーキンググループ）

【メールアドレス】 ishisotsuu@kanagawa-slht.org

（６）身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付 身

身体障害者の自立と社会参加を促進するために、身体障害者補助犬を給付します。

【対 象 者】 視覚障害、肢体不自由、聴覚障害により日常生活に著しい障害のある方で、所定の訓練を経て、身体障害者補助犬の使用が適当と認められる身体障害者（身体障害者手帳を所有している方）

【留 意 点】 給付数は盲導犬、介助犬及び聴導犬を合わせて年間数頭です。希望者多数の場合は、給付が翌年度以降になる場合もあります。

【窓 〇】 神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害福祉課社会参加推進グループ

【電 話】 210-4709 【F A X】 201-2051

（７）身体障害者補助犬定期検診等 身

身体障害者補助犬の定期検診等の医療費助成を行います。

【対 象】 身体障害者補助犬認定証の交付を受けた補助犬の使用者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

（８）施設等通所者への交通費助成 身 知 精

障害者施設等の通所施設（児童施設を除く）、又は精神科デイ・ケアに通所するために要した本人及び家族等の送迎介助者の交通費※を助成します（市外の通所先も対象になります）。

※他の制度により負担される額を除きます。

【対 象 者】 横浜市内住の 15 歳以上の障害児・者及びこれに準ずるもの及び送迎介助者（障害状況から介助が必要な場合。ガイドヘルパー等一部除く）

【対象事業】 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労支援施設※ 1、地域活動支援センター（横浜市精神障害者生活支援センターを除く）、小規模作業所※ 2、精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア※ 3

※ 1 横浜市総合リハビリテーションセンターに設置するものに限る

※ 2 市町村より運営費の補助を受けており、地域活動支援センター（横浜市精神障害者生活支援センターを除く）に準ずる施設

※ 3 生活保護受給者で、精神科デイ・ケア、ショート・ケア、ナイト・ケア及びデイ・ナイト・ケアに通所している者は除く

【助 成 額】 「通所 1 回あたりの助成単価」を事前決定（通所先の施設等を通じて事前申請）したうえで
①主に公共交通機関（電車・バス）を利用する場合

「通所回数×通所 1 回あたりの助成単価」又は「6 か月定期券代」のいずれか低い金額を助成
※福祉特別乗車券及び敬老特別乗車証の交付対象者は、その取得の有無に関わらず、乗車券等の利用が可能な交通機関（市営地下鉄、バス、シーサイドライン）の運賃は、助成対象外です。

②主に自家用車（四輪）を利用する場合

「通所回数×通所 1 回あたりの助成単価」の金額を助成
※助成単価は、居住地から施設等の最短経路の距離 1 kmにつき 20 円（1 km未満切上げ）
※障害の状況等から、自家用車以外の通所手段がない場合に限りします。

【請求方法】 対象者から請求事務の委任を受けた障害者施設等が、対象者分を取りまとめて、横浜市に半年ごとに請求を行います（対象者個人からの申請は、受け付けていません）。

【窓 〇】 各通所先

(9) 在宅重症難病患者の患者等搬送車利用料助成（在宅重症患者外出支援事業）

通院や入退院、相談会等の際に横浜市消防局認定の患者等搬送車を利用した場合に、その利用料の一部を助成します。（起点または終点が自宅の場合に限り利用できます。利用には事前登録が必要です。）なお、他の制度を利用できる場合はそちらが優先となります。

【対象者】 障害者総合支援法の対象となる難病（24～27頁掲載の疾病）に罹患して在宅で療養しており、車いす対応車両による移動が困難で、ストレッチャー対応車を使用せざるを得ない方

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

交通手段の割引等

(1) 鉄道運賃の割引

身 知 精

JR 東日本、私鉄、市営地下鉄及び金沢シーサイドラインを利用する際に、本人及びその介護者について、運賃の割引が受けられます。

※介護者に対しては、障害者割引の対象となる障害者本人と同伴して同一区間をご乗車される場合に限り、割引運賃が適用されます。介護者の方が、単独で乗車する場合（送迎など含む）は、割引運賃は適用されません。

【対象者】	身体障害者	身体障害者障害程度等級表（132～133頁）参照
	①第1種障害者	知的障害者 精神障害者
		愛の手帳（療育手帳）A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級
	②第2種障害者	第1種以外で身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※手帳について、顔写真の貼付と旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の割引種別（第1種 / 第2種）の表示が必要です。

① JR 東日本

【割引内容】

	乗車形態	本人の年齢	割引対象	割引率
第1種	本人が、単独で片道営業キロ100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12歳未満	普通乗車券 回数乗車券 急行券（特急券を除く）	本人、介護者とも5割引
			定期乗車券	介護者のみ5割引
		12歳以上	普通乗車券* 回数乗車券 急行券（特急券を除く） 定期乗車券	本人、介護者とも5割引
第2種	本人が、単独で片道営業キロ100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12歳未満	定期乗車券	介護者のみ5割引

※第1種で介護者と同乗する障害児が幼児（6歳未満）の場合、障害児本人は無賃、介護者には割引を適用します。

※小児定期乗車券は割引になりません。

【利用方法】（きっぷの場合）※乗車時には、必ず障害者手帳を携帯

①きっぷ発売窓口到手帳（第1種又は第2種がわかるページ）を提示してきっぷを購入。ただし、本人と介護者両者が大人の場合で、*の営業キロ100kmまでの区間については、自動券売機で小児運賃のきっぷを購入し、改札係員に購入したきっぷと手帳を併せて提示のうえ利用することも可能です。自動改札機の利用はできません。

※身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）はマイナポータルとの連携が完了したミライ ID アプリでの提示も可

②本人と介護者が利用する場合は、同一区間のきっぷを購入してください。

(Suica 等の IC カードの場合)

障害者割引の適用条件を満たして IC カードで乗車される場合、1 円単位の IC 運賃が適用されます。IC カードで入場し、出場駅の改札窓口にて手帳を提示してください。

※列車を利用する際は必ず手帳を携帯し、係員から求められたら提示してください。

※出場駅で自動改札機を利用すると無割引の運賃となりますのでご注意ください。

※本人と介護者両者が各々の IC カードを利用してください。

(障がい者用 Suica について)

Suica エリア内の JR 東日本のみどりの窓口及び話せる指定席券売機で障がい者用 Suica を発売しています。

※詳細は、JR 東日本ホームページ又は駅窓口へ

【窓 口】 詳細は、JR 東日本の駅窓口へお問い合わせください。

②私鉄（京急電鉄、相模鉄道、東急電鉄、みなとみらい線）

【割引内容】（きっぷの場合）

JR 東日本の運賃割引内容に準じます。ただし、本人が単独で乗車する場合には、乗車する私鉄の駅から他の鉄道会社にまたがる普通乗車券で、通算営業キロが片道 100km を超える区間を乗車する場合に割引となります（相模鉄道、東急電鉄、みなとみらい線を除く）。

※ JR 東日本や、他の私鉄へまたがる普通乗車券が購入できる範囲は、各私鉄により異なります。

※精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方で、京急電鉄及び東急電鉄を利用する際、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に割引種別の表示がない場合でも割引の対象となる場合があります。割引の詳細については、利用される鉄道会社へお問い合わせください。

(PASMO 等の IC カードの場合)

JR 東日本の運賃割引内容に準じます（本人が単独で乗車する場合は割引となりません）。

(定期乗車券・回数乗車券の場合)

JR 東日本の運賃割引内容に準じます。

【利用方法】（きっぷの場合）

①駅改札窓口で手帳（第 1 種又は第 2 種がわかるページ）を提示してきっぷを購入。

本人と介護者両者が大人の場合で、他の鉄道会社にまたがらない区間の利用に限り、自動券売機で小児運賃のきっぷを購入し、改札係員に購入したきっぷと手帳を併せて提示のうえ利用することも可能です。自動改札機の利用はできません。

②本人と介護者が利用する場合は、同一区間のきっぷを購入してください。

(PASMO 等の IC カードの場合)

JR 東日本の利用方法に準じます。

(障がい者用 PASMO について)

駅窓口（一部除く）で障がい者用 PASMO を発売しています。

※詳細は、各鉄道会社ホームページ又は駅窓口へ

(定期乗車券・回数乗車券の場合)

駅窓口で手帳（第 1 種又は第 2 種がわかるページ）を提示して購入してください。

※列車を利用する際は必ず手帳を携帯し、係員から求められたら提示してください。

【窓 口】 詳細は、各鉄道の駅改札窓口へお問い合わせください。

③市営地下鉄

【割引内容】

	本人の年齢	割引対象	割 引 率
第 1 種障害者	制限なし	本人及び介護者	普通乗車券… 5 割引 回数乗車券… 5 割引 定期乗車券… 5 割引
第 2 種障害者	12 歳未満	本人及び介護者	
	12 歳以上	本人のみ	

※児童養護施設や知的障害児施設などを利用されている方及びその付添人についても、同様の割引を受けられます（利用証明が必要です）。

※介護者と同乗する障害児が幼児（6歳未満）の場合、障害児本人は無賃、介護者には割引を適用します。

【利用方法】乗車券購入時に手帳等（第1種又は第2種がわかるページ）を提示。定期券はお客様サービスセンター（センター南駅・横浜駅・上大岡駅）及び駅事務室で発売。

※身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）はマイナポータルとの連携が完了したミライ ID アプリでの提示も可

【窓 口】詳細は、お客様サービスセンター（センター南駅・横浜駅・上大岡駅）又は市営地下鉄の駅窓口へお問い合わせください。

④金沢シーサイドライン

【割引内容】

	乗車形態	本人の年齢	割引対象	割引率
第1種	本人が単独で乗車	制限なし	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	5割引
			普通乗車券 回数乗車券	本人、介護者ともに5割引（※1）
	介護者とともに乗車	12歳未満	定期乗車券	介護者のみ5割引
		12歳以上	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	本人、介護者ともに5割引
第2種	本人が単独で乗車	制限なし	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	5割引
			普通乗車券 回数乗車券	本人のみ5割引（※2）
	介護者とともに乗車	12歳未満	定期乗車券	介護者のみ5割引
		12歳以上	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	本人のみ5割引

※1 第1種で介護者と同乗する障害児が幼児（6歳未満）の場合、障害児本人は無賃、介護者には割引を適用します。

※2 第2種障害者の介護者への割引は障害者本人が12歳未満で横浜市発行の手帳を所持している場合に限り適用します。

【利用方法】（きっぷの場合）

有人駅（新杉田駅・並木中央駅・金沢八景駅）では、ご案内窓口にお申し出ください。

無人駅（上記以外の駅）では、自動券売機の横にあるインターホンを押してから、下にある黄色い部分に手帳（第1種又は第2種がわかるページ）を上向きに置いてください。駅係員が手帳等を確認後、自動券売機の「割引」ボタンが点滅したらそのボタンを先に押して、ご希望のきっぷの種類・運賃ボタンを押してください。ボタンが点灯するまで、多少のお時間がかかります。

※身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）はマイナポータルとの連携が完了したミライ ID アプリでの提示も可

（PASMO等のICカードの場合）

乗車駅

ICカードでタッチして入場してください（介護者の方もタッチして入場してください）。

※ご乗車の際にお手伝いが必要な方、その他ご不明な点は駅係員又は券売機横のインターホンでお問い合わせください。

降車駅

①改札機にはタッチせず、窓口の駅係員が精算機横のインターホンでお申し出ください。

【ご注意】改札機にタッチすると割引前の運賃が引き去られてしまいます。

②手帳の確認をさせていただきます。

※無人駅の場合は、券売機横のインターホンで確認させていただきます。

③窓口で特殊割引運賃をＩＣカードから収受させていただきます。

※無人駅の場合は、精算機で収受させていただきます。

④有人改札をお通りください。

※無人駅の場合は、精算機で出場用のきっぷを発行いたします。

(障がい者用 PASMO、障がい者用 Suica をご利用の場合)

乗車時、降車時ともにそのまま自動改札機にタッチしてご利用ください。

【窓 口】 詳細は、金沢シーサイドラインの有人駅（新杉田駅・並木中央駅・金沢八景駅）窓口へお問い合わせください。

(2) バス運賃の割引

身

知

精

市内を運行する路線バスを利用する際に、本人及びその介護者について運賃の割引が受けられます。
 ※介護者・付添人（原則１名）に対しては、障害者割引の対象となる障害者ご本人と同伴してご乗車される場合に限り、割引運賃が適用されます。介護者・付添人の方が、単独でご乗車される場合（送迎など含む）は、割引運賃は適用されません。

【対 象 者】 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方

①市営バス

【割引内容】

	本人の年齢	割引対象	割 引 率
第１種及び 第２種障害者	制限なし	本人及び介護者	普通乗車券…５割引 定期乗車券…３割引

※児童養護施設や知的障害児施設などを利用されている方及びその付添人についても、同様の割引を受けられます（利用証明が必要です）。

※介護者と同乗する障害児が幼児（６歳未満）の場合、障害児本人は無賃、介護者には割引を適用します。

※手帳について、顔写真の貼付と旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の割引種別（第１種／第２種）の表示が必要です。

【利用方法】 乗車時、手帳等を提示（第１種又は第２種がわかるページ）。定期券はお客様サービスセンター、駅事務室及び市営バス定期券発売窓口で発売。

※身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）はマイナポータルとの連携が完了したミライ ID アプリでの提示も可

【窓 口】 詳細は、お客様サービスセンター又は市営バス定期券発売窓口でお問い合わせください。

②民営バス

【割引内容】 会社により内容・取扱・割引が異なります。

【窓 口】 詳細は、各交通事業者へお問い合わせください。

(3) 福祉特別乗車券の交付

身

知

精

福祉特別乗車券を提示することにより、運賃又は料金を支払うことなく、横浜市内を運行する路線バス（一部市外区間を含む。深夜急行バス・高速バスなどを除く）、市営地下鉄（全線）及び金沢シーサイドライン（全線）を利用することができます。交付をうけるためには、年額 1,200 円（20 歳未満は年額 600 円）の利用者負担金が必要です。

【対 象 者】 下記のいずれかに該当する市内にお住まいの 70 歳未満の方で、福祉タクシー利用券又は障害者自動車燃料券の交付を受けていない方

※ 70 歳以上で希望する方は敬老特別乗車証を交付します。

①身体障害者手帳 1～4 級を持っている方

②愛の手帳（療育手帳）A 1～B 2 を持っている方又は障害者更生相談所・児童相談所で
知能指数 75 以下と判定された方

③精神障害者保健福祉手帳 1～3 級を持っている方

【必要なもの】 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等又は精神障害者保健福祉手帳

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）へ

【次回以降の更新】

今回の有効期間分の福祉特別乗車券申請書兼納付書については、9 月中旬までに、引き続き対象となる方へ郵送しますので、改めて申請する必要はありません。

なお、10 月 1 日以降有効な手帳をお持ちでない場合は、福祉特別乗車券の交付はできませんので、更新が必要となる方は手帳の更新をお早めにお手続きください。

【有効期間中（10 月～翌年 9 月）に福祉タクシー利用券又は障害者自動車燃料券に切替える場合】

福祉タクシー利用券又は障害者自動車燃料券の対象となる方については、これらの券への切替えが可能です。

※切替えは有効期間中 1 回限りです。

※切替えを行う月～有効期間末月（9 月）までの月数×7 枚（福祉タクシー利用券）又は 2 枚（障害者自動車燃料券）を交付します。

※福祉タクシー利用券、障害者自動車燃料券との併給はできませんので、福祉特別乗車券は返還していただきます。

【注 意】 福祉特別乗車券は交付者本人に限り利用できます。

家族を含め他人に貸すことや譲渡することは絶対に行わないでください（無効として券を回収し、以後の交付を一定期間停止します。また、交通事業者から増運賃を徴収される場合があります）。

【そ の 他】 ①福祉特別乗車券は振替輸送の対象外です。

②故意又は重大な過失によらず福祉特別乗車券を紛失したと認められる場合は、再交付（有効期間内 1 回に限る）します。手帳を持参のうえ、各区福祉保健センター（裏表紙）へお越しください。

※最寄りの交番又は警察署に落とし物の届出（遺失届）を行ってください。

③鉄道やバスの障害者割引（55～58 頁参照）と併用可能な場合があります。

その際は、福祉特別乗車券とあわせて、手帳もご提示ください。

（４）タクシー料金の割引

身

知

精

タクシー料金の割引はタクシー事業者による制度で、乗車料金が 10%割引されます（一部対象外の事業者もあります）。

【対 象 者】 身体障害者手帳所持者、愛の手帳（療育手帳）所持者、又は精神障害者保健福祉手帳所持者、及びその者と同乗している介護者（手帳保持者と同乗区間のみ割引）、特定疾患医療受給者証所持者※、特定医療費（指定難病）受給者証所持者※、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証所持者※

【※注 意】 特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証及び先天性血液凝固因子障害等医療受給者証による割引はタクシー事業者によって実施状況が異なります。割引適用の有無については、下記問合せ先ではなく、直接タクシー事業者に確認をお願いします。

【乗車料金】 メーター料金×0.9（10 円未満切捨） ※迎車料金等は割引の対象となりません。

【利用方法】 乗車時に身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証のいずれかを提示

【問合せ先】

名 称	所 在 地	電 話	F A X
一般社団法人神奈川県タクシー協会	〒 231-0066 中区日ノ出町 2-130	241-3577	241-3581
神奈川県個人タクシー協会	〒 221-0822 神奈川区西神奈川 1-19-8 神友ビル 301	401-8896	401-8891

(5) 福祉タクシー利用券の交付

身 知 精

1枚につき500円を上限に助成する福祉タクシー利用券を交付します。1回の乗車につき、福祉タクシー利用券を7枚まで利用できます。なお、福祉タクシー利用券を利用しても前記の「タクシー料金の割引」を受けることができます。また、利用は交付者本人に限ります（同乗者がいる場合でも利用可能です）。

【対 象 者】 下記のいずれかに該当する市内にお住まいの方で、障害者自動車燃料券、福祉特別乗車券、敬老特別乗車証、特別乗車券の交付を受けていない方

- ①下肢・体幹・視覚・内部・移動機能障害のいずれかを含む1・2級の身体障害者手帳を持っている方
- ②愛の手帳（療育手帳）A1、A2を持っている方又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数35以下と判定された方
- ③下肢・体幹・視覚・内部・移動機能障害のいずれかを含む3級の身体障害者手帳を持っている方のうち愛の手帳（療育手帳）B1を持っている方又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数50以下と判定された方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

【交付枚数】 10月1日～翌年9月30日まで年間84枚を交付します。対象となる方のうち、腎臓機能障害1級で、タクシーを利用して人工透析に週3回以上通院している方には年間168枚を交付します。

【利用方法】 乗車の際に、手帳を提示し、手帳番号を明記した福祉タクシー利用券を乗務員に提出してください。

※迎車料金も対象

【必要なもの】 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等又は精神障害者保健福祉手帳

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【注 意】 ①福祉タクシー利用券は交付者本人に限り利用できます。家族を含め他人に貸すことや譲渡することは絶対に行わないでください（無効として券を回収したうえで、以後の交付停止や不正利用額の返還を求める場合があります）。

②福祉タクシー利用券は紛失されても再発行はいたしません。

③福祉タクシー利用券は有効期間内のみご利用いただけます。

【次回以降の更新】

次回の有効期間分の福祉タクシー利用券については、9月中旬までに、引き続き対象となる方へ順次郵送しますので、改めて申請する必要はありません。

なお、10月1日以降有効な障害者手帳をお持ちでない場合は、福祉タクシー利用券の交付はできませんので、更新が必要となる方は手帳の更新をお早めにお手続きください。

【有効期間中（10月～翌年9月）に「福祉特別乗車券」「敬老特別乗車証」「特別乗車券」に切替える場合】

福祉タクシー利用券の残り枚数7枚（腎臓機能障害で168枚交付の方は14枚）＝1か月分と換算して福祉特別乗車券等の利用開始月を決定するため、残数が不足している月までは切替えができません。

※切替えは障害者自動車燃料券への交換も含めて有効期間中1回限りです。

※福祉特別乗車券、敬老特別乗車証等との併給はできませんので、福祉タクシー利用券は返還していただきます。

※福祉特別乗車券に切り替える場合、年額1,200円（20歳未満600円）の利用者負担金がかかります。（敬老特別乗車証等に切り替える場合、利用者負担金はありません。）

福祉タクシー利用券の 残りの枚数※	84枚	77枚 以上	70枚 以上	63枚 以上	56枚 以上	49枚 以上	42枚 以上	35枚 以上	28枚 以上	21枚 以上	14枚 以上	7枚 以上	6枚 以下
福祉特別乗車券等への 切替え可能月	10月 から	11月 から	12月 から	1月 から	2月 から	3月 から	4月 から	5月 から	6月 から	7月 から	8月 から	9月 から	切替 不可

※腎臓機能障害で168枚交付の方は、表中「残りの枚数」が2倍の計算となります。

【有効期間中（10月～翌年9月）に「障害者自動車燃料券」に切替える場合】

福祉タクシー利用券の残り枚数7枚（腎臓機能障害で168枚交付の方は14枚）＝1か月分と換算して障害者自動車燃料券の交付枚数を決定します。

※切替えは福祉特別乗車券等への交換も含めて有効期間中1回限りです。

※障害者自動車燃料券との併給はできませんので、福祉タクシー利用券は返還していただきます。

（障害者自動車燃料券に切り替える場合、利用者負担金はありません。）

福祉タクシー利用券の 残りの枚数※	84枚	77枚 以上	70枚 以上	63枚 以上	56枚 以上	49枚 以上	42枚 以上	35枚 以上	28枚 以上	21枚 以上	14枚 以上	7枚 以上	6枚 以下
障害者自動車燃料券の 交付枚数※	24枚	22枚	20枚	18枚	16枚	14枚	12枚	10枚	8枚	6枚	4枚	2枚	切替 不可

※腎臓機能障害で168枚交付の方は、表中「枚数」が2倍の計算となります。

■一般タクシーの利用について

神奈川県下で運行しているタクシー会社が対象です。

乗車前に福祉タクシー利用券が利用できるか乗務員にご確認ください。

また、一般タクシー料金で乗ることができる、障害者や高齢者に配慮された「ユニバーサルデザイン（UD）タクシー」（69頁参照）でも、福祉タクシー利用券を利用できます。

■福祉車両の利用について

福祉車両等を使って送迎する福祉有償運送や介護タクシーなど（69頁参照）の利用の際、福祉タクシー利用券を利用できます。

（6）有料道路通行料金の割引

身 知

割引対象に該当し、事前に割引登録した場合には、高速道路で、通行料金が割引されます（割引率は最大50%）。

【登録窓口】 オンライン申請（ETC利用申請限定）
又は各区福祉保健センター（裏表紙）

NEXCO 中日本 障がい者割引

検索



【割引対象】 ①障害者ご本人が運転する場合（本人運転）

身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象です。

（本人又は親族等※が所有する乗用自動車等で割引登録が可能です。）

②障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗する場合（介護運転）

身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方のうち重度の障害がある方（「第1種」の方）が対象です。

（本人又は親族等※が所有する乗用自動車等・本人又は親族等※が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車等で割引登録が可能です。）

※親族等の範囲は、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等とします。

【対象となる自動車】※詳細は各道路会社ホームページをご確認ください。(軽トラック等は対象外)

自動車	適用範囲		
	事前申請において登録できる自動車		事前申請において登録していない自動車
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
乗用自動車	○	○	○
貨物自動車	○	○	○
特種用途自動車	○	○	○
二輪自動車	○	○	○
レンタカー	×	○	○
借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、 一般タクシー	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

※対象となるのは1人につき1台・自動車は個人所有のものに限り、営業用の車・法人所有・法人使用の車は対象となりません。

※令和5年3月27日から事前登録されていない自動車であっても本割引の対象になりました。これまで、障害者割引の事前申請をされていない方は、割引登録の申請が必要です(すでに自動車を事前登録されている方は、新たな手続きは不要です)。

【登録方法】割引を利用する前に、割引登録が必要です。次の【必要なもの】を用意のうえ、区福祉保健センターで割引登録を行ってください。

* オンライン申請受付サイト (ETC 利用申請限定)

<https://www.expressway-discount.jp>



【必要なもの】身体障害者手帳又は愛の手帳(療育手帳)(重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳)、自動車検査証(電子車検証)、運転免許証(障害者ご本人が運転される場合)

※ ETC 利用の場合は、上記に加え、ETC 車載器管理番号が確認できるもの(ETC 車載器セットアップ申込書・証明書など)、ETC カード(本人名義、ただし、【割引対象】②の18歳未満の方は、親権者又は法定後見人の名義も対象)

※令和5年1月以降に発行された自動車検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」もご持参ください。

【利用方法】① ETC を利用しない場合

料金所係員に身体障害者手帳又は愛の手帳(療育手帳)の有料道路割引登録が記載(区福祉保健センターで記載)されたページを提示するか、手帳をお渡しください。係員の確認後に、料金をお支払いください。

② ETC を利用する場合(※)

事前に登録された ETC カードを、登録された ETC 車載器(手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業を行ったもの)に挿入して ETC レーンを無線通行してください。なお、ETC レーンの点検等により、ETC レーンを利用できない場合や通信エラーによりバーが開かない場合等には、料金所係員に ETC カードを渡してのお支払となります。この場合は、事前に登録されている ETC カードでのお支払の場合でも、係員への身体障害者手帳又は愛の手帳(療育手帳)の提示が必要となります。手帳を提示しない場合は、割引が適用されません。

※事前登録されていない自動車は、料金所で身体障害者手帳又は療育手帳の提示が必要となります(ETC 無線通行(ノンストップ走行)は不可)。詳細は、各道路会社ホームページをご確認ください。

(7) 国内航空運賃の割引

身 知 精

航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。

【割引内容】 会社により内容・取扱・割引が異なります。

【窓 口】 詳細は、各航空会社へお問い合わせください。

自動車の運転等に関する各種制度

(1) 障害者自動車燃料券の交付

身 知 精

障害のある方ご本人、又はご家族等が所有する自家用車（二輪を除く）の燃料費を助成するため、1枚につき1,000円を助成する障害者自動車燃料券を交付します。

【対象者】 下記のいずれかに該当する市内にお住まいの方で、福祉タクシー利用券、福祉特別乗車券、敬老特別乗車証、特別乗車券の交付を受けていない方

- ① 下肢・体幹・視覚・内部・移動機能障害のいずれかを含む1・2級の身体障害者手帳を持っている方
- ② 愛の手帳（療育手帳）A1、A2を持っている方又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数35以下と判定された方
- ③ 下肢・体幹・視覚・内部・移動機能障害のいずれかを含む3級の身体障害者手帳を持っている方のうち愛の手帳（療育手帳）B1を持っている方又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数50以下と判定された方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

【対象車両】 ① 対象となる方1人につき、1台を登録していただきます。

② 二輪車及び営業用車両（※）は対象外です。

※所有者（割賦購入契約等により購入している場合を除く）又は使用者が法人の場合

※自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄が事業用のもの

※有償による移動サービスの用に供しているもの

※営業の用に供しているもの

【交付枚数】 10月1日～翌年9月30日まで年間24枚を交付します。

対象となる方のうち腎臓機能障害1級で人工透析に週3回以上通院している方には年間48枚を交付します。

※ただし、透析先での送迎サービスを利用している場合を除く

【利用方法】 ① 給油前に障害者自動車燃料券が利用できるかガソリンスタンドの店員の方にご確認ください。

※障害者自動車燃料券を利用できるガソリンスタンドは本市と契約をしたところに限られます。

② ガソリンスタンドの店員の方が、障害者自動車燃料券に印字された車両のナンバーと実際に給油する車両のナンバーが一致しているかの確認を行います。

※事前に登録された車両以外への給油にはご利用いただけません。

【利用上の注意】 ① 障害者自動車燃料券は金額（1,000円）単位での給油にご利用ください。

② 障害者自動車燃料券を利用した場合は給油単価が、店頭表示価格と異なる場合があります。給油前に給油単価を確認し、了承のうえ、ご利用ください。

③ 障害者自動車燃料券はハイオクガソリン・レギュラーガソリン・軽油のみの支払いに利用できます。オイル交換や洗車等は助成対象外です。

【必要なもの】 ① 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等又は精神障害者保健福祉手帳

② 登録する自動車の自動車検査証

※令和5年1月以降に発行された自動車検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写しの提出も必要です。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【注 意】①障害者自動車燃料券は貸与・譲渡・転売・換金又は担保に供することはできません（不正利用等が判明した場合は、無効として券を回収したうえで、以後の交付停止や不正利用額の返還を求める場合があります）。

②障害者自動車燃料券は紛失されても再発行はいたしません。

③登録されている車両の変更等は再度手続きが必要です（上記「必要なもの」参照）。

④障害者自動車燃料券は有効期間内のみご利用いただけます。

【次回以降の更新】

次回の有効期間分の障害者自動車燃料券については、9月中旬までに、引き続き対象となる方へ順次郵送しますので、改めて申請する必要はありません。

なお10月1日以降有効な手帳をお持ちでない場合は、障害者自動車燃料券の交付はできませんので、更新が必要となる方は手帳の更新をお早めにお手続きください。

【有効期間中（10月～翌年9月）に「福祉特別乗車券」「敬老特別乗車証」「特別乗車券」に切替える場合】

障害者自動車燃料券の残り枚数2枚（腎臓機能障害で48枚交付の方は4枚）＝1か月分と換算して福祉特別乗車券等の利用開始月を決定するため、残数が不足している月までは切替えができません。

※切替えは福祉タクシー利用券への交換も含めて有効期間中1回限りです。

※福祉特別乗車券、敬老特別乗車証等との併給はできませんので、障害者自動車燃料券は返還していただきます。

※福祉特別乗車券に切り替える場合、年額1,200円（20歳未満600円）の利用者負担金がかかります。

（敬老特別乗車証等に切り替える場合、利用者負担金はありません。）

障害者自動車燃料券の 残りの枚数※	24枚	22枚 以上	20枚 以上	18枚 以上	16枚 以上	14枚 以上	12枚 以上	10枚 以上	8枚 以上	6枚 以上	4枚 以上	2枚 以上	1枚 以下
福祉特別乗車券等への 切替え可能月	10月 から	11月 から	12月 から	1月 から	2月 から	3月 から	4月 から	5月 から	6月 から	7月 から	8月 から	9月 から	切替 不可

※腎臓機能障害で48枚交付の方は、表中「残りの枚数」が2倍の計算となります。

【有効期間中（10月～翌年9月）に「福祉タクシー利用券」に切替える場合】

障害者自動車燃料券の残り枚数2枚（腎臓機能障害で48枚交付の方は4枚）＝1か月分と換算して福祉タクシー利用券の交付枚数を決定します。

※切替えは福祉特別乗車券等への交換も含めて有効期間中1回限りです。

※福祉タクシー利用券との併給はできませんので、障害者自動車燃料券は返還していただきます。

（福祉タクシー利用券に切り替える場合、利用者負担金はありません。）

障害者自動車燃料券の 残りの枚数※	24枚	22枚 以上	20枚 以上	18枚 以上	16枚 以上	14枚 以上	12枚 以上	10枚 以上	8枚 以上	6枚 以上	4枚 以上	2枚 以上	1枚 以下
福祉タクシー利用券の 交付枚数※	84枚	77枚	70枚	63枚	56枚	49枚	42枚	35枚	28枚	21枚	14枚	7枚	切替 不可

※腎臓機能障害で48枚交付の方は、表中「枚数」が2倍の計算となります。

【障害者自動車燃料券が利用可能な事業所】

必ず給油前に障害者自動車燃料券が利用できるかガソリンスタンドの店員の方にご確認ください。

※障害者自動車燃料券の取扱時間については、横浜市ホームページでご確認ください。

※最新の給油所については、横浜市ホームページに給油所一覧及びデータマップを掲載しておりますので、ご確認ください。

燃料券

検索



(2) 安全運転相談（安全運転相談ダイヤル）

身

精

障害のある方が自動車の運転免許を取得する場合、事前に運転免許センターで運転適性検査・相談を受けてください。必要に応じて、障害のある方が運転練習ができるようアクセル・ブレーキ・ハンドルなどを改造した教習車がある教習所の教示等を行っています。

【窓 口】 神奈川県警察運転免許センター安全運転相談室 【所在地】 〒241-0815 旭区中尾 1-1-1

【最 寄 駅】 相鉄線二俣川駅からバス約5分

【電 話】 #8080〔シャープハレバレ〕（つながらない場合は365-3111）

【聴覚障害者専用FAX】 363-7816

【開設日時】 ①月～金曜日（祝日、休日、年末年始の休日を除く）

午前9時30分～午前11時、午後2時～午後4時

②毎月第3日曜日（二輪実車に類するものを除く）

午前8時30分～午前11時、午後1時～午後3時

※車に同乗して来られる方のために、身体障害者専用駐車施設があります。（台数に限りがあります。）

(3) 自動車運転免許取得費用の助成

身

知

精

各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で免許を取得する場合に、技能教習に要する費用の3分の2を助成します。ただし助成限度額は10万円です。

【対 象 者】 ①身体障害者手帳1～4級の方

②愛の手帳（療育手帳）A1～B2の方、又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数75以下と判定された方

③精神障害者保健福祉手帳1～3級の方

【必要なもの】 技能検定試験合格証明書（区福祉保健センター又は横浜市ホームページにもあります）を教習所に提出し、証明を受け、証明書・手帳・運転免許証を運転免許証交付日から1年以内に窓口にお持ちください。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【注 意】 技能検定試験合格時及び申請時に手帳等の交付を受けている方が対象です。

(4) 改造教習車がある教習所

身

障害のある方が技能教習を受けられるようアクセル・ブレーキ・ハンドルなどを改造した教習車が、下記の教習所に設置してあります。

【対 象 者】 肢体に障害のある方

【窓 口】 各教習所（校舎等設備のバリアフリー対応についても各教習所にお尋ねください）

名 称	所 在 地	電 話	FAX
京急上大岡自動車学校	〒233-0003 港南区港南 2-12-1	842-8241	845-4576
コヤマドライビングスクール横浜	〒222-0003 港北区大曽根 2-48-13	531-6461	531-6465
鶴ヶ峰自動車学校	〒241-0002 旭区上白根 1-6-1	953-2003	953-2004

(5) 技能習得費・自動車購入費の貸付（生活福祉資金）

身

知

精

技能習得費・自動車購入費の貸付については111頁をご覧ください。

本人運転

普通自動車、小型自動車及び軽自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル、移乗装置、車いす収納装置などを改造するための費用を 20 万円を限度に助成します（必要な装置が既に施された福祉車両を購入する場合を含む）。

【対 象 者】 1～3 級の上肢・下肢・体幹機能障害の身体障害者手帳の交付を受けていて、自ら又は家族等が所有し自らが運転する自動車の一部を改造する必要のある方（運転免許証に限定条件の記載が必要な場合があります）。

【必要なもの】 自動車の改造完了（購入）後 1 年以内に、身体障害者手帳、改造（購入）内容と価格が分かる領収書・請求書・納品書・注文書のいずれか、自動車検査証の写し^{※※}、運転免許証の写し、（福祉車両購入の場合）購入した福祉車両の基となる標準車両の見積書を窓口にお持ちください。

※市外転入の方などは、世帯全員分の所得を証明する書類が必要な場合があります。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

介護者運転

障害者の移動のために主に使用する普通自動車、小型自動車及び軽自動車に移乗装置、車いす収納装置を取り付けるための費用を 20 万円を限度に助成します（必要な装置が既に施された福祉車両を購入する場合を含む）。

【対 象 者】 自ら運転が不可能な 1～3 級の下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方（65 歳以上で同手帳を取得した方を除く）と同一世帯の方で、その障害者の移動のために使用する自動車の一部を改造する必要のある方

【必要なもの】 自動車の改造完了（購入）後 1 年以内に、身体障害者手帳、改造（購入）内容と価格が分かる領収書・請求書・納品書・注文書のいずれか、自動車検査証の写し^{※※}、運転免許証の写し、（福祉車両購入の場合）購入した福祉車両の基となる標準車両の見積書を窓口にお持ちください。

※市外転入の方などは、世帯全員分の所得を証明する書類が必要な場合があります。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【注意（本人・介護者運転共通）】

※所得制限があります。詳しくは各区福祉保健センターまでお問い合わせください。

※改造完了時と申請時市内に居住している必要があります。

※再申請する場合は、前回の申請日から 5 年経過していることが必要です（ただし、障害状況の変化などにより 5 年以内の再申請が可能な場合もあります）。

※※令和 5 年 1 月以降に発行された自動車検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写しの提出も必要です。

(7) 自動車駐車場の割引

身 知 精

次の6か所の市営駐車場で駐車料金が割引されます。

【対象者】身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を持っている方（自動車に乗車していれば、運転・同乗は問いません。）

【割引内容】

手帳の種類・等級	割引内容
身体障害者手帳1～4級 愛の手帳（療育手帳）A1、A2、B1 精神障害者保健福祉手帳	・ 駐車時間が3時間以下の場合、無料 ・ 3時間を超えた場合は、超えた部分について、5割引 ※長時間利用割引料金上限金額は対象となりません ・ 定期駐車券の料金については、5割引
身体障害者手帳5～6級 愛の手帳（療育手帳）B2	・ 駐車時間に関係なく5割引になります。 ※長時間利用割引料金上限金額は対象となりません ・ 定期駐車券の料金については、3割引

【利用方法】事前の申請手続きは不要です。車を入庫した後、精算前に駐車券及び手帳を各駐車場管理室へご提示ください。※定期を購入される方は、購入時に手帳をご提示ください。

【窓 口】各駐車場（馬車道・山下町は自動二輪を含みます。）

名 称	所 在 地	電 話	利用時間
福富町西公園地下駐車場	中区福富町西通	253-9751	24 時間
ポートサイド地下駐車場	神奈川区栄町	453-2372	6:00 ～ 24:00
馬車道地下駐車場	中区本町六丁目	663-1770	24 時間
山下町地下駐車場	中区山下町	664-2980	24 時間
日本大通り地下駐車場	中区日本大通	681-7540	24 時間
伊勢佐木長者町地下駐車場	中区長者町五丁目	262-2860	24 時間

(8) 自転車駐車場の整理手数料の免除

身 知 精

横浜市営の有料自転車駐車場の整理手数料が免除されます。

【対象者】身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

※自転車等の利用者であれば、運転・同乗（自転車の場合は小学校就学の始期に達するまでの者）は問いません。

【利用方法】定期利用：定期利用の新規登録時に必ず管理事務所で身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の原本をご提示ください。また、確認のため、定期更新時にも手帳をご提示いただく場合がありますので、予めご了承ください。

一時利用：一時利用券を購入し、利用後に領収書と手帳をお持ちのうえ、整理員がいる指定の自転車駐車場の管理事務所で整理手数料の還付を受けてください。なお、満車時はご利用できません。

【窓 口】整理員がいる指定の自転車駐車場の管理事務所

詳しくは・・・

新綱島駅自転車駐車場：都市整備局市街地整備調整課【電話】671-2698 【FAX】664-7694

その他の自転車駐車場：道路局道路政策推進課【電話】671-3644 【FAX】550-4892

(9) 駐車禁止除外指定車の指定

身 知 精

【内 容】 公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲出すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く）でも他の交通の妨害とならない限り、駐車できます。
※駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障害のある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます（車両を指定するものではありません。）

【受付窓口】 手続、お問合せは、障害者本人の住所地を管轄する警察署交通課となります。

神奈川県警 駐車禁止

検索



(10) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

身 知 精

公共施設や商業施設等に設置されている、障害のある方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画（車いす使用者用駐車区画等）について、対象者に利用証を交付することで、適正利用を推進する制度です。

【対 象 者】

身体障害者	下記のいずれかを満たす身体障害者手帳をお持ちの方 視覚4級以上、聴覚3級以上、平衡機能5級以上、 上肢2級以上、下肢6級以上、体幹5級以上、内部障害4級以上
知的障害者	愛の手帳（療育手帳）A1、A2
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者

※詳細については、神奈川県ウェブサイトをご覧ください。

【必要なもの】

- ①利用証交付申請書（ウェブサイト又は各区広報相談係で配布）
- ②身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証などの写し

【申 請 先】

- ①神奈川県に申請する場合

〒231-8588 ※住所の記載は不要

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課調整グループ

神奈川県 パーキング・パーミット

検索



- ②横浜市に申請する場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎15階

健康福祉局福祉保健課 利用証制度担当

横浜市 パーキング・パーミット

検索



※電子申請又は郵送で申請してください（申請先による違いはありません）。

※郵送で申請する場合、封筒及び郵送料は自己負担となります。

障害者に配慮した車両の利用

(1) ユニバーサルデザイン (UD) タクシーの利用

身

知

精

ユニバーサルデザイン (UD) タクシーは、広い開口部にスライドステップを備え、車いすのまま乗車できるなど、障害者や高齢者に配慮された誰もが使いやすいタクシーです。一般タクシー料金で、福祉タクシー利用券 (60 頁参照) も利用できます。

【窓 口】 各事業者

横浜市 UD タクシー

検索



(2) 福祉有償運送

身

知

精

福祉有償運送とは、ひとりでタクシーを含む公共交通機関を利用することができない方の移動手段として NPO 法人等が行う送迎サービスです。

【対象者】 身体障害者手帳、愛の手帳 (療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、難病、その他障害 (自閉症、発達障害等) がある方の中で、ひとりでタクシーを含む公共交通機関を利用できない方。

【利用方法】 団体により料金、車種、対象者等が異なります。また、利用には団体へ登録が必要です。

【窓 口】 移動情報センター

及び各福祉有償運送団体へご相談ください。

横浜市 福祉有償運送

検索



(3) 福祉タクシー等の利用

身

知

精

障害者や高齢者に配慮された福祉車両等を使って送迎するサービスとして、介護タクシーや上記の福祉有償運送などがあります。料金、車種、利用方法、運行範囲など詳細については、各事業者・団体にお問い合わせの上、ご利用下さい。また、福祉タクシー利用券 (60 頁参照) を利用できる事業者・団体もあります。

横浜市 福祉タクシー

検索



(4) ハンディキャブ（リフト付車両）の運行

身

事前に登録をすると、低額の利用料でリフト付車両を利用できます（専任の運転手がいますが、介助は行いません）。

【対 象 者】 横浜市内に居住する 12 歳以上で、下肢もしくは体幹に障害があり、外出時に車いすを必要とする身体障害者手帳 1～2 級の方

【利用回数】 月に 4 回（1 回 4 時間以内）まで 【運行台数】 6 台

【利用範囲】 横浜市内のみ（市外通院の場合はご相談ください）

【窓 口】 横浜市障害者社会参加推進センター 【電 話】 475-2150 【FAX】 475-2064

【受付時間】 月～土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時～正午・午後 1 時～5 時

(5) ハンディキャブ（リフト付車両）の貸出

身

低額の利用料でリフト付車両を貸出します（貸出し台数は 2 台です）。

【対 象 者】 横浜市内に居住する 12 歳以上で、歩行困難な障害者（身体障害者手帳をお持ちの方）等

【窓 口】 横浜市障害者社会参加推進センター 【電 話】 475-2150 【FAX】 475-2064

【受付時間】 月～土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時～正午・午後 1 時～5 時

(6) 福祉バスの提供

身

知

精

障害児・者団体が研修会、見学会、レクリエーションなど各種行事を行う場合利用できます。

①あおぞら 1 号（定員 45 名、うち車いす固定席 2）

②あおぞら 2 号（定員 56 名）

③あおぞら 3 号（定員 58 名）（利用期間は 7 月 20 日から 11 月 30 日まで）

④あおぞら 4 号（定員 47 名、うち車いす固定席 2）

⑤あおぞら 5 号（定員 25 名、うち車いす固定席 2）

【対 象 者】 障害児・者福祉施設及び団体（利用人員は 25 名（5 号車は 11 名）以上で、そのうち 3 分の 1 以上が障害児・者であること。）

【利用方法】 福祉バス利用団体登録が必要で 1 団体につき年間（4 月～翌年 3 月）2 回（日帰りは 2 回、1 泊は 1 回）まで利用できます。利用希望日の 3 か月前の午前中までにお申込ください（抽選）。

【利 用 料】 走行時間と走行距離に応じたバス借上料の 1 割の金額

【窓 口】 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

【電 話】 201-2049 【FAX】 306-9911

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時～午後 5 時

■福祉のまちづくり

暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んずることを基本理念とした『横浜市福祉のまちづくり条例』に基づき、市民、事業者、行政が協働して福祉のまちづくりを進めています。

【内 容】 公共交通機関等の事前協議によるバリアフリー整備の促進、鉄道駅舎のエレベーター等の整備推進、ノンステップバスの導入促進、心のバリアフリー啓発等

【窓 口】 ・公共交通機関、公園、道路に関する事前協議・相談
健康福祉局福祉保健課 【電話】 671-2387 【FAX】 664-3622
・建築物に関する事前協議、相談
建築局市街地建築課 【電話】 671-4510 【FAX】 681-2438

■横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針として、「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しています。

新しい推進指針には、皆様に親しんでいただけるよう「ふくまちガイド」という愛称をつけました。ふくまちガイドは主にビジョン（未来像）、ポリシー（理念）、アクション（行動）で構成されています。

また、日常生活の中で困りごとを抱えやすい人の様々な場面やアクション（行動）の具体例を紹介した「ふくまちガイド実践編」や主に知的障害のある人など、活字情報の理解に難しさを抱える方に向けて「ふくまちガイドわかりやすい版」を発行しました。



「ふくまちガイド」



「ふくまちガイド実践編」



「ふくまちガイド
わかりやすい版」

福祉のまちづくり推進指針

検索



11 情報伝達支援

視覚に障害のある方への情報伝達支援

(1) 録音・点字資料等の貸出、対面朗読

身

知

精

市立図書館全 18 館で、録音・点字資料等の貸出、対面朗読を実施しています。

中央図書館では、オンラインでの対面朗読も実施しています。

名 称	所 在 地	電 話	F A X	最 寄 駅
横浜市中央図書館※	〒 220-0032 西区老松町 1	262-0050 (代表) 250-1619 (直通)	250-1619	JR・地下鉄桜木町駅 京急線日ノ出町駅
神奈川県ライトセンター	〒 241-8585 旭区二俣川 1-80-2	364-0022 (直通)	364-0027	相鉄線二俣川駅

※事前登録が必要です。詳細は中央図書館までお問い合わせください。

(2) 点字郵便物郵便料金の免除

身

次の場合、郵送料が無料になります。郵便物の表面左上部（横長の場合は右上部）に「点字用郵便」と記載し開封して下さい。

【対 象 物】 ①点字のみを内容とする郵便物

②視覚障害者用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物（②については指定を受けている点字図書館、点字出版施設等から差し出す場合、又はそこに差し出される場合のみ対象です）

【問合せ先】 お近くの郵便局

(3) 広報よこはまによる情報提供

身

「広報よこはま」市版の点字版、市版と区版の録音版（CD）、市版と区版 9 区分（南北 2 種類）の録音版（デージー）を希望者に郵送しています。

【そ の 他】「広報よこはま」は市ウェブサイト、無料アプリ「カタログポケット」でも閲覧できます。

カタログポケット

検索



【問合せ先】 政策経営局広報課 【電話】 671-2332 【F A X】 661-2351

(4) ヨコハマ議会だよりによる情報提供

身

横浜市区では、「ヨコハマ議会だより」を年 4 回発行しており、ご利用を希望される方には点字版・CD 版・デージー版を郵送しています。市会ホームページにも過去の録音版の音声データを掲載しています。

ヨコハマ議会だより

検索



【問合せ先】 議会局秘書広報課 【電話】 671-3040 【F A X】 681-7388

(5) 本市からの通知の点字による情報提供

身

点字による情報提供を希望する方に対して、本市から発出する通知の「通知名」、「発送元」及び「問合せ先」について、点字で情報提供します。

【問合せ先】 健康福祉局障害施策推進課 【電話】 671-3598 【F A X】 671-3566

聴覚に障害のある方への情報伝達支援

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

身

日常生活上必要な場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

【対 象 者】 聴覚及び音声・言語機能障害のある方 【利 用 料】 なし

【窓 口】 横浜ラポール3階 聴覚障害者情報提供施設 (6 頁)

【電 話】 475-2058 【FAX】 475-2059

(2) 救急時における手話通訳者の派遣

身

聴覚障害者等が疾病等のために救急車を要請する場合に、本人とその家族等の情報伝達支援を図るため、手話通訳者を救急搬送先の医療機関に派遣します。

【対 象 者】 聴覚及び音声・言語機能障害のある方とその家族 【利 用 料】 なし

【利用方法】 119 番通報 (電話、FAX) 及び Net119 緊急通報システム (※) 等で救急車を要請する際、または到着した救急隊に、手話通訳者派遣を希望する旨を伝えてください。(24 時間受け付けています。)

※ Net119 緊急通報システムの利用は事前の登録が必要です (82 頁)。

【問合せ先】 健康福祉局障害自立支援課

【電 話】 671-3602 【FAX】 671-3566

(3) 区役所への手話通訳者及びタブレット端末の配置

身

手話通訳を必要とする聴覚障害者が区役所に急な用事等で来庁する場合に、手話によるコミュニケーションを保障するため、一部の区役所へ通訳者を配置しています。また、すべての区役所でタブレット端末を活用した手話通訳と音声認識アプリによるサービスを実施しています。

【対 象 者】 聴覚及び音声・言語機能障害のある方 【利 用 料】 なし

【利用方法】 各窓口で利用の希望をお申し出ください。

①手話通訳者

中区 毎週火・金曜日 午前8時45分～正午

戸塚区 毎週水・木曜日 午後1時30分～午後5時

②タブレット端末

全18区役所 平日 午前9時～午後5時 第2・4土曜日 午前9時～正午

【問合せ先】 健康福祉局障害自立支援課

【電 話】 671-3602 【FAX】 671-3566

(4) ファクシミリの設置

身

聴覚障害者の通信連絡の利便を図るため、次のところにファクシミリが設置されています。

名 称	F A X	備 考
神奈川県警察本部	0120-110221 (フリーダイヤル) 045-211-0110 (有料)	警察官に至急来てほしいときに利用してください。(24 時間受け付けています。) 利用した場合、FAX の内容を確認し、緊急性を要するものについては、警察官を派遣する旨を FAX で返信します。
横浜市消防局	119 (局番なし・無料)	救急車又は消防車に来てほしいときに利用してください。(24 時間受け付けています。) 消防局が FAX の内容を確認し、救急車又は消防車を出場させます。その後、利用者へ出場させた旨を FAX で返信します。※火災により身の危険を感じたときは返信を待たずに速やかに安全な場所へ避難して下さい。
かながわ救急相談センター <医療機関案内>	242-3808	急な病気やけがで、その時救急受診できる病院・診療所を知りたいときに利用してください。問合せをした場合、医療機関の受入を確認後、医療機関名、略図等を FAX で返信します。(24 時間受け付けています。)

公立大学法人横浜市立大学 附属病院	787-2866	診療時間や予約の取消などに関する問合せをするときに利用してください。利用した場合、問合せ事項を FAX で回答します。
公立大学法人横浜市立大学 附属市民総合医療センター	253-0161	
横浜州市立市民病院	316-6528	
横浜市立脳卒中・神経脊椎 センター	753-2904	
横浜市立みなと赤十字病院	628-6101	

(5) 市会傍聴席での文字表示等

身

本会議場及び大会議室傍聴席のモニターには、発言をリアルタイムで文字表示しています。当日のお申し出により、お手元で文字表示を見られるタブレット端末の貸出を行っています。また、事前の申請により、手話通訳者や要約筆記通訳者の配置も行っています。

横浜市会 傍聴

検索



【問合せ先】 議会局秘書広報課 【電話】 671-3040 【FAX】 681-7388

(6) 議会広報テレビ番組による情報提供

身

横浜市会では、手話通訳や字幕スーパー等を付与した議会広報テレビ番組を t v k（テレビ神奈川）、市内ケーブルテレビで放送しています。過去の放送映像は、市会ホームページに掲載しています。

【対象番組】 ●横浜市会ダイジェスト（年4回）：手話及び字幕（字幕は平成23年第1回定例会分以降）

●「横浜市会 新春語り初め」：字幕（令和6年1月放送分以降）

市会動画ポータル

検索



【問合せ先】 議会局秘書広報課 【電話】 671-3040 【FAX】 681-7388

その他情報伝達支援

(1) 青い鳥郵便葉書の無償配布

身

知

希望される方に通常郵便葉書（無地、インクジェット紙、又はくぼみ入り）を、お一人様につき20枚無償で配布します。

【対象者】 ①身体障害者手帳1・2級の方

②愛の手帳（療育手帳）等A1・A2の方

【受付期間】 4月1日～5月31日（厳守）

※内容が一部変更になる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】 お近くの郵便局

(2) 医療機関の案内

身 知 精

横浜市医師会地域医療連携センターでは、かかりつけ医のいない市民の方々へ、電話でお近くの医療機関のご案内をしています。また、ホームページ上では、診療科目・診療日時はもちろん、駐車場の有無など、さまざまな条件から医療機関を検索することができます。※医療相談はお受けできません。

【電 話】 201-8712 【F A X】 201-8768

【受付時間】 月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

祝日・年末年始を除く

横浜市医師会地域医療連携センター

検索



(3) 市立図書館の図書配送貸出

身 知 精

市立図書館の図書・雑誌の配送による貸出については 32 頁をご覧ください。

■社会福祉に関する情報提供

次のところでは、社会福祉に関する情報の提供を行っています。

福祉保健研修交流センター ウィリング横浜 情報資料室

【所 在 地】 〒 233-0002 港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 11 階

【最 寄 駅】 京急線・地下鉄上大岡駅

【電 話】 847-6666 【F A X】 847-6676

ウィリング横浜

検索



「コミュニケーションボード」(お店用・救急用・災害用)

知的障害児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々の中には、分かりやすいイラストや絵記号を指差すことで、自分の意思を伝えることができる方もいます。「コミュニケーションボード」とは、彼らと周囲の人たちとの間をつなぐ話しことばに代わるものの一つです。

横浜市では、障害のあるなしに関わらず誰もが地域で安心して生活することができる共生社会を実現するために、地域の方たちへ様々な障害や疾病についての正しい理解を深めてもらえるようにと、普及啓発活動に取り組んでいます。

その一環として、「セーフティーネットプロジェクト横浜※」とともに平成 17 年度からコミュニケーションボードを作成し、その普及活動を行っています。

御希望の方は、下記の事務局までお問合わせいただくか、ホームページからダウンロードもできます。また、ホームページからは、必要なイラストを選んでボードやカードを作ることもできますので、御活用ください。

災害用コミュニケーションボード



※セーフティーネットプロジェクト横浜

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、セーフティーネットをつくることを目的として、平成 17 年 7 月に発足しました。市内 15 の団体・機関で構成されており、障害者や家族が、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、さまざまな障害についての理解を進めていこうと活動しています。

【構成】横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A 研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市社会福祉協議会、横浜市

【事務局】社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

【電話】681-1211 (代) 【FAX】680-1550

セーフティーネットプロジェクト横浜

検索



■ご存知ですか?・・・障害に関するマークいろいろ

障害のある方に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークがあります。これらは国際的に定められたもの、各障害者団体が独自に提唱しているものと様々ですが、主なものを御紹介します。(順不同)

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある方々が利用できる建築物や施設であることを示す、世界共通のシンボルマークです。国際リハビリテーション協会 (RI) により 1969 年に採択され、マークの使用については「使用指針」により定められています。

すべての障害者を対象としていますので、特に車いすを利用される障害者を限定しているものではありません。

【問合せ先】公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

【電 話】03-5273-0601 【FAX】03-5273-1523

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合 (WBU) で 1984 年に制定された世界共通の国際シンボルマークです。

視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。

【問合せ先】社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

【電 話】03-5291-7885 【FAX】03-5291-7886

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上 50cm 程度に掲げて、助けを求めるシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

【問合せ先】岐阜市福祉部障がい福祉課

【電 話】058-214-2138 【FAX】058-265-7613

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬と一緒に利用できる施設等の入り口に貼るマークです。身体障害者補助犬とは、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなど、一般的な施設にも補助犬が同伴できるようになりました。

【問合せ先】厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

【電 話】03-5253-1111 (代) 【FAX】03-3503-1237 (代)

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由のある方が
運転する車
【表示は努力義務】

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障害のある方が
運転する車
【表示義務があります】

これらのマークは、それぞれ対象となる障害のある方が運転する車であることを示しています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた自動車に対して、幅寄せや割り込みを行うと、道路交通法の規定で罰せられることになります。

【問合せ先】 各警察署

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

また、公共機関の窓口等で掲示されている場合は、申し出があれば筆談等の必要な援助を行うという意味表示を示すのに用いられています。

【問合せ先】 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

【FAX】 03-3354-0046 【E-mail】 zennancho@zennancho.or.jp

手話マーク



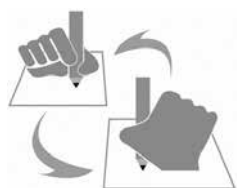
耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

【問合せ先】 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

【電 話】 03-3268-8847 【FAX】 03-3267-3445

筆談マーク



耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

【問合せ先】 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

【電 話】 03-3268-8847 【FAX】 03-3267-3445

ハート・プラスマーク

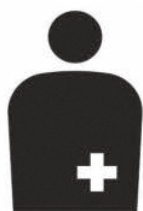


内部障害（心臓、腎臓、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）があることを示しています。内部障害は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあり、自発的にこのマークを表示することで、周囲の理解や配慮を得られることを目的としています。

【問合せ先】 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会

【E-mail】 info@heartplus.org

オストメイトマーク（案内用図記号）



オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方）が利用できる設備があることを示すマークで、トイレの入り口や案内誘導プレートに表示されています。

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、ストーマ装具の交換、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄廃棄などができる配慮がされているトイレです。

【問合せ先】 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

【電 話】 03-5844-6265 【FAX】 03-5844-6294

※この他にも、いろいろなマークがあります。

■内閣府「障害者に関するマークの一例」 ホームページ参照

内閣府 障害者 マーク

検索



ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

横浜市では各区役所の高齢・障害支援課の窓口や横浜市総合リハビリテーションセンター、各地域ケアプラザで配布をしています。

特に書類等の提示は必要なく、お申出に対しお一人様につきおひとつをお渡ししています。

【問合せ先】 健康福祉局障害施策推進課

【電 話】 671-3598

【F A X】 671-3566

横浜市 ヘルプマーク

検索



12 防災・減災

横浜市では、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）として、「自助」「共助」「公助」の取組を推進しています。

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の事例検証によると、災害発生時、特に発災直後は、公助が十分に機能せず、自助や地域で助け合う共助が果たす役割が大きいことが報告されています。

- ・自助（自らが自分・家族を守る備えや行動）
- ・共助（近隣の皆さんで互いの安全・安心のために協力しあう地域活動）
- ・公助（市・区・国・県・警察等の公的機関による救助活動等の災害対応）

■災害に備えた日ごろの準備

●家具やガラスなどの安全対策をとみましょう

転倒防止器具などで家具を固定しましょう。ガラスに飛散防止フィルムを貼り付けましょう。

●避難方法、避難場所を確認しましょう

各区防災マップ（区役所等で配布）などで、自分の地域の地域防災拠点を確認しておきましょう。

地域防災拠点：地震による倒壊などで、自宅で生活できないときに避難する身近な市立の小・中学校等

●家族間の連絡方法・集合場所を決めましょう

あらかじめ、家族の間で連絡方法や集合場所を決めておきましょう。

●氏名、住所、緊急時の連絡先などを記入した非常用カードを準備しておきましょう

●非常用持ち出し品を用意しましょう

- ・最低3日分の食料品・水とトイレパックを用意しましょう。
- ・日ごろ服用している薬があれば、お薬手帳や薬の名前、服薬量が分かるメモ（処方箋）を保管しておきましょう。
- ・「障害者の健康ノート（主治医の連絡先、日ごろの身体の状態、薬や装具の内容等を記入しておきます。）」を常備しておくことで役に立ちます。
- ・障害などに応じて必要となる生活用品を準備しましょう。

※災害時要援護者が身近に準備しておく主な生活用品（例）

手足の不自由な人… 車いす、杖、歩行器など

目の不自由な人… 白杖、点字器など

耳の不自由な人… 情報を入手しやすくするための携帯電話や補聴器の電池、

筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛、ブザーなど

音声・言語機能に障害のある人… 筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛など

内臓機能に障害のある人… 人工呼吸器を装着している人は非常用外部バッテリーなど、
ぼうこう・直腸機能障害の人は、ストーマ使用に必要な装具
や皮膚保護材などの付属品など、永久気管孔のある人は気管
孔エプロンの予備など、その人の状況に応じて必要なもの

災害時要援護者名簿

身 知 精

地域の中には、災害発生時の避難行動などに対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される、高齢者や障害のある方をはじめとした要援護者の方が暮らしています。

本市においては、災害対策基本法や横浜市防災計画、震災対策条例等の規定に基づき、災害時要援護者名簿を作成し、協定を結んだ自主防災組織に名簿を提供するなど、共助による要援護者支援の取組を推進しています。

【災害時要援護者名簿の対象者】

在宅で、次のいずれかに該当する方

①介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

②障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者

③視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④愛の手帳（療育手帳）A 1・A 2の方

⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※精神障害者は本市で保管する名簿にのみ掲載

【窓 口】健康福祉局福祉保健課

【電 話】671-4056 【F A X】664-3622

災害等緊急時における情報配信

（１）防災情報 E メール配信

身 知 精

避難情報や気象警報の発表などの防災緊急情報を携帯電話・パソコン向けに E メールで配信するサービスを行っています。配信を希望する場合は事前に登録が必要です。

横浜市 防災情報 E メール

検索



【問合せ先】総務局緊急対策課 【電話】671-3458 【FAX】641-1677

※緊急地震速報については、携帯電話事業者のサービスとしてメールが配信されていますので、各事業者にお問い合わせください。

（２）Yahoo! 防災速報

身 知 精

スマートフォンから利用できるアプリをダウンロードすることで、横浜市からの防災緊急情報を受信できます。

Yahoo! 防災速報

検索

【問合せ先】総務局緊急対策課 【電話】671-3458 【FAX】641-1677

（３）防犯情報 E メール配信

身 知 精

区内で発生した犯罪に関する情報を、携帯電話・パソコン向けに E メールで配信するサービスを行っています。配信を希望する場合は事前に登録が必要です。

【問合せ先】各区地域振興課（裏表紙：区代表電話）

災害等緊急時における聴覚に障害がある方への情報伝達支援

(1) 聴覚障害者対応災害情報配信登録

身

避難情報等の災害時緊急情報をファクシミリ通信網を利用して自宅のファックスへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

【対象者】 原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で、自宅にファックスがある方

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(2) 110番アプリシステム

身

神奈川県警察では、言語や聴覚に障害のある方が、事件や事故に遭ったとき、警察に通報できるよう、警察庁が開発した110番アプリシステムを運用しています。このシステムは、スマートフォン等を使用して警察官と文字による会話をしながら110番通報を行うものです。

・スマートフォンの場合「110番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。

・フィーチャーフォン（ガラケー）の場合「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。

【対象者】 聴覚障害者及び言語障害者で、神奈川県内で発生した事件・事故などについて電話等で緊急通報（110番）することが困難な方

【問合せ先】 警察本部通信指令課 【電話】 211-1212（内線）3631

(3) Net119 緊急通報システム（Net119）

身

GPS機能の付いた携帯電話機等の端末機から、音声によらない火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができます。

【対象者】 横浜市内に在住・在勤・在学で音声による119番通報が困難な方

※事前の登録が必要となります。

【問合せ先】 消防局警防部司令課 【電話】 334-6412 【FAX】 334-6720

【メール】 sy-shirei@city.yokohama.lg.jp

【問合せ時間】 平日 午前9時～午後5時

風水害

■風水害への備え

台風や大雨などは、事前に進路や規模がある程度の予測ができます。お住まいの地域の危険性を把握し、事前にマイ・タイムライン（一人ひとりの避難行動計画）を作成し、いざという時に備えましょう。

【浸水ハザードマップ】

浸水による危険性を把握するため、ハザードマップを活用しましょう。

ハザードマップには、浸水の想定だけでなく、避難のタイミング、情報の入手方法なども掲載しています。

【マイ・タイムライン】

台風や大雨の水害など、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画のことです。

スマートフォンやタブレットを使い、防災アプリ「横浜市避難ナビ」からもマイ・タイムラインを作成できます。



【わたしの避難行動計画（マイ・タイムライン）わかりやすい版】

横浜市のマイ・タイムラインを、知的障害のある方や発達障害のある方など誰にもわかりやすい版として作成しています。

自分自身や、家族など支援者と一緒に読んで風水害が起こったときに、どう行動すればよいか、考えるきっかけとしてご活用ください。



【横浜市避難ナビ】

いざ災害が起きた場合、適切な行動をとれるように、平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的にサポートする横浜市の公式防災アプリです。マイ・タイムラインの作成をはじめ、避難所検索やハザードマップの確認などを行うことができます。



地震

■災害用コミュニケーションボード

文字や言葉で意思を伝えることが難しい人とのコミュニケーションツールです。

周囲の方々と必要な情報をやりとりするための絵記号等を掲載しています。

※地域防災拠点の防災備蓄庫等に収納されています。

※「セーフティーネットプロジェクト横浜」（76 頁参照）

コミュニケーションボードに掲載されているイラストの中から、必要なイラストを選んで名刺サイズのカードやオリジナルのコミュニケーションボードを作成することができるシステムを公開しています。また、災害時にバンダナを活用した取組を 42 頁で紹介していますので、あわせてご覧ください。

■福祉避難所

大規模災害によって甚大な被害が発生し、自宅で生活できなくなってしまった場合、市内の小中学校などの地域防災拠点で避難生活を送ることになります。

障害児・者、高齢者などの要援護者のうち、体育館などでの避難生活に支障のある方には各地域防災拠点で要援護者向けのスペースを確保することになっていますが、それでも地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方の二次的な避難所が「福祉避難所」です。

避難については、専門職などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、必要性を判断します。

13 選 挙

(1) 郵便等による不在者投票制度

身

市長、市議会、県知事、県議会、衆議院及び参議院の選挙の際、自宅等で郵便等による不在者投票をすることができます。

【対 象 者】(令和7年3月1日現在)

介護保険法上の要介護者（被保険者証の交付を受けている方）で下の事由に該当	身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が次の事由に該当		
	免疫・肝臓の障害	両下肢・体幹・移動機能の障害*	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
要介護5	1級～3級	1級または2級	1級または3級

※ 「片上下肢機能障害」等の方でも、身体障害者診断書等で歩行不能と明確に認められる方は該当する場合があります。また、戦傷病者手帳をお持ちの方で、身体に一定の重度の障害のある方も郵便投票ができます。

それぞれ該当する方はお問い合わせください。

【必要な手続】① 区選挙管理委員会（区役所総務課統計選挙係内）で**事前に**「郵便等投票証明書」の交付申請書を受け取ってください。（「郵便等投票証明書」の交付申請は**いつでも**できます。代理の方によっても交付申請できます。交付申請書は、横浜市のホームページからもダウンロードできます。）

郵便等による不在者投票制度

検索



- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、または介護保険の被保険者証の**原本**を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に提示して、**本人が署名**した申請書（下記の代理記載制度の該当者を除く。）により「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。
- ③ 選挙が行われるときは、区選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方あてに、「投票用紙等の請求書」をお送りしますので、選挙ごとに投票日の4日前の午後5時（必着）までに、「郵便等投票証明書」を提示して投票用紙の交付を請求してください。（郵送でもできます。）
- ④ 本人あてに郵送された投票用紙に自ら（下記の代理記載制度の該当者を除く。）候補者名等を記載し、区選挙管理委員会へ郵送してください。（投票用紙の送付及び返送は、必ず郵便等での手続きとなります。）
- ⑤ 要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日までです。（要介護者以外の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から7年です。）期限が切れた場合は、再交付の申請が必要になります。

■郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、さらに次の要件にも該当する方は、**事前に**、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する人）に、指示する候補者名等を代理記載させ、投票することができます。

【対 象 者】	身体障害者手帳の交付を受けている方	上肢または視覚の障害の程度が1級
	戦傷病者手帳の交付を受けている方	上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで

【必要な手続】 区選挙管理委員会に**事前**の申請、届出等の手続きが必要になります。

郵便等投票証明書の交付を受けていない方で要件に該当し、郵便等投票証明書の交付申請と同時に代理記載の申請をされる方は、本人の署名が要らない代理記載制度用の交付申請書をご利用ください。

代理記載制度を利用するための申請・届出等に必要な諸用紙は、区選挙管理委員会に請求するほか、横浜市のホームページからもダウンロードできます。

郵便等による不在者投票制度

検索



【問合せ先】 お住まいの区選挙管理委員会（区役所総務課統計選挙係内 ※裏表紙：区代表電話）

(2) 点字シール

ご希望の方には、選挙時に郵送する投票のご案内に「点字シール（選挙期日、選挙の種類、投票所）」をお貼りします。

【必要な手続】 ご希望の方はお住まいの区選挙管理委員会（区役所総務課統計選挙係内）にお申し出ください。手続は電話だけで完了します。

【問合せ先】 お住まいの区選挙管理委員会（区役所総務課統計選挙係内 ※裏表紙：区代表電話）

14 療育・教育

療育等

(1) 地域療育センター

身 知

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する相談・診療・指導訓練等を行っています。

名 称	所 在 地	電 話	FAX	最寄駅	担当区域
横浜市東部地域療育センター	〒221-0044 神奈川区東神奈川 1-29	441-7711	441-7011	JR 東神奈川駅 京急線京急東神奈川駅	鶴見・神奈川
横浜市中部地域療育センター	〒232-0007 南区清水ヶ丘 49	253-0358	253-0378	京急線南太田駅 地下鉄吉野町駅	西・中・南
よこはま港南地域療育センター	〒234-0056 港南区野庭町 631	882-1210	882-1211	地下鉄上永谷駅又は JR 港南台駅からバス	港南・栄
横浜市西部地域療育センター	〒240-0035 保土ヶ谷区今井町 743-2	353-6933	353-6934	相鉄線二俣川駅又は JR 保土ヶ谷駅からバス	保土ヶ谷・旭・瀬谷
横浜市南部地域療育センター	〒235-0033 磯子区杉田 5-32-20	774-3831	772-6227	JR 新杉田駅 京急線杉田駅	磯子・金沢
地域療育センター あおば	〒225-0022 青葉区黒須田 34-1	978-5112	978-5113	東急田園都市線・地下鉄 あざみ野駅からバス	青葉
横浜市北部地域療育センター	〒224-0062 都筑区葛が谷 16-3	942-3451	942-8501	地下鉄都筑ふれあいの丘 駅	緑・都筑
横浜市戸塚地域療育センター	〒244-0805 戸塚区川上町 4-4	825-1181	825-1185	JR 東戸塚駅	戸塚・泉
横浜市総合リハビリテーションセンター	〒222-0035 港北区鳥山町 1770	473-0666	473-0956	JR・地下鉄・相鉄線・ 東急新横浜線新横浜駅	港北

※ご希望により、他の区域のセンターを利用することもできます。お住まいの区を担当するセンターまでお問い合わせ下さい。

(2) 小児療育相談センター

知

主に中学生から青年期までの発達に関する診療相談と生活等に視点をあてた支援、学校等との連携した支援を行っています。

【所 在 地】 〒221-0822 神奈川区西神奈川 1-9-1

【最 寄 駅】 JR 東神奈川駅、京急線京急東神奈川駅、東急東横線東白楽駅

【電 話】 321-1721 (代) 【FAX】 321-3037

(3) 児童発達支援・放課後等デイサービス

身 知 精

指定事業所に通所し、個別療育・集団療育・創作活動等の支援を受けることができます。

【対 象 者】 在宅の身体障害児・知的障害児・精神障害児・難病等対象児

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(4) 保育所等訪問支援

身 知 精

集団生活を安心・安定して過ごしていくことを目的として、保育所、幼稚園、学校等に事業所の担当者が訪問し、集団生活適応のための支援を受けることができます。また、訪問先のスタッフに対して支援方法の提案等を行います。

【対 象 者】 (保育所、幼稚園、学校等に通っている) 在宅の身体障害児・知的障害児・精神障害児・難病等対象児

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(5) 居宅訪問型児童発達支援

身 知

訪問支援員による居宅への訪問を受け、個別療育等の支援を受けることができます。

(※障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案が必須)

【対 象 者】 人工呼吸器を装着している等、重度の障害の状態のため、障害児通所支援事業所へ通うために外出することが著しく困難であると認められる在宅の障害児

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※（３）児童発達支援・放課後等デイサービス、（４）保育所等訪問支援、（５）居宅訪問型児童発達支援については、横浜市ホームページの事業所一覧をご覧ください。

障害児通所支援

検索



(6) 障害児地域訓練会

身 知 精

発達に心配のある子どもとその家族が地域の方の協力を得ながら自主的に活動しています。保育や水泳、外出など、会によってさまざまな活動があります。子どもたちにとっては育ち合う場であり、家族にとっては情報交換・学び合いの場となっています。

【窓 口】 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（４頁）

【活動団体】 下記の 45 団体（令和 6 年 12 月 1 日現在）

区 名	団 体 名	区 名	団 体 名
鶴 見	ひよこ会ひよこグループ、ひよこ会文化クラブ、エンゼルの会、エンゼルの会ジュニア	金 沢	かもめの会（キッズ）
神奈川	麦の会てんとう虫グループ、麦の会就学部訓練会、グループスヌーピー、横浜こぐま園	港 北	あおぞら会保育部、あおぞら会汽車ポッポ、港北ひまわり会、れいんぼー
西	まつぼっくり会学校部、訓練会キャロット	緑	ペガサスの会、虹の会、みらくるの会、竹の子会 うさぎグループ、さくらの会、すみれの会
中	チューリップ		
南	泉の会童童クラブ	青 葉	えくぼめだかくらぶ、えくぼクラブ倶楽部、えくぼ体操教室、ぽかぽかあおば、土っ子の会、FF スイミングクラブ
港 南	すずな会、なずな会、さんき会、港南区地域訓練会「さ・い・た」	都 筑	とまとのおうち、バナナのおうち
保土ケ谷	あひるの会	戸塚・泉	つくしんぼ会保育部、つくしんぼ会グリーンクラブ
旭	めばえ会	栄	あしたばの会幼児訓練会、礎・麻実の会
磯 子	さつき会幼児保育部	瀬 谷	ほっぺ学校部、ほっぺ保育部

(7) 保育所等

保育所、認定こども園等において、障害児の保育・教育を行っています。利用にあたっては、事前にお住まいの区福祉保健センターにお問い合わせください。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(8) 幼稚園

障害児が在園する市内の私立幼稚園等に経費を助成しています。

【窓 口】 こども青少年局保育・教育運営課 【電 話】 671-2085 【F A X】 664-5479

放課後児童育成

(1) 放課後キッズクラブ

市立小学校内で実施している「放課後キッズクラブ」では、当該実施校の個別支援級に在籍する児童のほか、当該実施校区に居住し特別支援学校等に通学する児童も利用することができます。

利用に関する詳細は、各放課後キッズクラブ又はお住まいの区の福祉保健センターにお問い合わせください。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(2) 放課後児童クラブ

地域で実施されている「放課後児童クラブ」では、市立小学校の個別支援級に在籍する児童や特別支援学校等に在籍する児童を受け入れている場合があります。

利用に関する詳細は、各放課後児童クラブ又はお住まいの区の福祉保健センターにお問い合わせください。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール

特別支援学校はまっ子ふれあいスクールでは、原則として当該特別支援学校等の小学部及び中学部に通学し、利用を希望する児童・生徒を対象に放課後の居場所を提供しています。

【対象校一覧】

名 称	所 在 地	電話・FAX
盲特別支援学校 はまっ子ふれあいスクール	〒 221-0005 神奈川区松見町 1-26 盲特別支援学校内	432-7517
港南台ひの特別支援学校 はまっ子ふれあいスクール	〒 234-0054 港南区港南台 5-3-2 港南台ひの特別支援学校内	832-3677
ろう特別支援学校 はまっ子ふれあいスクール	〒 240-0067 保土ヶ谷区常盤台 81-1 ろう特別支援学校内	336-1181
県立金沢支援学校 はまっ子ふれあいスクール	〒 236-0051 金沢区富岡東 2-6-1 金沢支援学校内	771-1500
本郷特別支援学校 はまっ子ふれあいスクール	〒 247-0007 栄区小菅ケ谷 3-37-12 本郷特別支援学校内	894-3019

利用に関する詳細は、各特別支援学校はまっ子ふれあいスクール又はこども青少年局にお問い合わせください。

【窓 口】 こども青少年局放課後児童育成課 【電 話】 671-4446 【FAX】 663-1926

教育に関する相談窓口

(1) 特別支援教育総合センター

身 知

特別な支援を必要とする児童・生徒（小学1年生～中学3年生）及び年長児（新小学1年生）のふさわしい学びの場について、教育相談員、心理判定員、理学療法士、作業療法士などが、相談を行っています。

【事務室所在地】 〒 240-0044 保土ヶ谷区仏向町 845-2 【最寄駅】 相鉄線和田町駅

【電 話】 336-6020 【FAX】 333-1455

(2) 教育総合相談センター

身 知 精

不登校、友人関係、学習、進路など教育に関する相談や「いじめ」等に関する悩みの相談を受け付けるとともに、臨床心理士や精神科医師等の専門家による相談も行っています。

【問合せ先】 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

【電 話】 671-3724 【FAX】 671-1215

【相談内容】

①一般教育相談	月～金曜日 (祝日・振替休日等を除く) 午前 9 時～午後 5 時	【電話相談】 624-9414 小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシュアルハラスメントなど、学校生活上の困りごと
② 24 時間子ども SOS ダイヤル	365 日 24 時間	【電話相談】 0120-078-310 いじめを受けたり見かけたりしたときや、様々な悩みごと
③心理相談、医療相談 (予約制)	月～金曜日(祝日・振替休日等を除く) 午前 9 時～午後 5 時	【面 接】 ご利用について、まずは学校のカウンセラーにご相談ください。
④学校生活あんしん ダイヤル	火～金曜日(祝日・振替休日等を除く) 午前 9 時～午後 5 時	【電話相談】 624-9081 いじめや不登校など、学校に相談しにくい困りごと

(3) 視覚障害児・重度の聴覚障害児の教育相談

身

視覚に障害のある子ども・重度の聴覚障害のある子どもの教育相談については、それぞれ横浜市立盲特別支援学校、横浜市立ろう特別支援学校で乳幼児期からの相談を実施していますので、ご相談ください。

県内特別支援学校一覧

身 知

表の見方について

- ・学部
 - 幼：幼稚園
 - 小：小学部
 - 中：中学部
 - 高：高等部本科
 - 専：高等部専攻科
 - ・教育部門
 - 視：視覚障害教育部門
 - 聴：聴覚障害教育部門
 - 知：知的障害教育部門
 - 肢：肢体不自由教育部門
 - 病：病弱教育部門
- の略
- 注意 高等部病弱教育部門は訪問教育のみ

学校名	設置学部					所在地	電話番号 F A X
	幼	小	中	高	専		
神奈川県立							
平塚盲学校	視	視	視	視	視	〒 254-0047 平塚市追分 10-1	0463-31-0948 0463-31-5996
平塚ろう学校	聴	聴	聴	聴	聴	〒 254-0074 平塚市大原 2-1	0463-32-0129 0463-32-1646
鶴見支援学校		知	知	知		〒 230-0071 横浜市鶴見区駒岡 4-40-1	045-573-4787 045-584-8502
鶴見支援学校岸根分教室 〔岸根高校内〕				知		〒 222-0034 横浜市港北区岸根町 370	045-439-3050 045-401-0138

学校名	設置学部					所在地	電話番号 F A X
	幼	小	中	高	専		
横浜南支援学校		病	病	病		〒 232-0066 横浜市南区六ツ川 2-138-4	045-712-4046 045-742-9710
保土ヶ谷支援学校		知	知	知		〒 240-0026 横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-8-1	045-714-0126 045-742-9716
保土ヶ谷支援学校舞岡分教室 〔舞岡高校内〕				知		〒 244-0814 横浜市戸塚区南舞岡 3-36-1	045-823-9654 045-825-5412
保土ヶ谷支援学校横浜平沼 分教室〔横浜平沼高校内〕				知		〒 220-0073 横浜市西区岡野 1-5-8	045-328-2010 045-328-2011
金沢支援学校		知・ 肢	知・ 肢	知・ 肢		〒 236-0051 横浜市金沢区富岡東 2-6-1	045-770-0456 045-775-4121
金沢支援学校横浜氷取沢分 教室〔横浜氷取沢高校内〕				知		〒 235-0043 横浜市磯子区氷取沢町 938-2	045-778-1065 045-778-1066
みどり支援学校		知	知	知		〒 226-0002 横浜市緑区東本郷 5-18-1	045-471-7941 045-474-4707
みどり支援学校新栄分教室 〔新栄高校内〕				知		〒 224-0035 横浜市都筑区新栄町 1-1	045-591-6443 045-591-6472
瀬谷支援学校		知	知	知		〒 246-0005 横浜市瀬谷区竹村町 28-1	045-302-1616 045-304-2950
瀬谷支援学校大和東分教室 〔大和東高校内〕				知		〒 242-0011 大和市深見 1760	046-264-2061 046-264-2062
瀬谷支援学校大和南分教室 〔大和南高校内〕				知		〒 242-0014 大和市上和田 2557	046-279-6577 046-279-6578
三ツ境支援学校		肢	肢	知・ 肢		〒 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 468	045-365-3711 045-361-9695
三ツ境支援学校横浜緑園分 教室〔横浜緑園高校内〕				知		〒 245-0003 横浜市泉区岡津町 2667	045-811-5231 045-811-5232
中原支援学校		肢	肢	知・ 肢		〒 211-0035 川崎市中原区井田 3-13-1	044-755-1632 044-752-7786
中原支援学校住吉分教室 〔住吉高校内〕				知		〒 211-0021 川崎市中原区木月住吉町 34-1	044-430-1016 044-430-1017
高津支援学校		知	知	知		〒 213-0035 川崎市高津区向ヶ丘 16	044-865-0477 044-877-2626
高津支援学校生田東分教室 〔生田東高校内〕				知		〒 214-0038 川崎市多摩区生田 4-32-1	044-931-1020 044-931-1020
高津支援学校川崎北分教室 〔川崎北高校内〕				知		〒 216-0003 川崎市宮前区有馬 3-22-1	044-870-1040 044-870-1041
麻生支援学校		知・ 肢	知・ 肢	知・ 肢		〒 215-0013 川崎市麻生区王禅寺 303-1	044-980-4850 044-986-2517

学校名	設置学部					所在地	電話番号 F A X
	幼	小	中	高	専		
麻生支援学校元石川分教室 〔元石川高校内〕				知		〒 225-0004 横浜市青葉区元石川町 4116	045-905-0037 045-905-0038
津久井支援学校		知・ 肢	知・ 肢	知・ 肢		〒 252-0175 相模原市緑区若柳 44	042-684-4860 042-684-4861
相模原支援学校		知	知	知		〒 252-0336 相模原市南区当麻 814	042-778-0331 042-778-4957
相模原支援学校橋本分教室 〔橋本高校内〕				知		〒 252-0143 相模原市緑区橋本 8-8-1	042-700-1621 042-774-0870
岩戸支援学校				知・ 肢		〒 239-0844 横須賀市岩戸 5-6-5	046-839-4500 046-849-3200
武山支援学校		知・ 肢	知・ 肢	知・ 肢		〒 238-0313 横須賀市武 3-35-1	046-856-5800 046-857-6367
武山支援学校津久井浜分教室 〔津久井浜高校内〕				知		〒 239-0843 横須賀市津久井 4-4-1	046-848-2137 046-848-2147
平塚支援学校		知・ 肢	知・ 肢	知・ 肢		〒 259-1215 平塚市寺田縄 590	0463-58-0456 0463-59-4248
湘南支援学校		知	知	知		〒 254-0061 平塚市御殿 4-14-1	0463-34-7212 0463-34-8707
鎌倉支援学校		肢	肢	知・ 肢		〒 247-0075 鎌倉市関谷 566	0467-45-1482 0467-43-4804
鎌倉支援学校金井分教室 〔金井高校内〕				知		〒 244-0845 横浜市栄区金井町 100	045-852-4722 045-852-4738
藤沢支援学校		知	知	知		〒 252-0813 藤沢市亀井野 2547-19	0466-82-8101 0466-83-3520
藤沢支援学校鎌倉分教室 〔鎌倉高校内〕				知		〒 248-0026 鎌倉市七里ガ浜 2-21-1	0467-32-8721 0467-32-8722
小田原支援学校		知・ 肢	知・ 肢	知・ 肢		〒 250-0865 小田原市蓮正寺 1021	0465-37-2755 0465-37-5356
小田原支援学校 湯河原校舎		知・ 肢	知・ 肢	知・ 肢		〒 259-0301 足柄下郡湯河原町中央 2-21-3	0465-60-1800 0465-60-1805
小田原支援学校大井分教室 〔大井高校内〕				知		〒 258-0017 足柄上郡大井町西大井 984-1	0465-86-0040 0465-86-0041
茅ヶ崎支援学校		知・ 肢	知・ 肢	知・ 肢		〒 253-0083 茅ヶ崎市西久保 29-1	0467-57-5379 0467-57-5371
秦野支援学校		病 知 肢	病 知 肢	病 知 肢		〒 257-0025 秦野市落合 500	0463-81-0948 0463-83-4118
秦野支援学校末広校舎 〔秦野市立末広小学校敷地内〕		知	知			〒 257-0037 秦野市末広町 6-6	0463-82-3551 0463-80-2700

学校名	設置学部					所在地	電話番号 F A X
	幼	小	中	高	専		
伊勢原支援学校		知	知	知		〒 259-1116 伊勢原市石田 1390	0463-93-7916 0463-96-2457
伊勢原支援学校伊志田分教室〔伊志田高校内〕				知		〒 259-1116 伊勢原市石田 1356-1	0463-93-0082 0463-93-0083
座間支援学校		肢	肢	知・肢		〒 252-0029 座間市入谷西 5-10-1	046-255-2251 046-252-5379
座間支援学校有馬分教室〔有馬高校内〕				知		〒 243-0424 海老名市社家 5-27-1	046-238-1349 046-238-1359
座間支援学校相模向陽館分教室〔相模向陽館高校内〕				知		〒 252-0003 座間市ひばりが丘 3-58-1	046-298-0038 046-298-0039
相模原中央支援学校	視・聴	視聴知肢	視聴知肢	知・肢		〒 252-0221 相模原市中央区高根 1-5-36	042-768-8510 042-768-8519
横浜ひなたやま支援学校				知		〒 246-0034 横浜市瀬谷区南瀬谷 2-20	045-300-5611 045-303-2330
えびな支援学校		知・肢	知・肢	知・肢		〒 243-0422 海老名市中新田 4-5-1	046-292-5612 046-292-5620
あおば支援学校		知・肢	知・肢	知・肢		〒 227-0041 横浜市青葉区上谷本町 109	045-978-1161 045-978-1160
横浜市立							
盲特別支援学校	視	視	視	視	視	〒 221-0005 横浜市神奈川区松見町 1-26	045-431-1629 045-423-0284
ろう特別支援学校	聴	聴	聴	聴		〒 240-0067 横浜市保土ヶ谷区常盤台 81-1	045-335-0411 045-333-4807
港南台ひの特別支援学校		知	知	知		〒 234-0054 横浜市港南区港南台 5-3-2	045-830-5826 045-830-5753
本郷特別支援学校		知	知	知		〒 247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷 3-37-12	045-894-2952 045-894-2954
日野中央高等特別支援学校				知		〒 234-0053 横浜市港南区日野中央 2-25-3	045-844-3015 045-846-8448
二ツ橋高等特別支援学校				知		〒 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 470	045-391-2131 045-391-2193
上菅田特別支援学校		肢	肢	肢		〒 240-0051 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 462	045-382-0420 045-382-0413
中村特別支援学校		肢	肢	肢		〒 232-0033 横浜市南区中村町 4-269-1	045-261-9863 045-261-9872
若葉台特別支援学校		肢	肢	知・肢		〒 241-0801 横浜市旭区若葉台 2-1-1	045-923-1300 045-923-1305
北綱島特別支援学校		肢	肢	肢		〒 223-0053 横浜市港北区綱島西 5-14-54	045-545-0126 045-545-0146

学校名	設置学部					所在地	電話番号 F A X
	幼	小	中	高	専		
東俣野特別支援学校		肢	肢	肢		〒 245-0065 横浜市戸塚区東俣野町 1103-1	045-851-9631 045-851-9632
浦舟特別支援学校		病	病			〒 232-0024 横浜市南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 11 階	045-243-2624 045-243-2625
左近山特別支援学校		肢	肢	肢		〒 241-0831 横浜市旭区左近山 1011	045-352-1580 045-352-1582
川崎市立							
聾学校	聴	聴	聴	聴		〒 211-0053 川崎市中原区上小田中 3-10-5	044-766-6500 044-766-5174
中央支援学校		病 知 肢	病 ・ 知	知		〒 213-0011 川崎市高津区久本 3-7-1	044-844-1275 044-822-7072
中央支援学校分教室 〔聾学校内〕				知		〒 211-0053 川崎市中原区上小田中 3-10-5	044-755-5666 044-755-5666
田島支援学校本校				知 ・ 肢		〒 210-0853 川崎市川崎区田島町 20-5	044-355-1240 044-333-6103
田島支援学校桜校		知 ・ 肢	知 ・ 肢			〒 210-0832 川崎市川崎区池上新町 1-1-3	044-299-2861 044-299-2874
横須賀市立							
ろう学校	聴	聴	聴	聴		〒 238-0023 横須賀市森崎 5-13-1	046-834-1172 046-834-0096
養護学校		肢	肢			〒 239-0844 横須賀市岩戸 5-6-4	046-849-6465 046-849-6559
藤沢市立							
白浜養護学校		知	知	知		〒 251-0046 藤沢市辻堂西海岸 1-2-2	0466-33-1500 0466-37-1066
国立大学法人							
筑波大学附属久里浜特別支援学校	知	知				〒 239-0841 横須賀市野比 5-1-2	046-848-3441 046-848-3740
横浜国立大学教育学部附属特別支援学校		知	知	知		〒 232-0061 横浜市南区大岡 2-31-3	045-742-2291 045-743-4746
私立							
横浜訓盲学院	視	視	視	視	視	〒 231-8674 横浜市中区竹之丸 181	045-641-2626 045-641-2627
聖坂支援学校		知	知	知	知	〒 231-0862 横浜市中区山手町 140	045-622-2974 045-622-2923

15 訓 練

(1) リハビリ教室

身

中途障害者地域活動センターにおいて、心身機能及び体力維持、仲間づくり・交流プログラム等を実施しています。

【対 象 者】 おおむね 40 歳～ 64 歳の脳血管疾患の後遺症等による在宅の中途障害者で退院後間もない方、閉じこもりの方またはその恐れのある方など

【窓 □】 各区福祉保健センター（裏表紙）又は中途障害者地域活動センター（39 頁）

(2) 社会参加訓練

身

事 業 名	対 象 者	内 容	窓 □
ろうあ者日曜教室	聴覚障害者	社会生活に必要な知識の習得や情報提供などの教室を開催しています。	横浜市障害者社会参加推進センター（下記参照）
音声機能障害者発声訓練	病気などにより喉頭を摘出した音声・言語機能障害者	日常における会話が可能となるよう食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練などを行っています。	
中途失聴者コミュニケーション教室	中途失聴者・難聴者	手話を学ぶための教室を開催しています。	
オストメイト健康教室	ストーマ造設者等	医療講演会、専門職による個別相談会、ストーマ装具メーカー等による展示会を開催しています。情報交換の場として相談・交流会も実施しています。	
車椅子ライフセミナー	脊髄損傷者等	日常生活に必要な知識などの講演会等を開催しています。	
腎不全者栄養教室	腎不全者	透析患者の栄養管理と医療に関する教室（講習会）を開催しています。	
視覚障害者社会・家庭生活等生活訓練	視覚障害者	料理教室やパソコン教室、スポーツ教室など家庭生活・社会生活に必要な訓練を行います。	
補装具着用訓練	肢体不自由者	補装具着用者等の体力増進、機能回復のための講習会等を行います。	
呼吸器機能障害者生活訓練教室	呼吸器機能障害者及び家族等	呼吸器機能障害者への理解、日常生活における対処法の習得などのための講演会等を開催します。	
障害者パソコン講習会	障害者とその家族及びボランティア	パソコンやタブレット端末の基本操作や文書作成等を学びます。	
障害者パソコン相談室	障害者とその家族及びボランティア	パソコンやタブレット端末に関する相談（操作方法や周辺機器の設置・接続方法等）に応じます。	
脳性マヒ者等ふれあいセミナー	脳性マヒ者等全身性障害者	全身性障害者が自立して地域で生活をするため、障害者と健常者の交流を図るための研修会を開催しています。	
中途失明者緊急生活訓練	視覚障害者	見えない・見えにくいことによる日常生活の困難を軽減するために、「歩くときの工夫や技術」、「スマートフォンやパソコンを見えやすくしたり、見えなくても操作出来る技術」、「生活の中の工夫」などを身につけるための支援のほか、情報提供・相談を行います。	横浜訓盲院生活訓練センター 641-3939
映像（手話・字幕付き DVD）の制作・貸出	聴覚障害者	聴覚障害者向けの映像の制作を行っています。また無料で字幕や手話のついた DVD 等を貸出ししています。	横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設（6 頁）
神奈川県聴覚障害者福祉センター各種講座	神奈川県内の聴覚障害児・者	趣味、教養などの各種講座を行います。	神奈川県聴覚障害者福祉センター（6 頁）
神奈川県聴覚障害者福祉センター聴能言語・読話・発音・手話指導	神奈川県内の聴覚障害児・者	乳幼児を対象に、聞こえや言葉、コミュニケーションに対する助言指導を行います。聴覚障害者には、検査に並行して聴能訓練・読話・発音・手話指導を行います。	

■横浜市障害者社会参加推進センター

障害者自らが、地域における自立生活と社会参加を推進するための活動を行っています。

【所在地】 〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3 階
公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会内

【最寄駅】 JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅

【電 話】 475-2060 【F A X】 475-2064

就労に関する相談・支援機関

(1) 横浜市障害者就労支援センター

身 知 精

障害のある方の求職活動の支援や、就職後の職場定着支援を行っています。

【対 象】市内在住の障害児・者

居住区を問わず、どの就労支援センターでも相談ができます。

※横浜市精神障害者就労支援センター（ぱーとなー）は精神障害者を対象としています。

【利用方法】事前に電話または FAX で申し込んでください。

名 称	所 在 地	電 話	F A X	最 寄 駅
横浜東部 就労支援センター	〒 221-0045 神奈川区神奈川 2-14-17 加瀬ビル 3 階 301	450-5181	450-5185	JR 東神奈川駅 京急線京急東神奈川駅
横浜南部 就労支援センター	〒 235-0032 磯子区新杉田町 8-8 ハマシップモール 4 階	775-1566	349-3740	JR・シーサイドライン 新杉田駅、京急線杉田駅
横浜北部 就労支援センター	〒 226-0019 緑区中山 1-6-1 ミヨシズ・シードビル 405	937-3384	937-2778	JR・地下鉄中山駅
横浜西部 就労支援センター	〒 241-0835 旭区柏町 36-15 柏ハーモニビル 202	390-3119	390-3129	相鉄線南万騎が原駅
横浜戸塚 就労支援センター	〒 244-0003 戸塚区戸塚町 4111 吉原ビル 2 階	869-2323	865-3172	JR・地下鉄戸塚駅
横浜中部 就労支援センター	〒 220-0023 西区平沼 1-38-3 横浜エム・エスビル 4 階	350-2044	350-2644	横浜駅、地下鉄高島町 駅、相鉄線平沼橋駅、 京急線戸部駅
横浜上大岡 就労支援センター	〒 233-0002 港南区上大岡西 1-19-20 ワットビル 104	844-4402	844-4403	京急線・地下鉄 上大岡駅
横浜日吉 就労支援センター	〒 223-0051 港北区箕輪町 2-2-2 ケイケイビル 2 階	560-1801	560-1808	東急東横線・地下鉄 日吉駅
横浜市精神障害者 就労支援センター (ぱーとなー)	〒 222-0035 港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 1 階	475-0142	475-0106	JR・地下鉄・相鉄線・ 東急新横浜線 新横浜駅

※横浜戸塚就労支援センターは国と県から「障害者就業・生活支援センター事業」を受託し「横浜市障害者就業・生活支援センター スタート」を併設しています。

横浜市障害者就労支援センターの写真や地図、ホームページへのリンクは下記ページをご覧ください。

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/shuro/syuro-sodan-shien/syuroshien-center.html>

就労支援センター

検索



(2) 公共職業安定所（ハローワーク）

身 知 精

障害のある方の職業紹介については、専門の職員・相談員が求職受理に始まり、個々の状況に応じたきめ細やかな職業相談、職業紹介等のサービスを行っています。

なお、各公共職業安定所には手話協力員が配置されています。配置日・配置時間は各公共職業安定所にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話	FAX	最寄駅	担当区域
川崎公共職業安定所	〒 210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	044- 244-8609(代)	044- 233-4343	JR 川崎駅 京急線京急川崎駅	鶴見
横浜公共職業安定所	〒 231-0001 中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 1 階・2 階	663-8609(代)	201-6284	みなとみらい線馬 車道駅または日本 大通り駅、JR 線桜 木町駅、横浜市営 バス本町 4 丁目	神奈川、西、 中、南、港南、 保土ケ谷、旭、 磯子
横浜南公共職業安定所	〒 236-8609 金沢区寺前 1-9-6	788-8609(代)	782-9087	京急線金沢文庫駅 または金沢八景駅、 シーサイドライン 海の公園南口駅	金沢
港北公共職業安定所	〒 222-0033 港北区新横浜 3-24-6	474-1221(代)	474-0878	JR・地下鉄・相鉄 線・東急新横浜線 新横浜駅	港北、緑、青 葉、都筑
戸塚公共職業安定所	〒 244-8560 戸塚区戸塚町 3722	864-8609(代)	864-7291	JR・地下鉄 戸塚駅	戸塚、栄、泉、 瀬谷

(3) 神奈川障害者職業センター

身 知 精

就労を希望する障害のある方や、障害のある方を雇用しようとする事業主などに対し、相談や支援を行っています。 ※相談は予約制です。障害者手帳の有無は問いません。

【住 所】 〒 252-0315 相模原市南区桜台 13-1

【最 寄 駅】 小田急線小田急相模原駅から徒歩 20 分またはバス 10 分「第一住宅（相模原市）」下車

【電 話】 042-745-3131 【F A X】 042-742-5789

【支援内容】 ①職業相談・評価・職業リハビリテーション計画策定
②職業準備支援（作業支援・職業準備講習・発達障害者及び精神障害者向けのプログラム）
③職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
④リワーク（職場復帰）支援
⑤「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく知的障害者判定、重度知的障害者判定
⑥事業主に対する障害者の雇用管理等についての助言、援助
⑦関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助

【窓 口】 センターへ電話連絡、または公共職業安定所（ハローワーク）（96 頁）

(4) 神奈川障害者職業能力開発校

身

知

精

- 【期 間】 6 か月、1 年（4 月・10 月入校、年間定員 150 名）
- 【内 容】 総合CAD・ITチャレンジ・Web・DTP 制作（身体・精神障害者対象）、ビジネスサポート（視覚障害者対象）、ビジネスキャリア（身体・知的障害者対象）、総合実務（知的障害者対象）、ビジネス実務・サービス実務（精神障害者対象）
- 【費 用】 無料（教科書代・昼食代等は自己負担）
- 【見 学】 事前に神奈川障害者職業能力開発校へ
- 【住 所】 〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1
- 【最 寄 駅】 小田急線小田急相模原駅からバス（北里大学病院・北里大学行き等）乗車 10 分「第一住宅」下車徒歩 3 分
- 【電 話】 042-744-1243
- 【F A X】 042-740-1497
- 【申 込】 公共職業安定所（ハローワーク）（96 頁）へ
- ※雇用保険受給者等で一定の条件を満たす方が公共職業安定所の受講指示により、入校すると手当が支給されます。
- ※県内各地においても民間委託による「トライ！」として、短期間の職業訓練を行っています。

(5) 神奈川能力開発センター

知

- 【期 間】 2 年間（1 学年 30 名）
- 【内 容】 1 年次：職業基礎科（加工、運搬、清掃、接客、介護、パソコン等）
2 年次：総合加工技術コース、施設管理技術コース、物流販売技術コース
2 年間の職業訓練と寮生活における生活訓練によって職業的自立を目指します。2 年次には公共職業安定所のあっせんにより就職活動を行ないます。
※寮は（福）寿徳会キャンパス秦野（自立訓練宿泊型） 電話（0463-75-5430）
- 【費 用】 訓練費用は無料。寮の利用料や食費及び交通費は自己負担。
- 【見 学】 能力開発センター：原則火・木曜日の午前 10 時から。
キャンパス秦野：原則火・木曜日の午後 2 時から。
電話連絡のうえお越しください。
- 【住 所】 〒259-1101 伊勢原市日向 496
- 【最 寄 駅】 小田急線伊勢原駅北口バス停からバス（日向薬師行き）乗車「洗水」バス停下車徒歩約 3 分
- 【電 話】 0463-96-4555
- 【F A X】 0463-96-4593
- 【対 象 者】 義務教育修了以上で、25 歳未満の知的障害者と判定された方
- 【申 込】 各区福祉保健センター（裏表紙）に相談のうえ、公共職業安定所（96 頁）の専門援助部門担当へ

(6) 就労移行支援・就労継続支援（A 型・B 型）・就労定着支援

支援法 (36、38 頁)

障害者総合支援法に基づき、一般就労等への移行に向けた支援・訓練や、移行後の職場定着等の支援を実施します。

就労に関する制度・事業

(1) ふれあいショップ

身 知 精

ふれあいショップでは、障害のある方の就労の場の確保、市民に対する障害者福祉の理解促進を図ることを目的として、飲食物の提供及び障害福祉サービス事業所等で作る商品等を販売する店舗を公共施設内に設置しています。

【店舗一覧】（6店舗）

名 称	所 在 地	電話・FAX	最 寄 駅	業 種
みなと（臨港パーク内）	〒 220-0012 西区みなとみらい 1-1	223-2055 (FAX) 同上	みなとみらい線みなとみらい駅 JR・地下鉄桜木町駅	喫茶店
愛あい (脳卒中・神経脊椎センター 1 階)	〒 235-0012 磯子区滝頭 1-2-1	753-2197 (FAX) 同上	JR 根岸駅・ 地下鉄弘明寺駅からバス	売 店
ばあーす☆でい (日産スタジアム東ゲート下)	〒 222-0036 港北区小机町 3302-5	476-2487 (FAX) 同上	JR・地下鉄・相鉄線・東急 新横浜線新横浜駅	売 店
ハトポッポ (青葉区総合庁舎 1 階)	〒 225-0024 青葉区市ケ尾町 31-4	972-0872 (FAX) 同上	東急田園都市線市が尾駅	喫茶店
しゅしゅ センター南店 (都筑区総合庁舎 1 階)	〒 224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	942-8887 (FAX) 同上	地下鉄センター南駅	喫茶店
marine blue (マリンブルー) (市庁舎 3 階)	〒 231-0005 中区本町 6-50-10 3 階	211-4514 (FAX) 同上	JR・地下鉄桜木町駅 みなとみらい線馬車道駅	カフェ 刊行物販売

※店舗での就労を希望する方は、直接各店舗にお問合せください。

【事業に関する問合せ】 健康福祉局障害自立支援課 【電 話】 671-3992 【F A X】 671-3566

(2) 雇用創出・啓発

身 知 精

公有財産の活用（貸付等）により、障害者雇用・就労の促進や啓発を行います。

【貸付施設一覧】（1 施設）

名 称	所 在 地	問合せ	最寄駅	業 種
よこはま夢工房浦舟 (浦舟複合福祉施設)	〒 232-0024 南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 9 階	(電話) 232-7631 (FAX) 231-8970	地下鉄 阪東橋駅	特例子会社

(3) その他の就労支援に関する制度・事業

名 称	概 要	問合せ・窓口
共同受注	障害者施設・地域作業所等に作業を発注する企業等の開拓や作業紹介等を行うことで、工賃向上に寄与し、利用者の自立の促進を図っています。 また、企業等からの受注促進や受注に係る調整業務を行う「横浜市障害者共同受注センター」を運営しています。	健康福祉局 障害自立支援課 【電話】 671-3992 【FAX】 671-3566
障害者自主製品 販路拡大 (ハートメイド)	障害者地域作業所などで作ったお菓子類や工芸品、家庭雑貨などの自主製品を「ハートメイド」と名付けて通信販売しています。また、「ふれあいショップ」(98 頁)等の公共施設で、展示・販売しています。	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター (4 頁)
資金の貸付	生活福祉資金（就職支度費）	111 頁をご覧ください

17 医療制度

※自立支援医療の医療機関については、横浜市ホームページでご覧頂けます。

(1) 自立支援医療（育成医療）の給付

身

支援法

身体に障害のある又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、手術等の治療を受けることにより確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において必要な治療等を受けられます。

自己負担は原則1割です。（ただし、所得に応じて月額自己負担額に上限が設けられます。）

なお、一定所得以上の世帯（市町村民税額（所得割（住宅借入金等特別税額控除前の金額））23万5千円以上）に属する方は、公費負担の対象外となります。（経過的特例あり。）

※事前申請が必要です。

【対象者】 18歳未満の肢体不自由、音声・言語機能障害、視聴覚障害、心臓障害（手術を伴う場合）、腎臓障害、先天性内臓障害（手術を伴う場合）等のある方

【必要なもの】 窓口へお問い合わせください。

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(2) 自立支援医療（更生医療）の給付

身

支援法

指定医療機関で、身体の障害を軽減したり機能を回復したりするための医療が受けられます。（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工透析療法、腎移植術、唇顎口蓋裂の歯科矯正、抗HIV療法など）

自己負担は原則1割です。（ただし、所得に応じて月額自己負担額に上限が設けられます。）

なお、一定所得以上の世帯（市町村民税額（所得割（住宅借入金等特別税額控除前の金額））23万5千円以上）に属する方は、公費負担の対象外となります。（経過的特例あり。）

※事前申請が必要です。また、継続申請は3か月前から可能です。

【対象者】 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

【必要なもの】 窓口へお問い合わせください。

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精

支援法

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担されます。

自己負担は原則1割です。（ただし、所得に応じて月額自己負担額に上限が設けられます。）

なお、一定所得以上の世帯（市町村民税額（所得割（住宅借入金等特別税額控除前の金額））23万5千円以上）に属する方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

※事前申請が必要です。また、継続申請は3か月前から可能です。

【対象者】 通院により精神疾患の継続的な治療を受けている方

【必要なもの】 横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センターへお問い合わせください。

【申請先】 ①郵送申請：横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター

（〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10、電話671-3623）

②窓口申請：各区福祉保健センター（裏表紙）

③オンライン申請（一部申請のみ）：横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター（電話671-3623）

自立支援医療（精神通院医療）オンライン申請

検索



(4) 重度障害者医療費の助成

身 知 精

病院などで診療を受けた場合に、保険診療の一部負担金を助成します。

【対象者】 ①身体障害者手帳1・2級の方

②愛の手帳（療育手帳）A1・A2の方（手帳の交付は受けていないが、児童相談所又は障害者更生相談所で知能指数が35以下と判定された方も対象となります。）

③身体障害者手帳3級の方で、かつ、愛の手帳（療育手帳）B1の方（手帳の交付は受けていないが、児童相談所又は障害者更生相談所で知能指数が36以上50以下と判定された方も対象となります。）

④精神障害者保健福祉手帳1級の方（ただし入院費用は除きます）

※ただし、生活保護を受けている方は対象となりません。

【必要なもの】 身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）など判定内容が確認できる書類、健康保険証または健康保険の内容が確認できるもの（「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等）
詳しくは窓口へお問い合わせください。

【窓口】 各区福祉保健センター保険年金課給付担当（裏表紙）

(5) ひとり親家庭等医療費の助成

身 知 精

病院などで診療を受けた場合に、保険診療の一部負担金を助成します。

【対象者】 母子家庭、父子家庭もしくは、母親、父親、又は両親が一定の基準の障害を有する場合（児童扶養手当（106頁）と同一の基準）で、18歳になった日以後最初の3月31日までの児童（その児童が中程度以上の障害を有する場合、または高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで。）がいる家庭、またはその児童を養育している家庭。ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

①生活保護を受けている方

②児童福祉施設などに入所している場合（里親、里子を含む）

③他の医療費助成事業により医療費の助成を受けている方

④次の所得制限以上の方（前々年分所得額）

加算対象扶養親族等の数	父又は母（養育者）	配偶者・扶養義務者等
1人	246万円	274万円
2人	284万円	312万円

※扶養が1人増すごとに38万円加算

【必要なもの】 身体障害者手帳等、戸籍謄本、健康保険証または健康保険の内容が確認できるもの（「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等）
詳しくは窓口へお問い合わせください。

【窓口】 各区福祉保健センター保険年金課給付担当（裏表紙）

(6) 精神障害者入院医療援護金

精

下記対象者に、1か月1万円を助成します。

【対象者】 精神科病院又は一般病院の精神科病棟に入院している精神障害者（入院日数や所得制限などの条件があります。）

【必要なもの】 申請書、住民票※、市・県民税（非）課税証明書※
※横浜市で情報が確認できる方は提出を省略できます。
詳しくは申請窓口へお問い合わせください。

【案内窓口】 入院先の病院又は申請窓口

【申請窓口】 健康福祉局こころの健康相談センター 【電話】 671-2415 【FAX】 662-3525

(7) 小児慢性特定疾病医療の給付

次の病気で治療を受けた場合（疾病ごとに状態の基準があります。）の医療費の一部を助成します。

【対象者】 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患の各疾患に罹患している18歳未満の方（ただし20歳未満まで年齢延長できます。）

【必要なもの】 医師の意見書等 詳しくは窓口へお問い合わせください。

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(8) 特定医療費（指定難病）助成制度

下記の対象者に指定医療機関における当該難病の治療に係る医療費の一部を助成します。

【対象者】 厚生労働大臣が指定した難病（指定難病）に罹患しており、一定の基準を満たしている方

【必要なもの】 所定の医師の診断書等 詳しくは窓口へお問い合わせください。

【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(9) 後期高齢者医療制度

身

知

精

75歳以上の方を対象とした医療保険制度ですが、次に該当する方は、神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより、医療の給付を受けることができます。

なお、この制度による医療の給付を受けるためには、現在ご加入の国民健康保険や健康保険組合などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。ただし、生活保護もしくは、中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている方は、加入することはできません。

【対象者】 65歳以上75歳未満の医療保険加入者で、次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1～3級の方

②身体障害者手帳4級で次のいずれかに該当する方

ア 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害のある方

イ 両下肢のすべての指を欠く方

ウ 1下肢を下腿の2分の1以上欠く方

エ 1下肢の機能の著しい障害のある方

③愛の手帳（療育手帳）A1・A2の方

④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

⑤1・2級の障害基礎年金を受けている方

【必要なもの】 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、年金証書等健康保険証または健康保険の内容が確認できるもの（「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等）、重度障害者医療証（交付されている方のみ）

※詳しくは、窓口へお問い合わせください。

【窓口】 各区福祉保健センター保険年金課（裏表紙）

(10) 進行性筋萎縮症児・者関連事業

身

医療機関の専門スタッフ等による検診、訓練等を行います。

【対象者】 進行性筋萎縮症・筋ジストロフィー症児・者及びその疑いのある方

【実施機関】 神奈川県筋ジストロフィー協会

【窓口】 神奈川県筋ジストロフィー協会横浜支部（126頁）

(11) 心身障害児・者の歯科診療

身

知

精

心身障害児・者の歯科診療を、横浜市歯科保健医療センター及び協力医療機関において行っています。
窓口・問合せについては以下にご連絡下さい。

●横浜市歯科保健医療センター

【診療時間】午前9時～午後5時（予約制）
（月～土曜日）

【所在地】中区相生町 6-107

【電話】201-7737

●協力医療機関について

横浜市歯科医師会

【電話】681-1553

(12) 23 価肺炎球菌ワクチン接種費用助成【任意接種】

身

下記対象者に、23 価肺炎球菌ワクチン接種費用のうち 3,000 円を助成します。

※ 23 価肺炎球菌ワクチンを再接種する場合は、十分な期間（おおむね 5 年）を空けることとされています。

【対象者】 10 月 1 日を基準日として、次の (1)(2) 又は (3)(4) に該当する方

※ただし、脾臓摘出患者の方又は公害医療手帳の交付を受けている公害被認定患者の方は別制度の適用があるため対象外です。

(1) 横浜市内に住所を有する、満 5 歳以上 60 歳未満の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓のいずれかの機能の障害に該当する者

(3) 横浜市内に住所を有する、満 60 歳以上 65 歳未満の者

(4) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、ぼうこう若しくは直腸、小腸、肝臓のいずれかの機能の障害に該当する者、及び、心臓、じん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫のいずれかの機能の障害に該当する者のうち 2 級～4 級に該当する者

※ (1)(2) 又は (3)(4) のどちらか一方でも該当から外れた場合は助成の対象にはなりません。

【助成方法】 3 月以降新たに身体障害者手帳（内部疾患）の交付を受けた方に、10 月から順次、3,000 円助成クーポン券をお送りする予定です。

※ワクチンを接種する際には、事前に医療機関にお問い合わせください。また、お問い合わせの際には、クーポン券を利用することをお伝えください。

※ 3,000 円を超える費用は自己負担になります。

※新たに身体障害者手帳の交付を受けた方でも、9 月 30 日以前に接種をした場合は、助成の対象にはなりません。

【再交付】 クーポン券の有効期限切れ、紛失、破損等による場合、クーポン券の再交付を申請することができます。ただし、再交付申請時点で【対象者】の条件を満たしていて、なおかつ、過去 5 年以内に 23 価肺炎球菌ワクチンを接種していない方に限ります。

【問合せ】 健康福祉局障害自立支援課 【電話】 671-3891 【FAX】 671-3566

18 手当・年金・給付金・貸付

(1) 神奈川県在宅重度障害者等手当

身

知

精

横浜市在宅心身障害者手当は平成 22 年 4 月 1 日制度廃止済

対 象 者	8 月 1 日（基準日）現在、県内に引き続き 6 か月以上住所を有し、次の障害要件に該当する方。 ただし基準日の前日までの 1 年間（前年 8 月 1 日～今年 7 月 31 日）に、継続して 3 か月を越えて、施設や病院に入所（院）した方は対象になりません。（有料老人ホーム、グループホームやケアホーム等は対象、20 歳未満の方の入院は対象） 65 歳以上で初めて障害者手帳を取得した方などは、対象になりません。（平成 21 年度に神奈川県在宅重度障害者等手当を受給していた方は、受給可能）
障害要件	次の①または②にあてはまる方 ①次のア～ウのうち、2 つ以上にあてはまる方 ア 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方 イ 愛の手帳（療育手帳）A 1 又は A 2 相当の状態にあると判定された方 ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている方
所得要件	前年の所得が基準以下であること ※所得の基準は、20 歳未満は障害児福祉手当、20 歳以上は特別障害者手当と同じです。 ※各区福祉保健センターにお問い合わせください。
支給金額及び時期	年額 60,000 円 神奈川県から年額を 1 月に支給します。
申請期間	原則として 8 月 1 日から 9 月 10 日まで
必要なもの	障害者手帳等、普通預金口座の通帳、マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、所得状況が確認できるもの（特別障害者手当等で所得現況届を提出済みの方は省略可）
窓 口	各区福祉保健センター（裏表紙）

(2) 特別児童扶養手当

身

知

精

対 象 者	請求日現在、日本国内に住所があり、満 20 歳未満で、法令により定められた程度にある障害（※）を有する児童（以下、「対象児童」という。）を監護する父母、又は養育している方 ※対象児童が精神、知的又は身体障害等で国が法令で定める程度の障害（【別表】政令で定める障害（特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第三）に該当する程度）があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態。 ただし、下記①または②に該当するときは対象となりません。 ①対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき ②対象児童が障害を支給事由とする公的年金等を受けることができるとき
-------	---

障害要件	【別表】政令で定める障害（特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第三）																				
	1 級 ①両目の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ②一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの ⑤両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ⑥両上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦両上肢のすべての指を欠くもの ⑧両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑨両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑩両下肢を足関節以上で欠くもの ⑪体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑫①～⑪のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑪と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑬精神の障害であって、①～⑫と同程度以上と認められる程度のもの ⑭身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が①～⑬と同程度以上と認められる程度のもの 2 級 ①両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ②一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの ⑤両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの ⑥平衡機能に著しい障害を有するもの ⑦咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの ⑧音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑨両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑩両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑪一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑫一上肢のすべての指を欠くもの ⑬一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑭両下肢のすべての指を欠くもの ⑮一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑯一下肢を足関節以上で欠くもの ⑰体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑱①～⑰のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑰と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑲精神の障害であって、①～⑱と同程度以上と認められる程度のもの ⑳身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が①～⑲と同程度以上と認められる程度のもの																				
所得要件	請求者と配偶者及び扶養義務者の前年（請求が1月～6月の場合は、その前々年）の所得額が、所得制限限度額以下である場合は支給対象となります。 【所得制限限度額表】（令和7年度） <table><tr><th>扶養親族等の数</th><th>請 求 者</th><th>配偶者及び扶養義務者</th></tr><tr><td>0 人</td><td>4,596,000 円</td><td>6,287,000 円</td></tr><tr><td>1 人</td><td>4,976,000 円</td><td>6,536,000 円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>5,356,000 円</td><td>6,749,000 円</td></tr><tr><td>3 人</td><td>5,736,000 円</td><td>6,962,000 円</td></tr><tr><td>4 人</td><td>6,116,000 円</td><td>7,175,000 円</td></tr></table>			扶養親族等の数	請 求 者	配偶者及び扶養義務者	0 人	4,596,000 円	6,287,000 円	1 人	4,976,000 円	6,536,000 円	2 人	5,356,000 円	6,749,000 円	3 人	5,736,000 円	6,962,000 円	4 人	6,116,000 円	7,175,000 円
扶養親族等の数	請 求 者	配偶者及び扶養義務者																			
0 人	4,596,000 円	6,287,000 円																			
1 人	4,976,000 円	6,536,000 円																			
2 人	5,356,000 円	6,749,000 円																			
3 人	5,736,000 円	6,962,000 円																			
4 人	6,116,000 円	7,175,000 円																			
手 当	1 級 月額 56,800 円（令和7年4月現在） 2 級 月額 37,830 円（令和7年4月現在） ※認定されると請求を受理した月の翌月分から手当が支給となります。 4・8・11 月（各月とも 11 日）に手当を支給します。																				

必要なもの	①請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本 ※交付の日から 1 か月以内のもの ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し ※交付の日から 1 か月以内のもの ③対象児童の障害程度についての医師の診断書「所定の様式のもの」（作成から概ね 2 か月以内） 詳細については事前に各区福祉保健センターまでご相談ください。 ※愛の手帳（療育手帳）（A 1 又は A 2）、又は身体障害者手帳（1 級からおおむね 3 級まで。視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、肢体不自由（欠損の場合のみ）音声・言語障害等）をお持ちの方は、診断書を省略できる場合もありますので、事前に各区福祉保健センターまでご相談ください。 ④預貯金通帳（請求者本人名義のもの） ⑤請求者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類（免許証、保険証等）
窓 口	各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 障害児福祉手当

身 知 精

対 象 者	①申請日現在、満 20 歳未満であること ②施設に入所していないこと ③障害を支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと ④毎年の所得が基準以下であること ※所得の基準については、各区福祉保健センターにお問い合わせください。 ⑤以下の障害要件を満たしていること 日常生活において、常時の介護を必要とする状態で、基準一覧の障害が 1 つ以上あるか、それと同等以上の状態の方 ＜目安＞・身体障害者手帳 1・2 級程度の方 ・知的障害のある方（知的障害の程度が最重度（知能指数おおむね 20 以下）） ・高度の精神の障害により日常生活において常時介護を必要とする方 ・その他長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方 ＜基準一覧＞ ①視力の良い方の眼の視力が 0.02 以下のもの（矯正視力による） ※上記以外にも視力障害と視野障害が重複していると、基準に該当する場合があります。 ②両耳の聴力が補聴器又は人工内耳を用いても音声を識別することができない程度のもの ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④両上肢のすべての指を欠くもの ⑤両下肢の用を全く廃したもの ⑥両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの ⑧①～⑦のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑨精神の障害であって、①～⑧と同程度以上と認められる程度のもの ⑩身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が①～⑨と同程度以上と認められる程度のもの
手 当	月額 16,100 円（令和 7 年 4 月現在）※認定されると、申請日の翌月分から手当が支給となります。2・5・8・11 月に前月分までの手当を支給します。
必要なもの	所得状況が確認できるもの、手当用診断書※、本人の普通預金通帳、マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの ※診断書は、原則として、所定の様式のもの（3 か月以内）をご提出ください。詳細については事前に各区福祉保健センターまでご相談ください。
窓 口	各区福祉保健センター（裏表紙）

(4) 児童扶養手当

身 知 精

対 象 者	次のいずれかの児童を監護している父、母、又は児童を養育している方。 ①父又は母が政令で定める重度の障害の状態にある児童 ②離婚、死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない児童		
支給期間	児童が 18 歳になった後の最初の 3 月（児童に中程度以上の障害のある場合は 20 歳未満）まで		
手 当	所得制限（例：扶養 2 人の場合）により次のとおりです。 ※令和 6 年 11 月現在の金額です。		
	所得制限限度額（※）	手当額	児童 2 人目以降の加算額 （ 2 人目から 1 人につき）
	145 万円未満（★）	45,500 円	10,750 円（★）
	145 万円以上 284 万円未満（★）	45,490 円 ～ 10,740 円	10,740 円 ～ 5,380 円（★）
	★制度改正について 令和 6 年 11 月分から所得制限限度額及び児童 3 人目以降の加算額が引き上げられました（3 人目以降の加算額は 2 人目と同額に）。 制度改正後初回の支給は令和 7 年 1 月になります。 ※ 定額（一律）控除（80,000 円）を所得額から差し引いてから比較してください。 （注 1）所得額は給与所得控除後の金額です。 （注 2）配偶者、扶養義務者の所得制限も設けられています。 （注 3）受給資格者又は児童が公的年金等の給付を受けることができるときは、その額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、差額分の手当を支給します。		
必要なもの	戸籍謄本、世帯全員の住民票、預貯金通帳、マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの。その他にも書類が必要になる場合がありますので、事前に各区福祉保健センターまでご相談ください。		
窓 口	各区福祉保健センター（裏表紙）		

(5) 障害児育児手当金

身 知 精

対 象 者	横浜市国民健康保険の加入世帯で、次のすべてに該当する子を養育する世帯主に手当金が支給されます。なお、障害の程度については、専門医師で構成される障害程度審査委員会で決定されます。 ①出生後 2 年以内に先天性の障害または異常が発現した子 ②出生時から障害児育児手当金の支給申請まで継続して横浜市国民健康保険の被保険者であり、障害または異常の発現から 2 年以内の子		
手 当	第 1 級	800,000 円	著しい重度の機能障害または異常で、医学的処置を加えてもその回復が特に困難なもの
	第 2 級	600,000 円	重度の機能障害または異常で、医学的処置を加えてもその回復が困難なもの
	第 3 級	300,000 円	重度の機能障害または異常で、医学的処置を加えることによりある程度その回復が期待できるもの
	第 4 級	100,000 円	重度の機能障害もしくは異常で、医学的処置を加えることにより正常に近い回復が期待できるもの、または軽度の機能障害もしくは異常で医学的処置を加えてもその回復が困難なもの
窓 口	申請にあたっては、所定の診断書が必要になります。詳細については各区福祉保健センター保険年金課給付担当（裏表紙）にお問い合わせください。		

(6) 特別障害者手当

身 知 精

対 象 者	①申請日現在、満 20 歳以上であること ②施設に入所していないこと ③3 か月を超えて病院等に入院していないこと ④毎年の所得が基準以下であること ※所得の基準については、各区福祉保健センターにお問い合わせください。 ⑤以下の障害要件を満たしていること 日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態で、次のいずれかに該当する場合。 (1) 重度の重複障害者 次の①～⑦のうち、重複する（2 つ以上）障害を有する方。 ①・視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの（矯正視力による） ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑥①～⑤のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦精神の障害であって、①～⑥と同程度以上と認められる程度のもの (2) 身体障害を有する方で、(1) の③から⑤に該当する身体障害があり、かつ、日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の方 (3) 高度の内部障害又はその他の疾病を有する方で、絶対安静の方 (4) 高度の精神障害を有する方で、日常生活に著しい制限を受ける方
手 当	月額 29,590 円（令和 7 年 4 月現在） ※認定されると、申請日の翌月分から支給となります。 2・5・8・11 月に前月分までの手当を支給します。
必要なもの	所得状況が確認できるもの、手当用診断書※、本人の普通預金通帳、マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの 等 ※診断書は、原則として所定の様式のもの（3 か月以内）をご提出ください。詳細については事前に各区福祉保健センターまでご相談ください。
窓 口	各区福祉保健センター（裏表紙）

(7) 障害基礎年金

身 知 精

対 象 者		①国民年金加入中又は老齢基礎年金を受給していない 60 歳以上 65 歳未満の国内在住期間に初めて診療を受けた傷病が原因で、病状の固定性が認められた時点等において、一定基準以上の障害状態にある方（保険料納付要件を満たすことが必要です）。 ②20 歳前に初めて診療を受けた傷病が原因で、20 歳時点等において、一定基準以上の障害状態にある方。	
年金	1 級	年額 1,039,625 円※（令和 7 年度） ※昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は年額 1,036,625 円	概ね日常生活の用をたすことができない程度
	2 級	年額 831,700 円※（令和 7 年度） ※昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は年額 829,300 円	概ね日常生活に著しい制限を受ける程度
備 考		①等級の認定基準は身体障害者手帳等と異なります。 ② 20 歳前に初めて診療を受けた傷病が原因の場合、一定の所得を超えると支給停止となるなどの給付制限があります。 ③ 18 歳到達年度の末日までにある子又は 20 歳未満で 1 級・2 級（身体障害者手帳等とは異なる）に該当する障害のある子を生計維持している場合は加算額が支給されます。 ④制度の詳細や請求手続等については、窓口までお問い合わせください。	
窓 口	□	各区福祉保健センター保険年金課国民年金係（裏表紙）又は年金事務所（108 頁）	

(8) 特別障害給付金

身 知 精

対 象 者		国民年金に任意加入していなかった次の①又は②の期間に初めて診療を受けた傷病が原因で、障害基礎年金1級・2級相当の障害状態にある65歳未満の方（障害基礎年金等を受給していないことが必要です）。 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（昭和46年4月1日以前生まれの方） ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金（厚生年金・共済組合等）加入者等の配偶者（昭和41年4月1日以前生まれの方）	
給付金	1 級	月額 56,850 円（令和7年度）	概ね日常生活の用をたすことができない程度
	2 級	月額 45,480 円（令和7年度）	概ね日常生活に著しい制限を受ける程度
備 考		①等級の認定基準は身体障害者手帳等と異なります。 ②一定の所得を超えると支給停止となるなどの給付制限があります。 ③制度の詳細や請求手続等については、窓口までお問い合わせください。	
窓 口		各区福祉保健センター保険年金課国民年金係（裏表紙）	

(9) 障害厚生年金

身 知 精

対 象 者		厚生年金（平成27年10月1日以降の共済組合を含みます）加入中に初めて診療を受けた傷病が原因で、病状の固定性が認められた時点等において、一定基準以上の障害状態にある方（保険料納付要件を満たすことが必要です）。	
年 金	1 級	報酬額等に応じた年金 又は一時金を支給	概ね日常生活の用をたすことができない程度
	2 級		概ね日常生活に著しい制限を受ける程度
	3 級		概ね労働が著しい制限を受ける程度
障害手当金			傷病が5年以内に固定し、3級より軽度の障害が残ったとき
備 考		①等級の認定基準は身体障害者手帳等と異なります。 ②1級・2級は、障害基礎年金が同時に支給されるとともに、65歳未満の配偶者を生計維持している場合は加給年金が加算されます。 ③制度の詳細や請求手続等については、窓口までお問い合わせください。	
窓 口		年金事務所又は共済組合（初めて診療を受けた時点において共済組合に加入していた方の場合）	

■年金事務所

名 称	所 在 地	電 話	F A X	担当区域
鶴見年金事務所	〒 230-8555 鶴見区鶴見中央 4-33-5 TG 鶴見ビル 2 階・4 階	521-2641	504-5600	鶴見、神奈川
港北年金事務所	〒 222-8555 港北区大豆戸町 515	546-8888	546-8880	港北、緑、青葉、都筑
港北年金事務所 青葉台分室	〒 227-0055 青葉区つつじが丘 36-10 第 8 進栄ビル 1 階	981-8211	981-8212	—
		※電話及び FAX による年金相談は受け付けておりません。		
横浜中年金事務所	〒 231-0012 中区相生町 2-28	641-7501	641-7578	西、中
	(令和 7 年 5 月 7 日下記住所に移転) 〒 220-0012 西区みなとみらい 3-3-1 KDX 横浜みなとみらい タワー 6 階 (旧：三菱重工横浜ビル)			
横浜西年金事務所	〒 244-8580 戸塚区川上町 87-1 ウエルストン 1 ビル 2 階	820-6655	825-4381	保土ヶ谷、旭、戸塚、栄、 泉、瀬谷
横浜南年金事務所	〒 232-8585 南区宿町 2-51	742-5511	714-7250	南、港南、磯子、金沢

(10) 年金生活者支援給付金

身 知 精

対 象 者		所得金額等が一定の基準を満たす老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者に対し、年金に上乗せして支給されるものです。				
		①老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金 次の要件をすべて満たしている方が対象となります。 ・ 65 歳以上で老齢基礎年金の受給者であること。 ・ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること。 ・ 前年の公的年金等の収入額とその他の所得の合計が下記を満たすこと。				
		<table><tr><td>昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれた方</td><td>889,300 円※以下</td></tr><tr><td>昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方</td><td>887,700 円※以下</td></tr></table>	昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれた方	889,300 円※以下	昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方	887,700 円※以下
		昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれた方	889,300 円※以下			
昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方	887,700 円※以下					
※令和 7 年 3 月時点の額（毎年度改定されます）。						
給付金		②障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金 次の要件をすべて満たしている方が対象となります。 ・ 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること。 ・ 前年の所得額が 4,721,000 円※以下であること。 ※扶養親族の人数等に応じて増額します。				
		月額 5,450 円（令和 7 年度）※×保険料納付済期間（月数）／ 480 月 （注 1）保険料免除期間を有する方については、保険料免除期間に基づく給付額を合算した額が支給されます。				
		（注 2）前年の公的年金等の収入額とその他の所得の合計が下記の条件に当てはまる方には、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。				
		<table><tr><td>昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれた方</td><td>789,300 円を超え 889,300 円以下</td></tr><tr><td>昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方</td><td>787,700 円を超え 887,700 円以下</td></tr></table>	昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれた方	789,300 円を超え 889,300 円以下	昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方	787,700 円を超え 887,700 円以下
昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれた方	789,300 円を超え 889,300 円以下					
昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方	787,700 円を超え 887,700 円以下					
①老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金		※毎年度物価変動に応じて改定されます。				
		②障害・遺族年金生活者支援給付金				
備 考		月額 5,450 円（令和 7 年度）※（障害等級 1 級の方は月額 6,813 円（令和 7 年度）※） ※毎年度物価変動に応じて改定されます。				
窓 口		制度の詳細や請求手続等については、窓口までお問い合わせください。				
		各区福祉保健センター保険年金課国民年金係（裏表紙）又は年金事務所（108 頁）				

(11) 心身障害者扶養共済（しょうがい共済）

身 知 精

対 象 者		ア 加入者（保護者）が次の要件にすべて該当する方 ①加入時の年度の 4 月 1 日時点の年齢が満 65 歳未満であること。 ②保険契約の対象となりえない疾病や障害を有しないこと。 ③市内に住所を有すること。 イ 障害児・者が次のいずれかに該当する方 ①知的障害児・者 ②身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方 ③精神または身体にイ①②と同程度の永続的な障害を有する方
内 容		加入者は掛金を納め、加入者が死亡又は著しい障害を有する状態になった場合、障害者に生涯にわたって年金（1 口につき月額 20,000 円）が支給されます。 ① 1 人 2 口まで加入でき、掛金は加入時期及び加入時の年齢等により 1 口につき月額 9,300 円～23,300 円です。 ※掛金減免の制度もあります。 ②加入 1 年以上で年金支給前に障害児・者が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。 （加入時期及び加入期間に応じて 1 口につき 30,000 円～250,000 円） ③加入 5 年以上で任意に脱退された場合は、脱退一時金が支給されます。 （加入時期及び加入期間に応じて 1 口につき 45,000 円～250,000 円） ④納められた掛金は返還されません。
窓 口		各区福祉保健センター（裏表紙）

(12) 在日外国人障害者等福祉給付金

身

知

精

対 象 者		国民年金などの公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方で、次のいずれかに該当の方 ①昭和 57 年 1 月 1 日に 20 歳に達していて、かつ下記の基準に当てはまる障害者であったか、もしくはそれ以降に下記の基準に当てはまる障害者になったが、その障害に関する初診日が、昭和 56 年 12 月 31 日以前にある在日外国人 ②昭和 57 年 1 月 1 日に 35 歳に達していて、同日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間に下記の基準に当てはまる障害者となったか、もしくは昭和 61 年 4 月 1 日以降に下記の基準に当てはまる障害者になったが、その障害に関する初診日が昭和 61 年 3 月 31 日以前にある在日外国人 ③昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの海外在住中に障害者となった日本人	
給 付 金	重 度	身体障害者手帳 1・2 級	月額 43,500 円 年 4 回（6 月、9 月 12 月、3 月） 支給
		愛の手帳（療育手帳）A1・A2 （手帳の交付は受けていないが、児童相談所又は障害者更生相談所において知能指数が 35 以下と判定された方も対象になります。）	
		精神障害者保健福祉手帳 1 級	
	中 度	身体障害者手帳 3 級	月額 31,500 円 年 4 回（6 月、9 月 12 月、3 月） 支給
		愛の手帳（療育手帳）B1 （手帳の交付は受けていないが、児童相談所又は障害者更生相談所において知能指数が 36 以上 50 以下と判定された方も対象になります。）	
		精神障害者保健福祉手帳 2 級	
手続方法		受給には、他にも条件があります。詳細や申請方法については、下記へお問い合わせください。	
問合せ先		健康福祉局障害自立支援課（電話：671-3891 FAX：671-3566）	

(13) 奨学金

身

対 象 者	次の要件にすべて該当する方（詳細は募集要項をご確認ください） ①身体障害者手帳を持っていること ②高等学校以上の学校で修学しており、学業の成績等が良好であること ③本人または保護者のいずれかが横浜市内に引き続き1年以上居住していること ④学資の負担が困難と認められること				
奨学金	・ 高等学校に在学する方　＜※国公立の普通科は対象外＞ ・ 中等教育学校の後期課程に在学する方 （専攻科及び別科を含む）		国公立	月額　7,000 円以内	
			私　立	月額 10,000 円以内	
	・ 特別支援学校に在学する方　＜※国公立の普通科は対象外＞ （専攻科及び別科を含む）			月額　6,000 円以内	
	・ 大学に在学する方（短大、大学院含む） ・ 高等専門学校の第4学年以上の学年に在学する方		国公立	月額 18,000 円以内	
			私　立	月額 21,000 円以内	
	専修学校 又は各種 学校に在 学する方	専修学校の専門課程（次の要件を満たすものに限る。）に在 学する方 1　修業年限が2年以上 2　課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上		国公立	月額 18,000 円以内
				私　立	月額 21,000 円以内
		上記以外の方＜※専修学校高等課程の国公立普通科は対象外＞			月額 11,000 円以内
教員養成機関に在学する方		国公立	月額 18,000 円以内		
		私　立	月額 21,000 円以内		
手続方法	奨学生の募集は、毎年4月に行います。募集要項・申込用紙は、こども青少年局障害児福祉保健課、 各区福祉保健センターにあります。こども青少年局障害児福祉保健課ホームページからもダウンロード できます。 身体障害者奨学金 検索  ※選考審査後、奨学生を決定します。				
窓　□	こども青少年局障害児福祉保健課（電話：671-4278　FAX：663-2304）				

(14) 生活福祉資金の貸付

身 知 精

生活福祉資金は、低所得者世帯や高齢者・障害者世帯などへ一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立支援を図ることを目的としています。※詳細は各区の社会福祉協議会（4 頁）へお問い合わせください。

【対 象 者】 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をもっている方の世帯
貸付は収入が少ない世帯を原則としていますが、障害者世帯（身体障害者手帳 1 ～ 3 級、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級、愛の手帳（療育手帳） A 1 ・ A 2）は障害ゆえに必要な資金使途の場合は所得制限がありません。

【貸付利子】 年 1.5%（連帯保証人がいる場合は貸付利子なし）

【そ の 他】 申込にあたっては、原則として連帯保証人が 1 名必要です。

※ご相談いただいた結果、審査によりご利用いただけない場合もありますのでご承知おきください。

【窓 口】 【電話】 【FAX】 各区社会福祉協議会（4 頁）

資金の種類		貸付額	据置期間	償還期間	資金の使途・説明
福祉資金	生業費（※ 1）	460 万円以内	6 月以内	20 年以内	世帯の自立更生のための必要な事業を開始・拡張するための資金
	技能習得費（※ 2）	130 万円以内（技能を習得する期間が 6 ヶ月程度の場合）	技能習得後 6 月以内	8 年以内	就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金及びその期間内の生計維持に必要な資金
	福祉用具購入費	170 万円以内	6 月以内	8 年以内	機能回復訓練や日常生活の便宜をはかるための高額な福祉用具を購入する資金
	障害者用自動車購入費	250 万円以内	6 月以内	8 年以内	障害者本人又は障害者が社会参加するために家族が運転する自動車を購入するのに必要な経費
	就職支度費	50 万円以内	6 月以内	3 年以内	就職又は技能習得の支度をするのに必要な費用
	住宅増改築費（※ 1）	250 万円以内	6 月以内	7 年以内	住宅を増改築・補修することが障害児・者のために必要な場合の経費

※ 1 他の生活福祉資金より貸付までに時間を要します。

※ 2 技能を習得する期間により貸付上限額は異なります。

・ いずれの資金も「低所得である」「障害者がいる」という理由だけでお貸しできるものではありません。

・ 生活福祉資金は「個人」への貸付ではなく「世帯」への貸付という趣旨で運営しています。

(15) 視覚障害者技能習得援助資金

※盲学校等を經由してお申し込みください。

【窓 口】 公益財団法人 神奈川県労働福祉協会【電 話】 633-5410（代）【FAX】 633-5412

貸付限度額	返済期間	資金の使途・説明
月額 4 万 6 千円	最長 10 年間 （2 年据置）	中途失明などにより余儀なく離職した視覚障害者が、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師に転職するために盲学校等に入校して技能を習得する場合

(16) 産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。)		補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が <u>32週以上</u> で出生体重が <u>1,400 g以上</u> 、 または 在胎週数が <u>28週以上</u> で <u>所定の要件を満たす</u> こと	在胎週数が <u>28週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ
(<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) をご参照ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター TEL：0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

19 税金・公共料金等

税金の窓口

税金関係の相談や申請受付については、次の各機関で行っています。

(1) 税務署（所得税、消費税、相続税などの国税）

名 称	所 在 地	電 話	担当区域
鶴見税務署	〒 230-8550 鶴見区鶴見中央 4-38-32	521-7141	鶴見
神奈川税務署	〒 222-8550 港北区大豆戸町 528-5	544-0141	神奈川、港北
横浜中税務署	〒 231-8550 中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 2階・3階	651-1321	西、中
横浜南税務署	〒 236-8550 金沢区並木 3-2-9	789-3731	南、港南、磯子、金沢
保土ヶ谷税務署	〒 240-8550 保土ヶ谷区帷子町 2-64	331-1281	保土ヶ谷、旭、瀬谷
緑税務署	〒 225-8550 青葉区市ケ尾町 22-3	972-7771	緑、青葉、都筑
戸塚税務署	〒 244-8550 戸塚区吉田町 2001	863-0011	戸塚、栄、泉

(2) 県税事務所等（個人事業税、自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割）

名 称	所 在 地	電 話	FAX	担当区域
神奈川県税事務所	〒 221-0824 神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎本館 4 階	321-5741	321-5742	鶴見、神奈川、港北
横浜県税事務所	〒 231-8555 中区山下町 75 神奈川自治会館 6・7 階	651-1471	664-5408	西、中、保土ヶ谷、旭、瀬谷
緑県税事務所	〒 225-8513 青葉区市ケ尾町 27-5	973-1911	973-6738	緑、青葉、都筑
戸塚県税事務所	〒 244-0816 戸塚区上倉田町 449	881-3911	862-3251	南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉
自動車税管理事務所	〒 232-8602 南区弘明寺町 31	716-2111	716-3199	市内全域（自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割に限りま す。）
自動車税コールセンター	間違い電話が多くなっていますので、お間違えのないようにお願いします。 お問合せの際は、お手元に自動車登録番号（ナンバー）が分かる書類をご準備ください。		973-7110	市内全域（自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割の制度や手続きに関するお問い合わせに限りま す。）

(3) 区役所税務課（市民税・県民税、軽自動車税（種別割）、固定資産税）

各区代表電話（裏表紙）へお掛けいただき、税務課へお問い合わせください。

税金の控除・減免

(1) 所得税の障害者控除

身 知 精

次のいずれかに該当する場合に、所得税の控除が受けられます。

①障害児・者が所得税の納税者本人

②障害児・者が所得税の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族である場合

※特別障害者は、障害者のうち④～⑨に該当する人であることを表す。

	障害者	特別障害者
対 象 者	①身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ②精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 ③ 65 歳以上の方で障害の程度が①（身体障害者手帳の発行を受けている方）又は②に準ずる方 など	④身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている方 ⑤愛の手帳（療育手帳）に障害の程度が重度として「A」と表示されている方 ⑥精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級と記載されている方 ⑦重度の知的障害者と判定された方 ⑧いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 ⑨ 65 歳以上の方で障害の程度が④又は⑦に準ずる方 など
控 除 額	所得金額から 27 万円が控除されます。	所得金額から 40 万円（同一生計配偶者又は扶養親族が同居の場合は 75 万円）が控除されます。
備 考	(1) 障害者であるかどうかの判定は、その年の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その日）の現況によります。詳しくは、税務署へお尋ねください。 (2) 上記③、⑧（65 歳以上の方）、⑨の認定は、福祉保健センター長が行います。詳しくは各区福祉保健センター（裏表紙）へお問い合わせください。	
窓 口	税務署（113 頁）	

(2) 市民税・県民税の非課税

身 知 精

対 象 者	障害児・者が納税者本人である場合で、前年の合計所得金額（備考参照）が 135 万円以下である方
内 容	非課税
備 考	合計所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額（分離課税の譲渡所得金額等も含みます。）の合計額をいいます。なお、前年からの繰越控除の適用はありません。詳しくは区役所へお問い合わせください。
窓 口	区役所税務課市民税担当（裏表紙：区代表電話） ただし、給与所得者の場合は勤務先の給与担当係

(3) 市民税・県民税の障害者控除

身

知

精

障害児・者が納税者本人又は納税者の同一生計配偶者、扶養親族である場合、納税者は次の額の控除が受けられます。

	障害者	特別障害者
対 象 者	①身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ②精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 ③ 65 歳以上の方で障害の程度が①（身体障害者手帳の発行を受けている方）又は②に準ずる方 など	④身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている方 ⑤愛の手帳（療育手帳）に障害の程度が重度として「A」と表示されている方 ⑥精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級と記載されている方 ⑦重度の知的障害者と判定された方 ⑧いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 ⑨ 65 歳以上の方で障害の程度が④又は⑦に準ずる方 など
控 除 額	所得金額から 26 万円が控除されます。	所得金額から 30 万円（同一生計配偶者又は扶養親族が同居の場合は 53 万円）が控除されます。
備 考	(1) 障害者であるかどうかの判定は、その年の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その日）の現況によります。詳しくは、区役所へお尋ねください。 (2) 上記③、⑧（65 歳以上の方）、⑨の認定は、福祉保健センター長が行います。詳しくは各区福祉保健センター（裏表紙）へお問い合わせください。	
窓 口	区役所税務課市民税担当（裏表紙：区代表電話） ただし、給与所得者の場合は、勤務先の給与担当係	

(4) 相続税の障害者控除

身

知

精

障害児・者が相続により財産を取得する場合、次の額の控除が受けられます。

	障害者	特別障害者
対 象 者	①身体障害者手帳 3～6 級の方 ②知的障害者と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳 2・3 級の方	①身体障害者手帳 1・2 級の方 ②重度の知的障害者と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
控 除 額	85 歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85 歳に達するまでの年数に 20 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。
備 考	障害者控除については、身体障害者手帳の交付を受けていない方も対象になる場合があります。また、過去にこの控除を受けたことがある方は計算方法が異なります。詳しくは税務署へお問い合わせください。	
窓 口	税務署（113 頁）	

(5) 一定の身体障害者用物品に対する消費税の非課税

身

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け及び製作の請負並びに一定のものの修理が非課税とされています。

【対象物品】義肢、車いす、義眼、盲人安全つえ、点字器、人工喉頭、その他の物品で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものとなります。

【問合せ先】税務署（113 頁）

(6) 信託受益権の贈与税の非課税

身

知

精

特定障害者（特別障害者及び一定の障害者）が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受ける場合で、一定の要件を満たす場合には信託財産の価額のうち 6,000 万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は 3,000 万円）までの部分の金額について贈与税が課税されません。

【問合せ先】税務署（113 頁）または信託銀行

ア 非課税の場合

両眼の視力を喪失した方または両眼の視力（屈折異常のある方については矯正視力）が 0.06 以下の方が、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で営む場合は、個人事業税が非課税となります。

イ 減免の場合

身体障害者手帳 1～4 級の方は、納期限までに減免申請書を提出することにより、事業税額から 5,000 円を限度として減免されます。

【窓 □】 県税事務所（113 頁）

申請期限や必要書類など手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収を行います。

ア 障害者減免

【対 象 者】 ①身体障害者手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する方

②愛の手帳（療育手帳）等の交付を受けている方で一定の等級に該当する方

③戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する方

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する方

【申請期限】 ①自動車税（軽自動車税）環境性能割：自動車の登録の日から 1 か月を経過する日まで

②自動車税種別割：新規登録の場合は、自動車の登録の日から 1 か月を経過する日まで
4 月 1 日時点で自動車を所有している場合は、減免を受けようとする
年度分の自動車税種別割の納期限まで（通常は 5 月 31 日）

※自動車税種別割については、上記の期限を過ぎても申請できますが、その場合の自動車税種別割の減免額は申請書が提出された翌月から月割で計算した額となります。

※自動車税種別割の減免は、納税義務が生じる年度から適用になります。

【減免内容】 次の自動車に係る自動車税（軽自動車税）環境性能割及び自動車税種別割が減免されます。ただし、減免の限度額は、自動車税（軽自動車税）環境性能割が課税標準額で 300 万円（福祉的構造変更に要した経費はこれに加算されます。）、自動車税種別割が年税額で 45,400 円です。

①対象者がもっぱら運転する自動車、または、対象者と生計を一にする方が、対象者のためにもっぱら運転する自動車（対象者または生計を一にする方が所有する自動車に限ります。）

②対象者が所有し、対象者を常時介護する方が対象者のためにもっぱら運転する自動車（対象者が身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等、戦傷病者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成される世帯の構成員である場合に限り。）

【窓 □】 県税事務所または自動車税管理事務所（113 頁）

必要書類など手続きの詳細については、窓口または自動車税コールセンター（113 頁）へお問い合わせください。

イ 一時帰宅用自動車減免

【対 象 者】 アの障害者減免と同様です。

【申請期限】 アの障害者減免と同様です。

【減免内容】 次の自動車に係る自動車税種別割の 2 分の 1 に相当する額が減免されます。ただし、減免の限度額は、年税額で 22,700 円です。（なお、自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免はありません。）

○施設に入所している対象者の一時帰宅先となっている保護者（養護者）、または、保護者と生計を一にする方が所有する自動車、対象者が一時帰宅する際や帰宅期間中に利用するも

の（障害福祉施設が作成する個別支援計画に基づく、年間 24 日以上の一時的帰宅に限ります。）

【必要なもの】 一時帰宅日数等を証する書類（施設長の証明があるもの）及び保護者であることが確認できる書類（身体障害者手帳等で保護者であることが確認できない場合）などの提出が必要です。また、保護者と生計を一にする方が申請する場合は、その旨を確認できる書類などの提出が必要です。

【窓 口】 県税事務所または自動車税管理事務所（113 頁）
必要書類など手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。（自動車税コールセンターでは受け付けておりません。）

■届出書の提出について

自動車税種別割の減免の要件に該当しなくなった場合や減免申請書の記載内容に変更が生じた場合は、その旨の届出書の提出が必要です。

（9）軽自動車税（種別割）の減免

身

知

精

【対 象 者】 ①身体障害者手帳の交付を受けている方

②愛の手帳（療育手帳）等の交付を受けている方、または知的障害と判定された旨の証明書の交付を受けている方

③戦傷病者手帳の交付を受けている方

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【減免内容】 対象者が所有するか、対象者と同居または近隣に住む家族等が所有し、もっぱら対象者のために使用する軽自動車等の軽自動車税（種別割）が減免されます。

【手 続 き】 軽自動車税（種別割）納税通知書が届きましたら、納期限内に市税減免申請書を区役所税務課に提出してください。併せて、障害者手帳等の提示が必要です。

【窓 口】 区役所税務課（軽自動車税担当） ※手続等の詳細については、区役所税務課（軽自動車税担当）（裏表紙：区代表電話）にお問い合わせください。

※自動車と軽自動車の両方を所有している場合は、いずれか一台について減免となりますので、ご注意ください。

※他にも減免制度があります（構造上身体障害者等のためにもっぱら利用される軽自動車等に対する軽自動車税（種別割）の減免等）。詳しくは区役所税務課（軽自動車税担当）にお問い合わせください。

（10）バリアフリー改修工事を行った住宅にかかる固定資産税の減額

一定のバリアフリー改修工事を行い、工事完了から 3 か月以内に区役所へ申告した住宅については固定資産税が減額されます。詳細は区役所税務課で配布しているチラシをご覧ください。

【窓 口】 住宅の所在する区の区役所税務課（家屋担当）（裏表紙：区代表電話）

（11）少額預金等・少額公債の利子非課税制度（障害者等マル優・特別マル優）

身

知

精

身体障害者手帳の交付を受けている方等が、一定の手続きにより金融機関・証券会社等に対して預け入れ等を行った預金等（預貯金・合同運用信託・特定の有価証券・特定公募公社債等運用投資信託）および購入した少額公債（国債および地方債）は、非課税制度（預貯金等：マル優、少額公債：特別マル優）が適用され、各制度につき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります。詳しくは、金融機関等の窓口へお問い合わせください。

【対 象 者】 ①身体障害者手帳の交付を受けている方

（主な例） ②愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等の障害を給付事由とする年金を受けている方

⑤障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている方

【窓 〇】金融機関・証券会社等

【確認書類】以下の①～③の書類すべてが必要です。

①対象者であることが確認できる書類（手帳、証書等）

②マイナンバーカード等マイナンバーが確認できるもの

③住所・氏名・生年月日の記載がある証明書類（運転免許証等）

※顔写真のない証明書類の場合は 2 種類が必要です。

（うち 1 種類は①の書類と併用も可能です）

※手続きの際に、お届け印も必要な場合がございます。

公共料金等の免除・減免

(1) 粗大ごみ処理手数料の減免

身 知 精

次のいずれかに該当する世帯については、粗大ごみの処理手数料を年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除します。

※「粗大ごみの持ち出し収集」については33頁をご覧ください。

※エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコンの7機器は粗大ごみとして収集できません。（粗大ごみ処理手数料減免の対象外です。）

【対象世帯】①生活保護世帯

②特定中国残留邦人世帯

③身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯

④精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯

⑤愛の手帳（療育手帳）A1・A2又は知能指数35以下の方がいる世帯

⑥身体障害者手帳3級で、愛の手帳（療育手帳）B1又は知能指数が50以下の方がいる世帯

⑦福祉医療証の交付を受けているひとり親世帯

⑧要介護認定（要介護4、要介護5）を受けている高齢者（65歳以上）がいる世帯

⑨粗大ごみを直接搬入することが困難な70歳以上のひとり暮らしの高齢者で福祉保健センター長が認めた方

【利用方法】①申込みのときに免除対象世帯であることを申し出てください。このとき手帳番号等を確認させていただきます。

②申込みのときに指定された番号を記載した貼り紙を、粗大ごみに貼り付けてください。

③申込みのときにご案内する収集日の朝8時までに、貼り紙を貼り付けた粗大ごみを、指定された場所にお出しください。

【窓 口】粗大ごみ受付センター

【申 込 み】① 電話受付

0570-200-530（一般加入の電話などから）

045-330-3953（携帯電話やIP電話などの定額制や通話料割引サービスを利用される方）

② F A X 受付 045-550-3599（聴覚・言語に障害のある方専用）

※受付時間 月～土曜日（年末年始以外は祝日も受付）午前8時30分～午後5時

※間違い電話が大変多くなっています。番号をよくお確かめください。

※月・火曜日や祝日の翌日は電話が大変混み合います。お時間をずらして電話していただくか、インターネット受付をご利用ください。

③インターネット受付（QRコード）

④チャット受付（QRコード）

⑤横浜市 LINE 公式アカウント（QRコード）

※インターネット、チャット、LINEは年中無休で受付しています。

※品目一覧にないものは電話で申し込んでください。



インターネット受付
(QRコード)



チャット受付
(QRコード)



LINE
(QRコード)

(2) 水道料金等の減免

身 知 精

水道料金の基本料金相当額と下水道使用料の基本額相当額が免除されます。

令和3年7月から水道料金が改定され、基本料金が口径別となりました。口径40mm以上の水道メーターをご利用の場合は、口径25mmの基本料金相当額が減免されます。

※ただし、減免対象者が3か月以上の施設入所の場合は、減免対象外となります。

【対象世帯】①身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯

②児童相談所または障害者更生相談所で知能指数35以下と判定された方がいる世帯

③精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯

④特別児童扶養手当受給世帯（支給停止中の世帯は対象外）

⑤次の2つ以上に該当する方がいる世帯（2人で満たす場合も含みます。）

・児童相談所または障害者更生相談所で知能指数75以下と判定された方

・身体障害者手帳3級の方

・精神障害者保健福祉手帳2級の方

⑥在宅で要介護認定4または5に認定された方を介護している世帯

【窓 口】各区福祉保健センター（裏表紙）

もしくは水道局お客さまサービスセンター 電話：^{はちよんな}847-6262 FAX：848-4281

(3) NHK放送受信料の免除

身 知 精

【対象者】①全額免除の対象となる場合

・身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または知的障害の判定書、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている世帯で、世帯構成員全てが市民税非課税の場合

②半額免除の対象となる場合

以下の障害者が住民基本台帳上の世帯主で、なおかつ放送受信契約者である場合

・視覚障害または聴覚障害（障害者手帳の等級問わず）、その他の身体障害者手帳1・2級

・愛の手帳（療育手帳）A1・A2（ない場合は重度の知的障害の判定書）

・精神障害者保健福祉手帳1級

※上記は免除対象者の一部（障害関係）です。詳細及びその他の免除基準については、NHKへお問い合わせください。

【手続方法】住所地の区役所の福祉保健センターで受信料免除申請書の証明欄に証明を受けてください。（申請書、NHKあて封筒は各区福祉保健センターにあります。）

区役所で証明を受けた後、住所地を担当する「NHKの申請窓口」に申請書を郵送してください。

【お問い合わせ窓口】

受信料免除については、NHKふれあいセンターまでお問い合わせください。

窓 口	受付内容	電話番号等連絡先
NHKふれあいセンター 営業時間：午前9時～午後6時 (土・日・祝日も受付)	受信料免除に関するお問い合わせ、 その他受信料に関するご意見・ご要望など	電 話：0570-077-077 ※ IP 電話等のお客様でナビダイヤルがご利用にならない場合は 050-3786-5003 F A X：045-522-3044
NHK横浜放送局 経営管理企画センター 営業時間：午前10時～午後5時 (平日のみ)		電 話：045-212-2661 F A X：045-212-0218

【免除申請書送付先】

NHK 営業サービス株式会社 神奈川事業所

〒211-8790 川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス6F

(4) NTT東日本電話番号案内料の免除

身

知

精

あらかじめ申請することにより、NTT 104の電話番号案内を無料で利用できます。

【対象者】①身体障害者手帳を持っている方で次のいずれかの障害のある方

- ア 視覚障害（1～6級）
- イ 肢体不自由（上肢、体幹、または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1、2級）
- ウ 聴覚障害（2級・3級・4級・6級）
- エ 音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障害（3級・4級）
- ②愛の手帳（療育手帳）等の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④戦傷病者手帳の交付を受けている方でいずれかの障害のある方
 - ア 視力の障害（特別項症～第6項症）
 - イ 上肢の障害（特別項症～第2項症）
 - ウ 聴覚障害（第2項症、第4項症）
 - エ 音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障害（第1項症、第2項症、第4項症）

【窓口】 NTT東日本ふれあい案内事務局

【電話】 フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

【FAX】 フリーダイヤル 0120-104134（全国共通）

【受付時間】 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く

※ FAXによるお問い合わせ注意事項

- ・お問い合わせ内容・お客様のお名前・折り返しのファクス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください
- ・お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- ・返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。
- ・お客様が送信してから、3営業日以上折り返しがいない場合は通信機器のトラブル等が考えられますので再度送信をお願いします。
- ・050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのFAX送付は受け付けておりません。
- ・申込書は郵送でお送りします。

※なお、有料の番号案内（104番）は2026年3月31日をもって終了となりますが、上述の無料で番号案内する「ふれあい案内」は継続いたします。

番号案内（104番）終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直す予定であり、具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客さまへ別途ご案内いたします。

(5) 携帯電話料金の割引等

身 知 精

障害のある方が携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障害者用料金プランが利用できる場合があります。

【対象者】 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等、精神障害者保健福祉手帳、又は「特定疾患医療受給者証」「特定医療費（指定難病）受給者証」をお持ちの方

【割引内容】 携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。

【窓口】 携帯電話各社

(6) ニュー福祉定期貯金（郵便局・ゆうちょ銀行）

身 知 精

障害基礎年金を受給されている方やその他ゆうちょ銀行所定の方を対象とする、定期貯金（預入期間1年）の利率（預入時）に一定の金利を上乗せした貯金です。

※最新の利率は、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行でご確認ください。

【対象となる年金等】

国民年金	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金
(旧) 国民年金	老齢福祉年金、障害年金※1、母子年金※1、準母子年金※1、遺児年金※1、老齢特別給付金
厚生年金	障害厚生年金、遺族厚生年金
(旧) 厚生年金（船員保険を含む）	障害年金※1、遺族年金※1、通算遺族年金※1、特例遺族年金※1、寡婦年金※1、かん夫年金※1、遺児年金※1
共済年金	障害共済年金、遺族共済年金、特例障害農林年金、特例遺族農林年金
(旧) 共済年金	障害年金※1、遺族年金※1、通算遺族年金※1
各種手当	児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当※2、特別障害者手当※2、福祉手当※2、医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当
恩給（総務大臣裁定のもの）	増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金
援護年金	障害年金、遺族年金、遺族給与金

※1 昭和61年3月31日以前に支払いの理由が発生していた場合に限りです。

※2 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者証明書は、区福祉保健センターで発行します。

【注意事項】

①ニュー福祉定期貯金をお申し込みの際は、年金証書等の公的書類等をご提示いただきます。

②預入限度額は、お一人様300万円です。

③障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）をご利用いただく場合は、ニュー福祉定期貯金のお申し込みの際にご提示いただく書類とは別に、マル優をご利用いただける方であることを確認できる書類をご提示いただくことがあります。

なお、マル優として預け入れできる限度額は、他の金融機関のマル優扱いの預貯金とあわせて350万円です。

④預入期間内に払い戻す場合は、預入期間内払戻利率を適用します。

⑤預入期間が経過した際は、自動的に、払戻金の全部を通常貯金に振り替えて預入していただけます（継続預入や再預入のお取り扱いとは、利用できません）。

●お申し込みの際は、通帳またはキャッシュカード、お届け印が必要になる場合があります。

詳しくは、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行にお問い合わせください。

20 スポーツ・文化・レクリエーション

市内のスポーツ大会

(1) ハマピック（横浜市障害者スポーツ大会）

身

知

精

身体障害・知的障害・精神障害のある方を対象としたスポーツ大会です。参加は事前に申し込みが必要です。この大会参加者の中から、「全国障害者スポーツ大会」に派遣する横浜市代表選手を選考します。（種目は変更される場合があります。）

	個 人		団 体	
	種 目	対 象	種 目	対 象
種目	水泳	知的・身体（内部を含む）・精神	サッカー・ バスケットボール・ ソフトボール・ バレーボール	知的
	卓球	知的・身体（内部を含む）・精神		
	陸上競技	知的・身体（内部を含む）・精神		
	フライングディスク	知的・身体（内部を含む）・精神		
	アーチェリー	身体（内部を含む）		
	サウンドテーブルテニス	身体（視覚障害者のみ）		
	ボウリング	知的・内部・精神		
	ボッチャ	身体		
開催時期	4月～5月予定 （募集は2月初旬頃～2月下旬頃）		9月～12月予定 （募集は約1～2か月前）	
会場	三ツ沢公園陸上競技場（陸上競技） 横浜ラポール（その他の競技）他		岸根公園野球場 横浜ラポール 他	

【窓 口】 個人競技及び団体競技

横浜ラポール ハマピック担当

【電 話】 475-2050 【FAX】 475-2053

(2) 横浜市ふれあいスポーツ大会

知

市内の障害児・者とその家族やボランティアが集い、スポーツ大会を開催します。

【会 場】 横浜ラポール 【時 期】 5月（予定）

【窓 口】 横浜市心身障害児者を守る会連盟（126頁）

(3) 横浜市身体障害者運動会

身

身体障害者とその家族・ボランティアが集い、運動会を開催します。

【会 場】 横浜ラポール 【時 期】 10月

【窓 口】 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会（126頁）

スポーツ・文化・レクリエーション施設

(1) 障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール、ラポール上大岡）

身 知 精

障害者がさまざまなスポーツ・文化・レクリエーション活動を通して、健康づくりや社会参加をはかるために、各種プログラムや出張教室等を実施しています。

<横浜ラポール>

【所在地】〒222-0035 港北区鳥山町 1752

【電話】475-2001 【FAX】475-2053 【最寄駅】JR・地下鉄・相鉄線・東急新横浜線新横浜駅

【施設内容】

①スポーツ施設	②文化関係施設
メインアリーナ（バスケットコート2面）、サブアリーナ、フィットネスルーム、温水プール（25 m×6コース）、ボウリング（4レーン）、屋内外グラウンド 等	ラポールシアター（300席のホール）、創作工房、おもちゃ図書館、大小会議室、和室、多目的室、視聴覚室 等

【休館日】12月28日～1月4日、毎月第2火曜日

※施設によっては、点検等で休館日以外も使用できない場合があります。

横浜ラポール 検索



<ラポール上大岡>

【所在地】〒233-0002 港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー6階～8階

【電話】840-2151 【FAX】840-2157 【最寄駅】京急線・地下鉄上大岡駅

【施設内容】

①スポーツ施設	②文化関係施設
フィットネス・スタジオ、トレーニング室、体育室 等	創作エリア、多目的室 等

【休館日】12月28日～1月4日、毎週火曜日

※施設によっては、点検等で休館日以外も使用できない場合があります。

ラポール上大岡 検索



<横浜ラポール、ラポール上大岡>

【料金】利用料金は、各施設にお問い合わせください。

■施設の取組やイベント等にスポーツや文化活動を取り入れませんか？

対 象

・ 障害者地域活動ホーム・精神障害者生活支援センター・作業所などの福祉施設
・ 中途障害者地域活動センター・特別支援学校・個別支援級 等

支援内容

◆スポーツ・文化・
レクリエーション体験◆
スポーツ指導員等が施設に出
張します。障害や施設の状況
に応じて楽しめるスポーツや
文化活動と一緒に見つけませ
んか。

◆相談支援◆
各施設等での障害がある方の
運動・スポーツの実施や、横
浜ラポールの施設利用、ス
ポーツイベント等への参加に
関するご相談に対応・支援し
ます。

◆研修・その他◆
職員や地域の皆様を対象に、
障害者スポーツ等の研修会を
実施します。障害がある方と
一緒にスポーツ・文化活動を
楽しむための環境設定や用
具・ルールの工夫についてお
伝えします。

【問合せ先・相談窓口】

障害者スポーツ文化センター
横浜ラポール スポーツ課
文化事業課
ラポール上大岡

【電 話】 475-2050 【F A X】 475-2053
【電 話】 475-2055 【F A X】 475-2053
【電 話】 840-2151 【F A X】 840-2157

(2) 横浜あゆみ荘（障害者研修保養センター）

身 知 精

あゆみ荘

検索



研修・保養・レクリエーション等のために利用できる施設です。

【所 在 地】 〒224-0062 都筑区葛が谷 2-3

【電 話】 941-8383 【FAX】 941-3045 【最寄駅】 地下鉄都筑ふれあいの丘駅（徒歩3分）

【対 象 者】 障害児・者とその介護人のほか、どなたでも利用できます。

【申込方法】 横浜あゆみ荘まで直接お申し込みください。申込みの受付開始は、障害児・者とその介護人は利用日の6か月前の毎月1日、その他の方は利用日の1か月前の毎月1日です。

【料 金】

区 分	障 害 者 及 び 介 護 人		そ の 他	
	6 歳以上 13 歳未満	13 歳以上	6 歳以上 13 歳未満	13 歳以上
日帰り (11:00 ～ 15:00)	500 円	600 円	900 円	1,200 円
宿 泊 (16:00 ～翌 10:00)	1,700 円	2,200 円	3,000 円	4,500 円
アーリーイン (14:00 ～ 16:00)	+ 250 円	+ 300 円	+ 450 円	+ 600 円
レイトアウト (10:00 ～ 12:00)				
食 事 代	夕食 (2,600 円～)、朝食 (950 円)			

※障害者1名につき、介護人は2名までです。

※研修室・機能回復訓練室・児童遊戯室の利用は無料です。

※「アーリーイン」「レイトアウト」は、宿泊と連続してのご利用時に限ります。

※「その他」の方が、一人で宿泊される場合は、追加料金（1泊につき1,000円）がかかります。

※宿泊される方に同行する方が、宿泊室や夕食を利用し日帰りする場合には、日帰り料金がかかります。

21 障害者団体・ボランティア

(1) 障害児・者団体の一覧 (順不同)

※ここに掲載されている団体が、市内すべてではありません。

(令和7年4月1日時点)

名 称	代表者名	連絡先	電 話	FAX
(公社) 横浜市身体障害者団体連合会	内田 元久		475-2060	475-2064
横浜市肢体障害者福祉協会	井上 彰		475-2061	475-2064
特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会	大橋 由昌		475-2061	475-2064
(一社) 横浜市聴覚障害者協会	小島 天		475-2061	475-2112
加 盟 団 体 横浜市港笛会(喉頭摘出者の会)	原 泉	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2061	475-2064
横浜市車椅子の会	今野 英樹		475-2061	475-2064
横浜市脳性マヒ者協会	白石 幸男		475-2061	475-2064
横浜市腎友会	久保 健二		475-2061	475-2064
横浜市オストミー協会	山根 則子		475-2061	475-2064
横浜市中途失聴・難聴者協会	須山 優江		475-2061	475-2064
横浜市もみじ会 (呼吸器機能障害者団体)	前田稲二郎		475-2061	475-2064
横浜市中心身障害児者を守る会連盟	清水 龍男	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
特定非営利活動法人 横浜市手をつなぐ育成会	田中 榮子	〒 245-0024 泉区和泉中央北 1-39-10-A-201	383-9602	383-9602
横浜市肢体不自由児者 父母の会連合会	熊坂 康	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
横浜障害児を守る連絡協議会	森 佳代子	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
(一社) 横浜市自閉症協会	平下 和子	〒 231-0001 中区新港 2-2-1-6F NPO スクエア内	663-0019	663-0019
加 盟 団 体 神奈川県筋ジストロフィー協会 横浜支部	宇野澤圭佑	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
全国心臓病の子どもを守る会 横浜支部	鶴見 伸子	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
横浜てんかん協会	岩田 進	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2360	548-4836
日本二分脊椎症協会神奈川支部	岡田江里子	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
神奈川ヘモフィリア友の会 横浜支部	貴島 徳久	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
先天性四肢障害児父母の会 横浜支部	中澤 祥浩	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
横浜重心グループ連絡会 ～ぱざぱネット～	下山 郁子	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2062	548-4836
神奈川県ダウン症児父母の会 横浜支部	猪野 俊子	〒 221-0854 神奈川区三ツ沢南町 4-30	312-7609	312-7609
(公財) 横浜市知的障害者育成会	清水 龍男	〒 221-0823 神奈川区二ツ谷町 9-5	322-1835	323-1498

名 称	代表者名	連絡先	電 話	FAX
横浜市障害者地域作業所連絡会	谷口 実	〒 231-0058 中区弥生町 2-15-1 ストークタワー大通 り公園 1005 号室	334-7240	334-7241
横浜市障害者地域活動ホーム連絡会	早坂由美子	〒 234-0051 港南区日野 8-21-12 港南地域活動ホーム ひの内	846-5784	342-5272
横浜市グループホーム連絡会	赤川 真	〒 224-0066 都筑区見花山 13-31 2 階	942-2071	345-7519
特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会	井汲 悦子	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	548-4816	548-4836
特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会	大友 勝	〒 232-0022 南区高根町 3-17-12 KS ビル 4 階 C 号	263-8100	263-8101
NPO 法人横浜ひまわり家族会 (薬物依存症者を抱える家族の会)	岡田 三男	〒 222-0035 港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3F	475-2063 (木曜 午前 10 時 ～ 午後 4 時) 携帯 080-3488-1996	947-3975

(2) ボランティア活動（各区社会福祉協議会など）

ボランティアとして活動してみたい方、ボランティアを必要としている方は、次のところへ連絡してください。初めての方には、いろいろな講座もあります。

また、ボランティア活動中の事故などに備えて、各種の保険（ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険など）があります。社会福祉協議会で相談・申請ができます。

名 称	連絡先	電 話	FAX
横浜市鶴見区社会福祉協議会	〒 230-0051 鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2F	504-5625	504-5616
横浜市神奈川区社会福祉協議会	〒 221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 1F	322-2897	313-2420
横浜市西区社会福祉協議会	〒 220-0011 西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3F	450-5005	451-3131
横浜市中区社会福祉協議会	〒 231-0023 中区山下町 2 産業貿易センタービル 4F	681-6664	641-6078
横浜市長南区社会福祉協議会	〒 232-0024 南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8F	260-2531	251-3264
横浜市港南区社会福祉協議会	〒 233-0003 港南区港南 4-2-8 3F 港南区福祉保健活動拠点内	841-0256	846-4117
横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会	〒 240-0001 保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3F	332-2412	334-5805
横浜市旭区社会福祉協議会	〒 241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ぱれっと旭内	392-1133	392-0222
横浜市磯子区社会福祉協議会	〒 235-0016 磯子区磯子 3-1-41 磯子センター 5F	751-0739	751-8608
横浜市金沢区社会福祉協議会	〒 236-0021 金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢内	784-2222	784-9011
横浜市港北区社会福祉協議会	〒 222-0032 港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206	547-2238	531-9561
横浜市緑区社会福祉協議会	〒 226-0019 緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1F	935-7807	934-4355
横浜市青葉区社会福祉協議会	〒 225-0024 青葉区市ケ尾町 1169-22 ふれあい青葉内	972-7018	972-7519
横浜市都筑区社会福祉協議会	〒 224-0006 都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	943-4058	943-1863

名 称		連絡先	電 話	FAX
各区 社会福 祉協 議会	横浜市戸塚区社会福祉協議会	〒 244-0003 戸塚区戸塚町 167-25 フレンズ戸塚 1F	866-8483	862-5890
	横浜市栄区社会福祉協議会	〒 247-0005 栄区桂町 279-29 ピアハッピー栄内	894-8521	892-8974
	横浜市泉区社会福祉協議会	〒 245-0023 泉区和泉中央南 5-4-13 泉ふれあいホーム内	802-2150	804-6042
	横浜市瀬谷区社会福祉協議会	〒 246-0021 瀬谷区二ツ橋町 4 6 9 せやまる・ふれあい館 2F	361-2117	361-2328
横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンター		〒 231-8482 中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 8F	201-8620	201-1620
神奈川県視覚障害援助 赤十字奉仕団		〒 241-8585 旭区二俣川 1-80-2 神奈川県ライトセンター内	364-0026	364-0027
神奈川県社会福祉協議会 かながわボランティアセンター		〒 221-0835 神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 12F	312-4815	312-6307

(3) 障害者年記念基金

1981 年（昭和 56 年）の国際障害者年を記念し障害者の自立と社会参加の実現を目指して創設されました。

これまで、個人、団体、企業等の皆様から寄付という形で、多くの善意が寄せられました。

現在、この基金は、横浜市社会福祉協議会の「よこはま ふれあい助成金」として、障害者の社会参加促進のための調査、研究、研修、スポーツ、レクリエーション、交流サークル等の活動に役立てられています。

【問合せ先】 横浜市社会福祉協議会横浜市ボランティアセンター（上記）

■毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日は「障害者週間」です。

2004 年（平成 16 年）の障害者基本法改正により、「国際障害者デー」である 12 月 3 日から、国際連合で「障害者の権利宣言」が採択された 12 月 9 日までの 1 週間が「障害者週間」として定められました。

横浜市では、障害のあるなしに関わらず誰もが安心して地域で生活を送れる共生社会の実現を目指して、障害や疾病についての正しい理解と認識が広まるよう、普及啓発活動に取り組んでいます。

介護保険制度について

障害者が、介護保険サービスの対象者であるとき、障害福祉サービスとサービス内容が共通している介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先して利用することになります。介護保険サービスを利用するためには、あらかじめ要介護認定の申請をして、要介護または要支援の認定を受ける必要があります。

【窓 □】各区福祉保健センター（裏表紙）

ア 介護保険サービスの対象者

	第1号被保険者	第2号被保険者
	65歳以上の方	40歳以上 65歳未満の医療保険加入者
対象者	介護が必要な状態になった方	加齢に伴う疾病（国が指定する下記16種類）により介護が必要な状態になった方 第2号被保険者が介護保険のサービスを利用できる特定疾病 ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等） ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患） ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症（ウェルナー症候群等） ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等） ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※なお、次の施設に入所している方は、当分の間介護保険サービスの対象者にはならず、従来どおり入所施設から介護サービスが提供されます。

- ①児童福祉法の医療型障害児入所施設（旧：重症心身障害児施設）
- ②児童福祉法の指定医療機関（医療型児童発達支援の指定病床）
- ③独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の施設
- ④国立ハンセン病療養所等
- ⑤生活保護法の救護施設
- ⑥労働者災害補償保険法の被災労働者の介護の援護を行う施設
- ⑦障害者支援施設に知的障害者福祉法により入所する知的障害者
- ⑧指定障害者支援施設に障害者総合支援法の支給決定（生活介護および施設入所支援）により入所する身体障害者、知的障害者および精神障害者
- ⑨身体障害者福祉法による障害者支援施設（生活介護）に入所する身体障害者
- ⑩障害者総合支援法に基づく療養介護を行う病院に、療養介護による給付を受けて入院している方

イ 介護保険サービスの内容

居宅サービス	㊦ 訪問介護（ホームヘルプ） ㊥ 横浜市訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）※ 1 ㊥ 横浜市訪問型生活援助サービス※ 1 ㊥ 横浜市訪問型短期予防サービス※ 1 ㊥㊦ 訪問入浴介護 ㊥㊦ 訪問看護 ㊥㊦ 訪問リハビリテーション ㊥㊦ 居宅療養管理指導 ㊦ 通所介護（定員 19 人以上のデイサービス） ㊥ 横浜市通所介護相当サービス（デイサービス）※ 1 ㊥㊦ 通所リハビリテーション（デイケア） ㊥㊦ 短期入所生活介護（特別養護老人ホームでのショートステイ） ㊥㊦ 短期入所療養介護（介護老人保健施設・介護医療院でのショートステイ） ㊥㊦ 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等） ㊥㊦ 福祉用具貸与 ※ 2 ㊥㊦ 特定福祉用具販売 ㊥㊦ 住宅改修
施設サービス	㊦ 介護老人福祉施設（定員 30 人以上の特別養護老人ホーム）※ 3 ㊦ 介護老人保健施設 ㊦ 介護医療院
地域密着型サービス	㊦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ㊦ 夜間対応型訪問介護 ㊦ 地域密着型通所介護（定員 18 人以下のデイサービス） ㊥㊦ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） ㊥㊦ 小規模多機能型居宅介護 ㊥㊦ 小規模多機能型居宅介護（短期利用） ㊥㊦ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）※ 4 ㊥㊦ 認知症対応型共同生活介護（短期利用）※ 4 ㊦ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の有料老人ホーム等） ㊦ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ㊦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）※ 3 ㊦ 看護小規模多機能型居宅介護 ㊦ 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）
介護予防・生活支援サービス補助	㊥㊦ 横浜市訪問型支援 ※ 5 ㊥㊦ 横浜市通所型支援 ※ 5 ㊥㊦ 横浜市配食支援 ※ 5 ㊥㊦ 横浜市見守り支援 ※ 5

要支援の方は㊥のマーク、要介護の方は㊦のマークがついているサービスを利用できます。

※ 1 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスです。事業対象者（要支援相当の方で、基本チェックリストにより事業の対象になった方）も利用できます。

※ 2 福祉用具貸与は、要介護度等によって、利用できる用具の種目が限定されます。

※ 3 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、原則、要介護 3 以上の方が対象の施設になります。

※ 4 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 の方は利用できません。

※ 5 住民主体のボランティア等が行う介護予防・日常生活支援総合事業のサービスです。事業対象者も利用できます。また、要支援又は事業対象者のときから継続して利用する要介護の方も利用できます。

ウ 介護保険サービスの利用者負担

介護保険サービスを受けたときは、原則として費用の1割（一定以上の所得がある場合は2割または3割）が自己負担となります。また、自己負担の合計が一定額を超えた場合の払戻し制度や収入・所得、資産などが一定の基準に該当する場合の助成及び負担軽減の制度があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

助 成 ・ 負 担 軽 減 事 業 名	窓 口
・ 高額介護サービス費等 ・ 高額医療合算介護サービス費等 ・ 介護サービス自己負担助成	各区福祉保健センター保険年金課
・ 施設サービス、短期入所サービスにかかる食費・部屋代の補足給付（介護保険負担限度額認定証）	
・ 社会福祉法人による利用者負担軽減 ・ ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成	健康福祉局高齢施設課 【電話】 671-4901

※障害福祉サービスを併用している方であって合計の利用者負担額が37,200円を超える場合や、65歳に達する前の5年間に渡って特定の障害福祉サービスを受けていた方であって、所得状況、障害程度その他政令の定めに該当する方のうち、現在、特定の介護保険サービスを利用している場合は、「高額障害福祉サービス等給付費」の対象となります（22頁参照）。

身体障害者障害程度等級表

(太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢の上腕を2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とします。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とします。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とします。 3 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の等級とすることができます。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。					

※ 7 級の障害は 1 つのみでは手帳交付の対象となりません。

肢 体 不 自 由			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害						
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害		心臓 機能障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	ぼうこう又は 直腸の機能障 害	小腸 機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	肝臓 機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。

7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

8 重複障害で 3 級以上となったものは、1 種とします。ただし、一上肢の中での重複、一下肢の中での重複及び両上肢の重複の場合はこれにあたりません。

Ⅱ

身体障害者障害程度等級表

『横浜市障害者プラン（第4期）』について

○「横浜市障害者プラン」は、本市における障害福祉施策の基本的な指針を定めたものです。

第1期プランは平成16年度からの5年間、第2期は平成21年度からの6年間、第3期は平成27年度から令和2年度までの6年間の計画として策定しました。第4期プランでは、第3期の検証・評価結果を踏まえ、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として策定しました。令和5年度には第4期プランの中間期の見直しを行いました。

横浜市障害者プランと障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画との関係

年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画		
	障害児福祉計画			障害児福祉計画		

障害福祉計画・障害児福祉計画の見直し

- ※ 市町村障害者計画：障害者基本法により、市町村は、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務付けられています。
- ※ 市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画：障害者総合支援法・児童福祉法により、市町村は障害福祉サービスの利用見込み等を中心とした計画の策定が義務づけられています。横浜市では「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を「横浜市障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成しています。

【基本目標】

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるようまちヨコハマを目指す

【第4期の全体像】

様々な施策・事業は充実に向かっている一方、障害のある人への社会の理解は十分ではないという認識の下、改めて、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示したいと考えて、基本目標を設定しました。

第4期プランの構成では、日常生活の場面を4つにわけて考えました。さらに、普及啓発や権利擁護、人材確保など様々な生活の場面を支えるものを1つにまとめ、計5つの分野に施策・事業を分類しました。

分類	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安全・安心	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

また、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についてまとめ、将来像とそれに向けた取組を記載しました。

あ

愛の手帳	16
青い鳥郵便葉書の無償配布	74
あんしんセンター	11
あんしん電話の設置	32
安全運転相談（安全運転相談ダイヤル）	65

い

育成医療	99
一時入院（難病患者）	40
一定の身体障害者用物品に対する消費税の非課税	115
移動（ガイドヘルプ）	52
移動情報センター	52
医療型障害児入所施設	43
医療機関の案内	75
依存症相談窓口	7
医療的ケア児・者等コーディネーター	15

う

ウィリング横浜	75
運転免許取得費用の助成	65
運動会（スポーツ大会、横浜市身体障害者運動会）	123

え

NHK放送受信料の免除	120
NTT東日本電話番号案内料の免除	121
援護金（精神障害者入院医療援護金）	100

お

オストメイトマーク	79
-----------	----

か

外出支援	52
介助員の派遣（盲ろう者通訳・介助員の派遣）	53
介助犬の給付	54
改造教習車がある教習所	65
ガイドヘルプ	52
ガイドボランティアによる外出支援	53
各区社会福祉協議会	4
各区福祉保健センター	1
学齢後期障害児支援	9
貸付（生活福祉資金）	111
神奈川県在宅重度障害者等手当	103
神奈川県総合リハビリテーションセンター	10
神奈川県聴覚障害者福祉センター	6
かながわ難病相談・支援センター	14
神奈川県盲ろう者支援センター	6
神奈川県ライトセンター	6
神奈川県障害者職業センター	96
神奈川県障害者職業能力開発校	97
神奈川県能力開発センター	97
患者等搬送車利用料助成（在宅重症難病患者）	55

き

黄色いバンダナ	42
議会広報テレビ番組による情報提供	74
議会だよりによる情報提供	72
基幹相談支援センター	2
機能強化型障害者地域活動ホーム	41
機能訓練	37
技能習得費・自動車購入費の貸付（生活福祉資金）	65
虐待防止センター	14
救急時における手話通訳者の派遣	73
給付金（在日外国人障害者等福祉給付金）	110
給付金（特別障害給付金）	108
教育相談（教育総合相談センター）	89
教育相談（視覚障害児・重度の聴覚障害児の教育相談）	89
共同受注	98
居住支援協議会相談窓口	49
居宅介護等（ホームヘルプサービス）	31
居宅訪問型児童発達支援	87
緊急一時保護制度	40
緊急時の対応に関する相談（基幹相談支援センター）	2
緊急時の対応に関する相談、専門的・個別的な相談	3

く

区福祉保健センター	1
区役所への手話通訳者及びタブレット端末の配置	73
訓練・介助器具の購入費の助成	48

け

ケアプラザ	5
計画相談支援	3
軽自動車税の減免	116
携帯電話料金の割引等	122
県営住宅への入居優遇	51
県税事務所等	113
県内特別支援学校一覧	89
県民税の障害者控除	115
県民税の非課税	114
減免（軽自動車税の減免）	116
減免（個人事業税の非課税）	116
減免（自動車税の減免）	116
減免（水道料金等の減免）	120
減免（粗大ごみ処理手数料の減免）	119

こ

高額障害児通所（入所）給付費	30
高額障害福祉サービス等給付費	22
高額償還給付	22
後期高齢者医療制度	101
公共職業安定所	96
公共料金等の免除・減免	119
航空運賃の割引（国内）	63

後見的支援制度	12	市民税の障害者控除	115
高次脳機能障害支援センター	10	市民税の非課税	114
高次脳機能障害者専門相談	10	しゃ	
更生医療	99	社会参加訓練	94
更生相談所	1	社会福祉協議会（各区）	4
交通手段の割引等	55	社会福祉協議会（横浜市）	3
交通費助成（施設等通所者）	54	社会福祉法人型障害者地域活動ホーム	41
行動援護	52	若年性認知症支援コーディネーター	15
広報よこはまによる情報提供	72	しゅ	
こころの健康相談センター	7	住環境整備費の助成	50
こころの電話相談	7	就職支度費（生活福祉資金）の貸付	98,111
個人事業税の減免	116	住宅増改築費（生活福祉資金）の貸付	51,111
個人事業税の非課税	116	住宅に関する助成	50
固定資産税の減額	117	重度障害者医療費の助成	100
ごみ出しの支援	33	重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	36
コミュニケーションボード	76	重度障害者入浴サービス	31
雇用創出・啓発	98	重度身体障害者巡回判定	31
さ		重度の聴覚障害児の教育相談	89
災害時要援護者名簿	81	重度訪問介護	20
災害に備えた日ごろの準備	80	重度訪問介護利用者大学修学支援	36
災害時用ストーマ用装具の保管	42	就労移行支援	38,97
災害情報配信登録（聴覚障害者）	82	就労継続支援（A型）	38,97
災害用コミュニケーションボード	83	就労継続支援（B型）	38,97
在宅重症難病患者の患者等搬送車利用料助成	55	就労定着支援	36,97
在宅重度障害者等手当	103	就労支援センター	95
在宅障害児・者家庭援護活動	32	宿泊型自立訓練	38
在日外国人障害者等福祉給付金	110	手話通訳者の派遣	73
産科医療補償制度	112	手話マーク	78
し		巡回判定（重度身体障害者巡回判定）	31
JR 運賃の割引（東日本）	55	しょ	
市営住宅への入居優遇	51	障害基礎年金	107
市会傍聴席での文字表示等	74	しょうがい共済（心身障害者扶養共済）	109
視覚障害児の教育相談	89	障害厚生年金	108
視覚障害者の国際シンボルマーク	77	障害児育児手当金	106
歯科診療	102	障害支援区分	19
資金の貸付	111	障害児地域訓練会	87
自死遺族ホットライン	7	障害児入所施設	43
施設等通所者への交通費助成	54	障害児福祉手当	105
施設入所支援	43	障害者虐待防止センター	14
自転車駐車場の整理手数料の免除	67	障害者グループホーム	43
児童委員	5	障害者後見的支援制度	12
自動車運転免許取得費用の助成	65	障害者研修保養センター（横浜あゆみ荘）	125
自動車改造費用の助成	66	障害者控除（市民税・県民税）	115
自動車税の減免	116	障害者控除（所得税）	114
自動車駐車場の割引	67	障害者控除（相続税）	115
自動車燃料券	63	障害者更生相談所	1
児童相談所	1	障害者支援センター	4
児童発達支援	86	障害者自主製品販路拡大（ハートメイド）	98
児童発達支援センター	43	障害者週間	128
児童福祉法	28	障害者職業センター	96
児童扶養手当	106	障害者職業能力開発校	97

障害者自立生活アシスタント	34	精神障害者家族支援	40
障害者差別に関する相談	14	精神障害者生活支援センター	8,39
障害者スポーツ大会	123	精神障害者退院サポート	35
障害者スポーツ文化センター	124	精神障害者入院医療看護金	100
障害者総合支援法	18	精神障害者保健福祉手帳	16
障害者地域活動ホーム	41	精神通院医療	99
障害者年記念基金	128	成年後見制度の利用	12
障害者のための国際シンボルマーク	77	セーフティネット住宅	49
障害者ピア相談センター	5	税務署	113
障害者扶養共済	109	そ	
障害に関するマーク	77	送迎入浴サービス	31
奨学金	110	総合支援法（障害者総合支援法）	18
少額預金等・少額公債の利子非課税制度 （障害者等マル優・特別マル優）	117	総合保健医療センター	9
小児慢性特定疾病医療の給付	101	相続税の障害者控除	115
小児療育相談センター	86	相談支援	2
情報提供（議会広報テレビ番組による情報提供）	74	粗大ごみ処理手数料の減免	119
情報提供（広報よこはまによる情報提供）	72	粗大ごみの持ち出し収集	33
情報提供（社会福祉に関する情報提供）	75	た	
情報提供（ヨコハマ議会だよりによる情報提供）	72	多機能型拠点	41
情報提供（本市からの通知の点字による情報提供）	72	タクシー料金の割引	59
所得税の障害者控除	114	短期入所	40
しり		団体の一覧（障害児・者団体の一覧）	126
自立訓練	37	ち	
自立支援医療（育成医療）	99	地域移行・地域定着支援	36
自立支援医療（更生医療）	99	地域活動支援センター	39
自立支援医療（精神通院医療）	99	地域活動支援センター（障害者地域作業所型）	39
自立生活アシスタント	34	地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型）	39
自立生活援助	35	地域活動支援センター（中途障害者地域活動センター）	39
市立図書館の図書配送貸出	32,75	地域活動支援センター（デイサービス型）	39
しん		地域活動ホーム	41
進行性筋萎縮症児・者関連事業	101	地域訓練会（障害児）	87
心身障害児・者の歯科診療	102	地域ケアプラザ	5
心身障害者扶養共済	109	地域療育センター	86
身体障害者運動会	123	地下鉄運賃の割引（市営）	56
身体障害者健康診査	31	ちゅ	
身体障害者手帳	16	駐車禁止除外指定車の指定	68
身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付	54	駐車場の割引	67
身体障害者補助犬定期検診等	54	中途障害者地域活動センター	39
身体障害者マーク	78	ちょ	
信託受益権の贈与税の非課税	115	聴覚障害児（重度）の教育相談	89
す		聴覚障害者対応災害情報配信登録	82
水道料金等の減免	120	聴覚障害者情報提供施設	6
ストーマ用装具の保管	42	聴覚障害者福祉センター	6
せ		聴覚障害者マーク	78
生活介護	37	聴導犬の給付	54
生活訓練	38	つ	
生活福祉資金の貸付	111	通学通所支援	52
税金の控除・減免	114	通訳・介助員の派遣（盲ろう者通訳・介助員の派遣）	53
税金の窓口	113	て	
精神科救急医療情報窓口	7	手当（神奈川県在宅重度障害者等手当）	103
		手当（児童扶養手当）	106

手当（障害児福祉手当）	105	ハンディキャブ（リフト付車両）の運行	70
手当（特別児童扶養手当）	103	ハンディキャブ（リフト付車両）の貸出	70
手当（特別障害者手当）	107	ひ	
手当金（障害児育児手当金）	106	ピア相談	5
手帳の交付	16	ひとり親家庭等医療費の助成	100
鉄道運賃の割引	55	非課税（個人事業税の非課税・減免）	116
点字シール	85	非課税（市民税・県民税の非課税）	114
点字図書・録音図書の貸出	72	非課税（信託受益権の贈与税の非課税）	115
点字による情報提供（本市からの通知）	72	非課税貯蓄制度（障害者等マル優・特別マル優）	117
点字郵便物郵便料金の免除	72	筆談マーク	78
と		110 番アプリシステム	82
同行援護	52	ふ	
特定医療費（指定難病）助成制度	101	ファクシミリの設置	73
特別支援学校一覧	89	福祉型障害児入所施設	43
特別支援教育総合センター	88	福祉機器支援センター	44
特別児童扶養手当	103	福祉サービスの概要	20
特別障害給付金	108	福祉タクシー	69
特別障害者手当	107	福祉タクシー利用券の交付	60
図書配送貸出	32,75	福祉調整委員会	12
な		福祉特別乗車券の交付	58
生業費（生活福祉資金）の貸付	111	福祉のまちづくり	71
難病患者一時入院	40	福祉バスの提供	70
難病相談・支援センター	14	福祉避難所	83
に		福祉保健研修交流センターウィリング横浜	75
日常生活用具の給付	44	福祉保健センター	1
日中一時支援	40	福祉有償運送	69
入院医療介護金	100	福祉用具購入費（生活福祉資金）の貸付	48,111
入院時コミュニケーション支援	36	不在者投票制度	84
ニュー福祉定期貯金	122	扶養共済（心身障害者扶養共済）	109
入浴サービス（施設での送迎入浴サービス）	31	ふれあい収集	33
入浴サービス（自宅での訪問入浴サービス）	31	ふれあいショップ	98
ね		ふれあいスポーツ大会	123
Net119 緊急通報システム（Net119）	82	へ	
年金（障害基礎年金）	107	ヘルパーによる外出支援	52
年金（障害厚生年金）	108	ヘルプマーク	79
年金事務所	108	ほ	
年金生活者支援給付金	109	保育所等	87
の		保育所等訪問支援	86
能力開発センター	97	放課後キッズクラブ	88
は		放課後児童クラブ	88
パーキング・パーミット制度	68	放課後等デイサービス	86
ハート・プラスマーク	79	防災情報 E メール配信	81
肺炎球菌ワクチン接種費用助成	102	防犯情報 E メール配信	81
「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク	77	訪問指導	37
バス運賃の割引	58	訪問入浴サービス	31
発達障害者支援センター	9	ホームヘルプ（居宅介護）	31
ハマピック（横浜市障害者スポーツ大会）	123	ほじょ犬マーク	77
バリアフリー改修工事を行った住宅にかかる 固定資産税の減額	117	補助犬の給付	54
ハローワーク	96	補助犬使用の相談	12
バンダナ（災害時）	42	補助犬定期検診等	54
		補装具製作施設	48

補装具費特別助成	47
補装具費の支給	47
ボランティア活動	127
ま	
マル優・特別マル優	117
み	
耳マーク	78
民生委員	5
め	
免除（NHK 放送受信料の免除）	120
免除（NTT 東日本電話番号案内料の免除）	121
免除（自転車駐車場の整理手数料の免除）	67
免除（点字郵便物郵便料金の免除）	72
も	
盲人のための国際シンボルマーク	77
盲導犬の給付	54
盲ろう者支援センター	6
盲ろう者通訳・介助員の派遣	53
や	
Yahoo! 防災速報	81
ゆ	
UR 賃貸住宅への申込	50
郵便等による不在者投票制度	84
有料道路通行料金の割引	61
ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの利用	69
よ	
要援護者名簿	81
幼稚園	87
要約筆記者の派遣	73
横浜あゆみ荘	125
ヨコハマ議会だよりによる情報提供	72
横浜市高次脳機能障害支援センター	10
横浜市高次脳機能障害者専門相談	10
横浜市社会福祉協議会	3
横浜市障害者虐待防止センター	14
横浜市障害者後見的支援制度	12
横浜市障害者社会参加推進センター	94
横浜市障害者スポーツ大会	123
横浜市身体障害者運動会	123
横浜市総合保健医療センター	9
横浜市総合リハビリテーションセンター	1
横浜市発達障害者支援センター	9
横浜市福祉調整委員会	12
横浜市ふれあいスポーツ大会	123
よこはま住まいサポート	
（横浜市居住支援協議会）相談窓口	49
横浜生活あんしんセンター	11
横浜ラポール	124
横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設	6
ら	
ライトセンター	6

ラポール上大岡	124
り	
リハビリ教室	94
リハビリテーションセンター	1
療育センター	86
療育相談センター	86
療育手帳	16
療養介護	43
ろ	
録音図書の貸出	72
わ	
割引（JR 東日本）	55
割引（金沢シーサイドライン）	57
割引（携帯電話料金）	122
割引（国内航空運賃）	63
割引（市営地下鉄運賃）	56
割引（私鉄運賃）	56
割引（自動車駐車場）	67
割引（タクシー料金）	59
割引（鉄道運賃）	55
割引（バス運賃）	58
割引（有料道路通行料金）	61

広告

仲間づくり

加盟団体

会員募集中!!

横浜市肢体障害者福祉協会

NPO法人横浜市視覚障害者福祉協会

一般社団法人横浜市聴覚障害者協会

横浜市港笛会【音声機能(喉頭摘出)障害】

横浜市車椅子の会

横浜市脳性マヒ者協会

横浜市腎友会【腎臓機能障害】

横浜市オストミー協会【排泄機能障害】

横浜市中途失聴・難聴者協会

横浜しもみじ会【呼吸器機能障害】

公益社団法人

横浜市身体障害者団体連合会(浜身連)

はましんれん

皆さんの仲間づくりを応援します

啓発事業

- ・身体障害者福祉の集い(7月)
- ・広報紙『浜身連』発行(年3回)
- ・障害を伝える学習会『語りべ塾』(年6回)

移動支援

- ・ジパング倶楽部特別会員入会受付

スポーツ・レクリエーション事業

- ・身体障害者運動会(10月)
- ・ハンディキャップテニス大会(3月)
- ・ハンディキャップテニス教室(年10回)
- ・身体障害者囲碁・将棋大会(2月)

身体障害者社会参加訓練事業

- ・補装具着用訓練
- ・視覚障害者社会・家庭等生活訓練
- ・ろうあ者日曜教室
- ・音声機能障害者発声訓練
- ・車椅子ライフセミナー
- ・脳性マヒ者等ふれあいセミナー
- ・腎不全者栄養教室
- ・オストメイト健康教室
- ・中途失聴者コミュニケーション教室
- ・呼吸器機能障害者生活訓練教室



共に生きる社会を目指して

社会参加

障害者社会参加推進センター

障害者の自立と社会参加を応援します

構成団体

公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会

横浜市心身障害児者を守る会連盟

NPO法人横浜市精神障害者家族連合会

横浜断酒新生会

薬物依存症者を抱える家族会 NPO法人 横浜ひまわり家族会

- ・ピア相談(身体・知的・精神)
- ・身体障害者社会参加訓練
- ・パソコン講習会・相談室
- ・移動支援(ハンディキャブの運行・貸出)
- ・福祉学習の支援(講師紹介・福祉教材貸出等)
- ・普及啓発(障害者週間・障害者差別解消等)
- ・手話・要約筆記通訳者養成
- ・音訳・点訳奉仕員養成
- ・20歳を祝うつどい
- ・友愛の集い
- ・聞こえと補聴器講座



【障害理解ハンドブック】



【合理的配慮ハンドブック】

各種事業・イベント情報・入会・ボランティアのお問い合わせは

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752

障害者ｽﾎﾟｰﾂ文化ｾﾝﾀｰ横浜ﾗﾎﾟｰﾙ3階

公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会(はましんれん)

横浜市障害者社会参加推進センター

TEL 045-475-2060 FAX 045-475-2064

<http://www.hamashinren.or.jp>

浜身連



広告

障がいや悩んでるあなた 一緒に居場所を探そうよ

IKIカンパニー

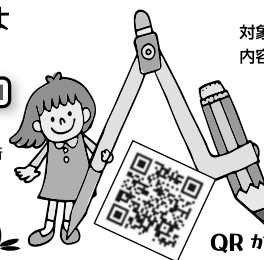
就労継続支援B型事業所

見学
いつでも
大歓迎



やりたい事・できるようになりたい事・何をしたらいいのかわからない人。
あなたの居場所を見つけるお手伝いをします。

ゆくゆくは就職がしたい
アーティスト、クリエイターをめざしたい！
工賃を稼いで自分の使えるお金を増やしたい



対象●障害者受給者証をお持ちの方
内容●受注作業：集計・記録作業
お菓子箱の折り・組み立て・袋入れ・シール貼りなど竹や壁紙クロスを使った自主製品の作成・販売などです
時間●10:00～15:00 *12時から1時休憩
工賃●180円(R7年度予定) 4半期還付金有
R5年度実績 平均工賃 16,166円(月)

QR からチェックしてね!

担当：星野

24時間
GO!

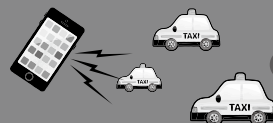
介護タクシー配車アプリ

アイケアゴー

アプリで簡単
介護タクシーが呼べちゃう。

病院の入院や退院、冠婚葬祭の移動など様々な移動のお手伝い。
行きたい場所を入力してサクッと移動できちゃいます。

ご利用は
こちら→



担当：和田

移動 ボランティア

モビボラしない!?

外出サポートが必要な方の付き添いをするガイドボランティアやヘルパーです。

- 1 ガイドボランティア 外出の付き添いボランティアです。登録だけでどなたでも。
- 2 有償運転ボランティア 有償福祉運送の運転ボランティア。要 講習+登録。
- 3 ガイドヘルパー 重度の障害者や要介護者の外出に付き添います。
資格取得研修+登録 + 当会「移さびよん横浜事業所」で活動展開中!

担当：江口

全てのお問い合わせは
コチラでも受付します



認定NPO法人 横浜移動サービス協議会
中区真砂町 3-33 セルテ 11F よこはま市民共同オフィス内

045-212-2863

横浜移動サービス 検索
メール center@yokohama-ido.jp



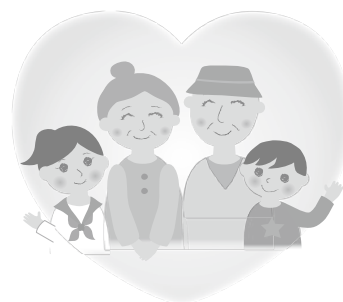
横浜市社会福祉基金

～ ご寄附のお願い ～

横浜の社会福祉の充実のために、ご寄附ください。
みなさまの温かなお気持ちをお待ちしています。

横浜市社会福祉基金は、「横浜の社会福祉の充実に役立ててほしい」という、市民の方のお気持ちによる遺贈から生まれました。

基金へいただいたご寄附は、こどもから青少年、高齢者や障害者に関すること、横浜市が行う社会福祉及び保健に関する事業など、広く社会福祉の向上に役立てていきます。



横浜市社会福祉基金のお申込み・お問い合わせ先

横浜市健康福祉局 企画課

TEL.045-671-3662 FAX.045-664-4739

Eメール kf-fukushikikin@city.yokohama.lg.jp

ホームページ 横浜市社会福祉基金 で 検索

広告

お困りごとをお聞かせ下さい

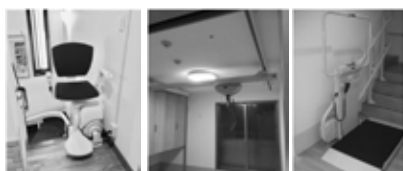
幅広い対応力と技術力でご利用者毎に異なる問題を解決します

設計・新築



グループホーム・作業所

福祉機器 設置



階段昇降機・天井走行リフト

リフォーム工事



手摺・トイレ・お風呂改修



Tri-angle

株式会社トライアングル

神奈川県横浜市港北区新羽町1807-1

建設業許可 神奈川県知事許可（般-2）第75738号

株式会社トライアングル一級建築士事務所 神奈川県知事登録第15298号

宅地建物取引業者 神奈川県知事（1）第30687号

TEL:045-545-2255

FAX:045-545-2250

<http://tri-angle.jp>



横浜市健康福祉局 障害施策推進課

令和7年6月発行

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

電話 671-3603 F A X 671-3566

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

広告

福祉用具の販売や住宅改修、 日常生活用具の給付に関するご相談は 当社まで!



福祉用具
販売・レンタル



■販売

電動ベッド

車いす

歩行器

杖・手すり

ポータブルトイレ

シャワーチェア

日常生活用具

■レンタル

電動ベッド

車いす

リフト 等

日常生活用具の給付

在宅生活に必要な用具のご提案や
給付に必要な見積り作成をいたし
ます。お気軽にご相談ください。

特殊寝台 / 褥瘡予防具 /
移乗移動支援用具 /
入浴補助用具 / 吸入・吸引器 /
便器 / 携帯会話補助装置 等

■対応エリア

横浜市 中区・南区・
港南区・西区・磯子区

住宅改修

手すりの設置

便器の取替

内装工事

段差の解消

リフトの設置

階段昇降機

扉の取替

床暖房

段差昇降機

床材の変更

水まわり設備

一般工事



専門スタッフが、ご自宅まで訪問し、皆さまのお悩みにお答えします。お気軽にご相談ください。



ホクゼン・アメニティ・サービス
TEL:045-625-4031 FAX:045-625-4026

ホクゼン

検索

<http://www.hokuzen.co.jp>

〒231-0811 横浜市中区本牧ふ頭 1 番地 1

広告

精神障害

発達障害

休職者

の就職・復職支援に特化!

無料キャリア相談 受付中!



「なりたい」を応援し ともに歩むパートナー
自分にあった働き方を見つけませんか?



障がいがある方の就職サポート

日本就労移行支援センター

NIHON SHURO IKOU SHIEN CENTER

横浜西口校

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 1-7-10

関内駅前校

〒231-0013

ハウスプラン横浜第二ビル 3 階 A
横浜市中区住吉町4丁目50番
グリシーナ馬車道6階

お問合せやご相談はこちら

株式会社日本就労移行支援センター

0120-985-440

HPはこちら



福祉保健センター(区役所内)窓口一覧表

※本文中に記載されている福祉保健センターの窓口の名称が、次の一覧にない場合は区の代表電話にご連絡ください。

区	所在地	区代表電話	サービス窓口	担当	電話番号	FAX	最寄駅
鶴見	〒230-0051 鶴見中央 3-20-1	510-1818	高齢・障害支援課	障害者	510-1847	510-1897	J R 鶴見駅 京急線京急鶴見駅
			こども家庭支援課	障害児	510-1839	510-1887	
			保険年金課		510-1810	510-1898	
神奈川	〒221-0824 広台太田町 3-8	411-7171	高齢・障害支援課	障害者	411-7114	324-3702	J R 東神奈川駅 東急東横線反町駅
			こども家庭支援課	障害児	411-7113	321-8820	
			保険年金課		411-7126	322-1979	
西	〒220-0051 中央 1-5-10	320-8484	高齢・障害支援課	障害者	320-8417	290-3422	京急線戸部駅 相鉄線平沼橋駅
			こども家庭支援課	障害児	320-8402	322-9875	
			保険年金課		320-8427	322-2183	
中	〒231-0021 日本大通 35	224-8181	高齢・障害支援課	障害者	224-8165	224-8159	J R・地下鉄関内駅 みなとみらい線 日本大通り駅
			こども家庭支援課	障害児	224-8171		
			保険年金課		224-8317	224-8309	
南	〒232-0024 浦舟町 2-33	341-1212	高齢・障害支援課	障害者	341-1141	341-1144	地下鉄阪東橋駅 京急線黄金町駅
			こども家庭支援課	障害児	341-1152	341-1145	
			保険年金課		341-1128	341-1131	
港南	〒233-0003 港南 4-2-10	847-8484	高齢・障害支援課	障害者	847-8459	845-9809	地下鉄 港南中央駅
			こども家庭支援課	障害児	847-8457	842-0813	
			保険年金課		847-8423	845-8413	
保土ヶ谷	〒240-0001 川辺町 2-9	334-6262	高齢・障害支援課	障害者	334-6384	331-6550	相鉄線星川駅
			こども家庭支援課	障害児	334-6353	333-6309	
			保険年金課		334-6338	334-6334	
旭	〒241-0022 鶴ヶ峰 1-4-12	954-6161	高齢・障害支援課	障害者	954-6128	955-2675	相鉄線鶴ヶ峰駅
			こども家庭支援課	障害児	954-6117	951-4683	
			保険年金課		954-6138	954-5784	
磯子	〒235-0016 磯子 3-5-1	750-2323	高齢・障害支援課	障害者	750-2416	750-2540	J R 磯子駅
			こども家庭支援課	障害児	750-2439		
			保険年金課		750-2428	750-2545	
金沢	〒236-0021 泥亀 2-9-1	788-7878	高齢・障害支援課	障害者	788-7849	786-8872	京急線金沢文庫駅 京急線・シーサイドライン 金沢八景駅
			こども家庭支援課	障害児	788-7772	788-7794	
			保険年金課		788-7838	788-0328	
港北	〒222-0032 大豆戸町 26-1	540-2323	高齢・障害支援課	障害者	540-2237	540-2396	東急東横線 大倉山駅
			こども家庭支援課	障害児	540-2320	540-3026	
			保険年金課		540-2351	540-2355	
緑	〒226-0013 寺山町 118	930-2323	高齢・障害支援課	障害者	930-2433	930-2310	J R・地下鉄 中山駅
			こども家庭支援課	障害児	930-2432	930-2435	
			保険年金課		930-2344	930-2347	
青葉	〒225-0024 市ヶ尾町 31-4	978-2323	高齢・障害支援課	障害者	978-2453	978-2427	東急田園都市線 市が尾駅
			こども家庭支援課	障害児	978-2457	978-2422	
			保険年金課		978-2337	978-2417	
都筑	〒224-0032 茅ヶ崎中央 32-1	948-2323	高齢・障害支援課	障害者	948-2316	948-2490	地下鉄 センター南駅
			こども家庭支援課	障害児	948-2321	948-2309	
			保険年金課		948-2336	948-2339	
戸塚	〒244-0003 戸塚町 16-17	866-8484	高齢・障害支援課	障害者	866-8463	881-1755	J R・地下鉄 戸塚駅
			こども家庭支援課	障害児	866-8468	866-8473	
			保険年金課		866-8450	871-5809	
栄	〒247-0005 桂町 303-19	894-8181	高齢・障害支援課	障害者	894-8068	893-3083	J R 本郷台駅
			こども家庭支援課	障害児	894-8959	894-8406	
			保険年金課		894-8426	895-0115	
泉	〒245-0024 和泉中央北 5-1-1	800-2323	高齢・障害支援課	障害者	800-2485	800-2513	相鉄線 いずみ中央駅
			こども家庭支援課	障害児	800-2448	800-2524	
			保険年金課		800-2427	800-2512	
瀬谷	〒246-0021 二ツ橋町 190	367-5656	高齢・障害支援課	障害者	367-5715	364-2346	相鉄線三ツ境駅
			こども家庭支援課	障害児	367-5703	367-2943	
			保険年金課		367-5727	362-2420	